

みならず又補給上の要點たる同地の占據に依り武漢平地と重慶との軍需品等の輸送を著しく困難ならしめ且つ揚子江南北の交通が遮断せられ非常なる迂回をせねば南北の連絡が採れぬ事になったのである、尙ほ十月上旬より約一箇月に亘り江南作戰を實施し杭州西方地區の敵約二十萬に決定的打撃を與へ、以て揚子江下流三角地帯を窮蹙する敵の企圖を封殺したのである。

(南支) 南支方面に於ては五、六月に亘り良口作戰を行ひ以て中支の宜昌攻略を容易ならしめた、其の後九月下旬佛印進駐に伴ひ同方面よりする授蔣補給路を完全に遮断することを得、從來同様の目的を以て南寧、龍州方面に派遣せられて居た我が南支軍の一部は其の任務が完全に終了したので去る十月末撤收を開始し十一月中旬一兵を損することなく完全に欽縣海岸を撤し、茲に機動豫備兵力を増強することを得た次第である。

今後欽縣海岸方面よりする授蔣補給の行爲に對しては我が海軍に依り監視遮断することになつて居る。

尙ほ佛印進駐に就ては八月三十日東京に於ける佛印進駐に關する日佛中央取極め成立に引續き爾後幾多の曲折はあつたが、九月二十二日に至り現地協定の成立を見、二十三日北部佛印に平和的進駐を開始した。

然るに本進駐に方り一部佛印軍との間に一時紛争を生じたのであるが、各方面の努力に依り間もなく平靜に歸し各部隊は逐次河内附近に進駐の上夫々任務に就き、茲に佛印よりする授蔣補給路の完全遮断並に重慶に對する異常なる壓力を加へ得ることとなり、引續き今日に及んで居る次第である、以上作戰の梗概に就き申述べたが、之に伴ふ占據地域の治安に就ては、現地軍の不斷の努力に依り格段の安定を見つつある次第である、然し乍ら敗退の難軍は尙ほ所在僻地に蟠居し他方潜行する共產軍勢力の増大は尙ほ輕視すべからざるものあり、軍は之に對し今後更に果敢なる討伐を行ふと共に、新政府とも密に協力し、特に支那民衆の宣撫獲得に留意し、占據地域の

迅速なる安定明朗化を期し不斷の努力を傾注しつつある次第である。

之を要するに現地陸軍としては、彼の廣大なる地域に於て約二百萬の敵正規軍の撃滅と其他所在の兵匪に對する積極的な討伐戰闘とを繼續して居る次第で其の苦心努力は到底内地に於て想像し得ざるものがある、而して如上の如く治安は漸次向上を見つつある情勢に於ても、軍としては更に討伐肅正を續行しつつ今後益々戦力を培養するの必要を感ずる次第であつて此點從來と何等變化なきものと思ふ。

以下敵軍の戦力低下の情況に就き申述べると、昨年度に於て敵の全面的反攻が殆んど皆無であつた事は前に申述べた通りであるが、更に敵の戦力を詳細に觀察すれば敵側軍隊の精神力の低下は最近著しいものがある、其れは近時の各作戰に如實に示されて居る所であつて、例へば交戦兵力に比して遺棄屍體が減少し逆に俘虜及歸順兵が著しく増加して居ることも其の現象の一である、又其の空軍は目下約二百機の微々たるものに過ぎず、専ら我が空軍との戦闘を避け居る狀況で其の他裝備の不良、給養の悪化は甚だしいものがある。

次に重慶の内部情勢に就き申述べると、全支に亘る我が中原制覇と封鎖の強行とに依り敵の困窮は日に甚だしきものがありと判断せられる、敵側財政は歳入の主體たる關稅、鹽稅、統稅の八乃至九割を失ひ爲に公債及紙幣の増發の結果法幣は戦前の四分の一程度に下落し物價指數は戦前の一〇〇に比し昭和十五年一月に於ては三三五であつたが十一月に於ては一舉八五〇を示して居る。

又共產軍は昨年度より却て其の勢力を擴大致し、爲に國共關係は昨春以降兩者の暗闘深刻化し一時兩者の主腦部間に一應の協定を見た様であるが最近再び兩者の關係は悪化せんとして居る。

以上の如く困窮の一路を辿りつつある蔣側が依然として抗戰を持續しつつある所以に就ては、幾多の原因ある

べきは固よりであるが其の主なるものの第一は、第三國の授蔣施策を大に評價し且之が將來の發展強化に大なる期待を懸けて居ることである、米國よりは一億弗、英國よりは一千萬磅の借款を得たのであるが本借款は從來の經濟的借款と趣を異にし多分に政治的意味を有するものであつて實際的效果は我が輸入路の封鎖強化並に附帶する各種條件等より見て大なるものなしと判断するものである、此點は支那有識者も既に諒解して居る様である、主なる原因の第二は、我が國體及國民性に對する認識不足より區々たる我が國內現象を見て今にも政治的乃至經濟的に破綻を來すやに判断して居ることである、斯くの如く蔣側をして我國を誤斷せしめて居ることは我々としても大に考ふべき點であらうと思ふ、蔣側の現状は大體以上の通りであるが今日尙ほ二百六十箇師約二百萬の軍隊は依然として蔣の命を奉じ、彼の政治力亦未だ權威を失はず、國際情勢亦樂觀を許さず、東亞に於ける全面平和の日は近き將來遽かに之を豫期し得ざるものがある。(以下略)

第三節 海軍報道部の公表

昭和十五年度の海軍部隊の活躍については同年十二月二十四日大本營海軍報道部から左の如く公表されてゐる。

聖戰第四年における海軍作戰の經過並に成果概要(大本營海軍報道部公表) 帝國海軍在支作戰部隊は昨年引續き常時陸軍部隊と緊密なる連繫を保持しつゝ或は之と協同し或は單獨に廣大範圍に亘れる各種作戰を遂行して隨處に多大の戰果を收めたり。

特に海上封鎖部隊は事變以來連綿不斷に寒暑風濤と闘ひつゝ常に沿岸の要所を監視すると共に主要港灣を占據閉塞して支那船舶の航行を遮斷し密輸を封じ以て敵補給線の斷絶に努めつゝありしが、七月十五日更にその強化を宣言して鎮海、泉州、興化灣、汕尾、三都澳、温州、海門等の諸港並に廣九鐵道沿線を急襲し敵陣地を擊破して殘敵匪賊を掃蕩し、戎克、荷揚施設その他の諸機關を潰滅し以て海上封鎖の完璧を期しつゝあり。

北支部隊は二月上旬以來その艦艇陸戰隊及び航空隊の全力を擧げて陸軍部隊の魯東作戰(山東半島の全面的掃蕩戰)に協力奮戦し大いに治安肅正の實を擧げたるも六月以降更に同様の作戰を繰返し、山東、江蘇沿岸並に射陽河、灌河河岸を日夜哨戒して第三國船舶及び戎克の密輸を完封すると共に、屢々陸戰隊を揚陸し或は陸軍部隊と協力して棗城、萊州、石灰嘴、三山、石島その他沿岸各地に蠢動する敵遊撃隊及び共產匪を討伐し治安肅正に寄與するところ甚大なるものありたり。

揚子江部隊は江口より岳州に至る蜿蜒八百餘哩に亘る本流を始めとし、大小幾多の支流湖上を制し、或は江岸に來襲する殘敵を掃蕩すると共に、隨處に陸戰隊を揚陸して敵匪の根據を衝き或は航行船舶を狙ふ敵移動砲兵の據點を潰滅し、又敵浮流機雷の搜索掃海に至つては連日連夜長江兵站線の確保に必死の努力を傾注せり、六月以降に於ては洞庭湖、君山方面の敵地を制壓し更に漢水、高郵湖其他に於ける陸軍部隊の掃蕩戰に協力し、又屢々陸戰隊を以て江岸奥地に進入し敵匪の巢窟を覆滅せり。

珠江部隊は又水路錯綜せる同流域に於て、揚子江部隊と同様錯雜不規なる作戰に従事して主要水路特に陳村水道、西江下流沿岸の敵兵並に戎克を掃蕩すると共に、牛角山島並に大淋島を攻略する等珠江水域並に附近の治安肅正に任じ着々その成果を擧げつゝあり。

海南島部隊は三月上旬より陸戦隊を増強し、陸軍部隊の協力を得て徹底的掃蕩を開始し、忽ち全島を席卷、主要部落を我掌中に収めたるも、その後依然餘喘を保ちて暗躍を續くる共産匪並に殘敵を撃滅し、尙航空部隊は陸軍部隊と協力してその巢窟を覆滅せり、特に石山、清瀾、峨蔓、石壁、陽江、嘉積、大成、樂安、感恩、和安、臨高、長坡その他百餘箇所に於て徹底的掃蕩を實施して漸次肅正の實を擧げ、今や明朗海南島を現出するに至れり。

この間海軍航空部隊は周知の通り全支に亘り制空權を確保して縱橫無盡の活躍を續け、凡そ作戦の行はるゝ所に海上に或は江上に我海軍航空部隊の活躍を見ざることもなく、克く各種作戦に全幅の活躍を致せり、六月以降に於ては宜昌、安慶、湖口、漢水、武鳴、南寧方面の陸軍部隊の進撃又は掃蕩戦に協力して頑敵の撃攘、敵堅壘の粉碎、敵の殲滅等作戦の進歩に寄與すること多大なるものありたり、又浙贛鐵道その他全支水陸各種の交通機關、軍需品貯藏庫並に軍事施設を爆砕し、或は四川、雲南省の邊陲に逃避屏息せる敵空軍を潰滅してその再建を封じ、更に敵首都重慶に對しては十二月二日迄に實に四十七回に亘る連続の大空襲を敢行してその軍事、政治上の重要機關を灰燼に歸せしめたり。

十月十八日滇緬路の再開を見るや、我海軍航空隊の精銳は機を失せず數次の連續爆撃を執行して同路の橋梁を次々に破壊し、殊に功果、惠通の二大橋梁の爆砕に依つて本輸送路を完全に遮斷するに至れり。

以上の作戦に於て江上艦艇の處分せる機雷並に海軍航空部隊の撃墜爆破せる敵飛行機數左の如し。

(一) 處分敵機雷數

(二) 飛行機に與へたる損害

年度	處分敵機雷數		撃破敵飛行機數			
	揚子江方面	珠江バイアス 灣汕頭方面	要項	確 實 不 確 實 計		
十三年	二、三一二	四一七	十二年	五二六	五二	五七八
十四年	一、五二六	五〇四	十三年	七六七	一五八	九二五
十五年	七五一	一〇八	十四年	一一五	二五	一四〇
計	四、五八九	一、〇二九	十五年	二六二	二三	二八五
			累 計	一、六七〇	二五八	一九二八
			我損害、十二年六三機、十三年五〇機、十四年二九機、十五年一一機			

第四節 事變三年の綜合戦果

大本營陸軍報道部では七月六日事變滿三ヶ年の綜合戦果を次の如く公表した。

支那事變勃發以來の綜合戦果は次の如くである。(昭和十二年七月より昭和十五年中旬に至る)

▽敵の遺棄死體 一、五八七、六〇〇

敵の遺棄死體は我の目撃せるもののみであり、然らざるものを計上するときは敵に與へた損害(死傷、逃亡、歸順等)總計尠くとも三百數十萬と判断せられる。

▽我戦死 八五、八〇〇

▽鹵獲品 △重砲野山砲一、三九八△洋砲六、八三二△迫撃砲、八五九△速射砲、高射砲等三五九△重機關銃四、一五六△輕機關銃一二、三五二△小銃三五七、七〇一△戰車、裝甲車、自動貨車等八九八△裝甲列車、機關車、客貨車等二、三三一△艦船三一〇

鹵獲品は判明せる主要なるものを示し、この外彈藥、器材、被服等枚舉に遑あらず。(註II 以上はソ満國境の分を含まず)

▽我戰線延長 約四千六百軒

▽占據面積 約百六十萬平方軒、我全土の約二倍半弱(約二・四倍)、占據地以外の支那本土との比約百分の五十

一、支那全土との比約百分の十六

▽陸軍航空部隊の綜合戰果(六月下旬まで)

一、支那事變における敵機に與へた損害

擊 墜 三九六機

地上爆破 一六八機

一、滿蒙國境においてソ聯機に與へた損害

擊 墜 一、三四〇機

地上爆破 三〇機

合 計 一、九三四機

一、我方の損害機數

支那事變	五七機
滿蒙國境	一三七機
合 計	一九四機

第五節 主要作戰經過

一、五原作戰

五原作戰は一月二十八日包頭より我部隊の進撃に開始され、傅作義、門炳岳及び馬鴻賓等の麾下約三萬に對して空陸の痛撃が加へられた後、二月三日五原を、四日臨河を、五日善闡を占領するに至つた。敵は狼山々系及び五家河の線或は寧夏省境に遁走した。而して本作戦は豫期以上の戰果を收めて目的を完遂するに至つた爲、二月十二日以降逐次作戰前の態勢に復歸し、再度敵軍蠢動せば、反覆出撃の待機姿勢を取つた。我が北支軍は二月十三日五原作戰の戰果を公表すると共に目的達成せるを以て一先づ撤兵する旨を表明した。

二、南寧作戰

我軍の南寧占領後蔣軍は、九塘方面の我が派遣隊に蝟集し攻勢をとり、南寧奪回の虚傳を放送したので、我軍は一月廿八日行動を開始し、蔣軍三十餘ヶ師に痛撃を與へた。作戰の目的を完遂した我軍は賓陽、九塘の市内數百ヶ所に通告を掲示して撤收し、二月十二日南寧附近に集結を完了した。

三、魯東作戰

元山東省政府主席沈鴻烈の直系魯東行營主任李尖良、魯東抗日聯合軍總司令趙寶元、第八路軍系山東縱隊第五枝隊長高錦純等の大小匪團約二萬は、山東半島東部地區に在つて蠢動を續けつゝあつたので、我方は陸海協力、二月七日行動を開始し、即墨、日莊、招遠、龍口を連ねる線上から進撃、二月十七日には海陽、芝罘の線に進出、一方石島に敵前上陸（十八日）した部隊と共に文登縣を包圍攻略し、二十一日半島東端の榮城を陥れて、本作戦は一段落となつた。

四、襄東作戰

五月一日より十八日に至る第一次包圍作戰は、漢水東岸の襄東平野を舞臺とし、湯恩伯、孫連仲、黃琪翔、商震、王纘緒、張自忠等各集團軍に大打撃が與へられ、いづれも白河河畔に粉碎せられ、張自忠の戦死は特に注目すべきである。

十九日以降の第二次反轉進撃作戰に於ては、我軍の原體勢復歸を豫想して、白河河畔に蝟集し來りたる湯恩伯軍其他に對し激戦三日潰滅的打撃が與へられた。本作戦に従事せる敵兵力は六十二ヶ師二十六萬、遺棄屍體三萬三千であつた。

五、襄西作戰（宜昌占領）

大本營報道部長談（六月二十三日） 去る五月行はれた襄東作戰に引續いて六月一日から漢水西岸地區に襄西作

戦が展開されたのであるが、六月十一日の宜昌占領並に同十七日の増援軍誘致反撃により本作戦は一段落を告ぐるに至つた、今襄西作戰の經過並に戦果に就て述べれば左の如きものである。

一、襄陽東方地區で二回に亘つて包圍殲滅戰を實施して約五十萬の敵を徹底的に打ちのめした我軍は息つく暇もなく先づ北方兵團は五月三十一日の夜に忽然襄陽下流から河幅千キロの漢水を渡河して全線東を向いて占領してゐた敵陣地を片方しから總攻めにしつゝ南方宜昌に向つて進撃した、一方南方兵團は六月五日に襄陽の南三百料の舊口鎮、沙洋鎮附近から漢水を渡河して北方兵團と呼應して漢水西岸地區の敵約五十萬を挟み撃ちにし、敵を包圍し乍ら遮二無二敵の戰略的據點宜昌に突入し、六月十一日完全に之を占領したのである。

二、支那側は宜昌陥落後もその事實を極力秘匿し、宜昌は依然支那軍の手に在る如く宣傳してゐたのであるが、十三日重慶ルーター通信によつて遂に日本軍占領の事實が報道され支那側も之を確認するの已むなきに至つたことは皮肉である。

三、我軍は十六日夜宜昌を撤退するかのやうに見せかけて同地を開放した所敵はマンマと我作戦に引掛つて再び後方より支那軍が侵入して來た、そこで我軍は襄東作戰の時のやうに直ちに反轉して之を殲滅し、同地は目下完全に我軍の手で占領してゐる、然るに重慶は相變らずデマを飛ばして「支那軍は十七日宜昌を占領した、十七日早朝宜昌における日本軍を皆殺しにした」等と放送してゐるのは何時もの事乍ら苦笑するより外はない。

四、この宜昌占領は最近重慶が「日本は最早進撃能力が無い、支那軍は守を轉じて攻となす絶好の機會である」と宣傳してゐたことを完全に覆したもので、重慶に對して大きな精神的打撃を與へたものと思はれる、又今度の襄西作戰の戦果を挙げれば敵の遺棄死體一萬八千、俘虜二千七百である、之に對し我方の貴き戦死者は二百

餘名であつて我犠牲一名に對し敵の損害は約百名に當ることになる、其他鹵獲品は小銃二千八百の外、火炮、彈藥、糧秣等は莫大なる數字を算し、從來の戦闘に比し豫想以外の大なる戦果を収めたものと言へよう。

五、本作戦で北方兵團の如きは十日間に三百五十軒の山地を進撃し、襄東作戦をも加へると四十二日間に千二百軒を突破したことになり、佛白國境から巴里迄僅か二百軒に過ぎないのに比べて支那の作戦が歐洲大戰より如何に大規模であるか判る、又本作戦の戦場は標高七百米前後の山地であり加ふるに百二十度の炎天下で行はれたのであつて歐洲大戰の戦場が地形、道路並に氣温等到底支那の比でないことを想へば皇軍將兵の勞苦が並大抵でない事が想像されると思ふ。

六、要するに襄西作戦は日本軍が初めて漢水を渡河進撃し巧妙なる作戦によつてめまぐるしき機動作戦を行ひ、敵陣地を兩方面で突破して分進包圍の結果大なる戦果を挙げたもので、敵が難攻不落と稱してゐた重慶防衛の正面主陣地宜昌を占領して重慶に精神的、物質的大打撃を與へたことに重大なる意義がある。

七、尙襄東襄西作戦の綜合戦果を示せば次の如くである。

遺棄死體	五八、〇〇〇
俘虜	四、五〇〇
大砲、機關銃	五七〇
小銃	一〇、二〇〇
各種彈藥	一〇、二七三、〇〇〇
白米	四三、〇二五俵

其 他

多數

右の如く從來の戦闘に比し俘虜の數が大であること、白米四萬餘俵を鹵獲せることなどは注目し値する。

第六節 南寧撤退

皇軍は十四年十一月廿四日以來十ヶ月有餘に亘り占據駐屯しつゝあつた廣西省重要據點南寧を作戰上の價値喪失のため十月廿八日放棄駐屯軍全部の撤退を執行した。後宮陸軍最高指揮官は南寧撤去に關し左の聲明を發表した。

皇軍南寧を占領してより正に一年に垂んとす、この間軍は重慶の西南糧道を封鎖すると同時に蠢動する抗日軍を數次に亘り撃摧し就中今春賓陽方面に於て二十數萬を殲滅したるは特に記憶に新たなる所なり、今や我軍は佛印に進駐を完了し援將路線の遮斷態勢を完全に形成し抗日支那覆滅の確固たる據點を把握するに至り、中繼的小都市たる南寧の占據は全く無意義となりたるを以て自發的に南寧を放棄するに決せり、然れども抗日軍にして我軍の行動を妨害することあらんか、我軍は忽ち地上及び空中の反撃を敢行し、南寧の徹底的潰滅を斷行すべきは言を俟たず、占據十一ヶ月の南寧を撤去するに當りこの地附近に善戰健闘せる抗日軍陣破者に對し深甚なる弔意を表す。

昭和十五年十月二十八日午後八時 南支派遣軍最高指揮官

南支軍報道部長談(二十八日午後八時) わが南支軍は本日南寧を放棄した事を聲明した、抑々軍が昨秋南寧方

面に兵を進めてより茲に十一月、この間南寧附近にあつて抗日軍の補給路を完全に遮断すると共に、附近に蠢動する敵を數次に亘つて撃碎し殊に今春賓陽方面においては二十數萬の抗日軍を殲滅して大打撃を與へ、遂に南寧近傍には抗日軍の蠢動を認めざるに至らしめて軍作戦の目的を完全に遂行し、更に最近においては佛印に進駐し援將路線の完全なる遮断態勢を形成して抗日支那を覆滅すべき確固たる據點を把握した、今や欽州灣沿岸佛印兩方面の輸送基地を我軍が扼守するに於ては作戦上何等價値なきに至りしにより軍は南寧を放棄し堂々肅々撤退して某地に集結したのである、我軍無き後に激戦を交へて遂に其地を奪還せりと虚偽宣傳し豪語するは抗日軍の常套手段であつた、今次の南寧放棄に關しても同方面の抗日軍は自己保身の爲め虚報を放ち將領これに雷同して恰も武力を以て奪還せし如く虚偽宣傳に狂奔するであらう、然し本狀況に關する抗日軍の行動に先だち我軍は茲に放棄を明言公表するのであるから我の自主的放棄なることは歴然たるものである、但し抗日軍にして武力又は謀略に依り南寧を奪回せしが如き虚偽の言辭を敢て弄し、或ひは爾後に於ける我軍の行動を妨害するの舉に出づるに於ては、軍は忽ち反撃と爆撃を敢行して南寧の徹底的潰滅を施行するのみである。

かくて我軍は十月廿八日以來撤収を開始し、十一月十三日夜は欽縣をも撤退して此方面の兵力を他に轉用したが、大本營陸軍部では撤退に際して我一兵の損害なき由左の如く發表した。

大本營陸軍部發表(十一月十四日午後五時) 昨年十一月中旬以降わが軍の一部は欽縣及び南寧を占領して佛印方面より重慶に對する補給路の遮断に任じありしが、過般皇軍の佛印進駐に伴ひその任務を全く終了せるを以て一月二十八日南寧の撤収を開始し、更に十一月十三日夜欽縣を撤し、以て該方面の兵力を他に轉用しつゝあり、吾に一兵の損害なし。

第二章 重慶政權

第一節 重慶政權の一年

一九四〇年度は重慶政權にとつて危機の一年であつた。汪一派の和平運動が進展し、南京還都が實現し、重慶政權は和平派の動搖を防止するに躍起であつた。一方重慶の弱味につけこむ共産黨は分裂的傾向を示し、國共の武力衝突は頻繁に繰返へされた。日本の封鎖作戦は、歐戰の發展と平行していよく強化し、頼るはビルマ・ルート、佛印ルートのみとなつた。而かも國際關係は英米の對日妥協傾向が濃化するにつれて悪化し、佛國の對獨降伏後、佛印ルートが閉鎖され、續いてビルマ・ルートも英國の對日緩和政策の犠牲となつた。加ふるに米内々閣の末期に至つて米國の對日妥協機運が重慶政權の前途を暗澹たるものとした。

「最近數週の重慶政府は不運の連続に遭遇して居り、一役人の如きは記者に對し、日支戰爭勃發以來今日程暗黒な前途感を持つたことはない」と洩した、従つて一部では望み得る最良の條件で日本と講和を行ふ可能性を考慮し始めてゐるのは事實である」

とはニューヨーク・タイムスの七月廿八日號の重慶電報の一節である。

然るに近衛内閣成立し、纏て三國同盟の締結を見るや、英米は相携へて重慶援助に乗り出し、連続的に借款供與を聲明し、ビルマ・ルートは再開された。重慶は民主々義陣營の驥尾に附して抗戦を續けることの可能性を信じるやうになつた。剩へ日米戦争の希望をさへ抱かしめられた。茲に於て重慶は俄然強氣となり、共產黨に對する高壓的彈壓態度をすら示すに至つた。かくて破局的新四軍事件の發生に至るのであるが、重慶の軍事的經濟的抗戦力の低下はつるべ落ちに顯著な趨向を示してはゐるものゝ、國際政局の一端に寄生する重慶政權の抗日意思是、凡そ前述の様な階梯を踏んで一九四〇年を終つた。一九四一年三月廿五日、八中全會開會に臨んで蔣介石が、「今や支那の最大危機は去つた」と大見榮を切つたのは上記の如き事情から一應首肯出來やう。

一方而し、重慶政權の軍事力量は一九三九年末の冬期攻勢失敗以來著しく低下し、殆んど大規模の進攻を企て得ない事情となつた。經濟的には法幣の發行額八十億を示し、極度のインフレと運輸の停頓から各地は物價の昂騰に苦しむに至つた。更に軍事諸都市及びビルマ・ルートに對する我が空軍の連續爆撃は抗日政權を一層無力化した。無力化した政權は強國の附庸國たる性格を顯著にした。一九四〇年度の重慶政權の最も著しい變化は、國際的に決定的な性格を與へられた點にあらう。

第二節 重慶と和平問題

陶希聖、高宗武は汪派を裏切り（前篇参照）一月三日香港に赴き、「日支新關係調整要綱」に關する試案——一九三九年十一月、周佛海、梅思平、陶希聖が上海において影佐武官と協議したもの——の内容を寫眞に撮つて重慶政府に送付した。而して其の内容を一月二十一日香港の大公報に掲載した。之に對して蔣介石は二つの聲明を發表した。

一、「全國軍民に告ぐるの書」

二、「友邦人士に告ぐるの書」

である。前者は、支那がこれらの條件を承認することは殆んど全支那人を擧げて日本の奴隸とするに等しいといふ意味を長文に述べたものであり、後者は、陶、高の送付した所謂日汪協定の寫しを添へて重慶の各國大使館に送付されたもので、譯文左の通りである。尙ほこの聲明發表前、即ち一月十六日に汪精衛は青島會談を前にして南京より鄭重に蔣介石に對して停戦和平を勸告してゐるが、蔣は勿論これには一片の回答をも與へず、二聲明を以て間接の返答をしてゐるのである。

友邦人士に告ぐるの書 本月（一月）二十二日香港各紙上に發表された日本側と汪兆銘とが、最近上海に於て調印を行つた「中日新關係調整要綱」協定は、それ自體何等の價値、效力を發生するものでない事は元より、必然一顧の價値すらないものである。併し乍らそこに明示されてゐる日本の野心に關しては、吾人が極度に之を重視すべき價値を具有してゐる。されば余はこれに對し忌憚なき所見を披瀝し、以て我が各友邦政府とその人民に告

げんとする次第である。

日本の對外國策は武力を重んずるが、信義を輕んじてゐる。即ち過去の對華、對露、對獨のこの三戰果より見るも總じて最高の代償を獲得した。こゝに於てか、日本の×関は遂に戰爭を以て最も有利な投資事業となすに至つた。かくて、日本×人の日本國內に於ける地位亦これにより崇高無比のものとなり、就中九・一八事變(滿洲事變)以後の日本は、完全に×関統治の國家と化してしまつた。日本×人の幻想は實に全世界征服にある。この種の幻想は世人が知悉する所謂田中(大將)の上奏文中にも「世界を征服せんと欲せば先づ中國を征服せざるべからず、中國を征服せんと欲せば先づ滿蒙を征服すべし」とある。これが田中の上奏文の骨子であり、而も亦今日×人統治下にある日本の唯一とする國策である。さり乍ら中國は斯かる日本×人の狂暴は夙に之を知悉し眼光に徹してゐた。従つて日本の侵略に對しては、惜しみなく一切を犠牲に供しても抗戰を發動し、以てこの世界和平を攪亂せんとする日本膺懲の聖師を起したのである。中國は深く信ずる、中國は抗戰により中國の生存を保衛することが出来、日本が中國の資源と人力を利用して安南(佛領印度支那)、印度等の小亞細亞、比律賓、南洋群島及其他太平洋沿岸國家等の征服、延いてはその世界征服の目的を不能ならしめ得るものと。回顧せば一九一五年、日本が中國政府に二十一ヶ條を提出した時、歐米有識の士はこれを見て驚愕し、これを以て日本が中國滅亡の野心あることを認識し、若しこれを阻止せざればその趨勢は必ずや世界を害するに至るであらうとした。これが爲め世界大戰後、九ヶ國條約を締結し門戸開放、機會均等等の原則を確定し、中國の領土行政主權の完整尊重を約し以て太平洋の和平を保障したのであつた。顧るに、時未だ尙久しからざるに日本の野望は復び萌芽し、遂に九・一八の事變となつた。然し乍ら歐米各友邦の一部人士が、過去に於て到底爲し得ざるものと深く信じてゐた日本

軍人田中の上奏文にあつたこの夢幻の如き野心の實行は、今日尙二ヶ年有半に亘る日本×関の對華作戰となつてゐる。我方は現在既に日本をして重大挫折を來さしめてはゐるが、この侵略は夙に我方の豫期してゐた所であつた。併し吾人は又その禍根の深からざることを望んでゐる。然るに事實は全くこれと相反し、二十一ヶ條要求に繼ぐ『中日新關係調整要綱』なるものが、今日吾人の前に出現したのである。而もこの所謂『中日新關係調整要綱』の其性質が峻烈なることは、正に彼の二十一ヶ條亡華條約時代を彷彿せしむるものがある。抑も『中日新關係調整要綱』なるものは、日本×関政府が創作せんと企圖する傀儡政權との間に締結された一種の協定であつてその規定に據れば凡そ中國の内政、外交、軍事、財政、經濟、貿易、交通、航空、資源、教育、文化等は必然日本の統制監督下に置かざるを得ざるに至るのである。換言せば、この種の規定は實に全中國をして日本の保護下に置かざるを得ざるのみならず、九ヶ國條約の精神と文字とに全く違背し、九ヶ國條約を根本から破摧するものである。日本が中國經濟を獨占せんとする欲望は、中國の門戸を封鎖し、又各國の在華經濟、産業、商務に關する機會均等を消滅せしめ、以てその田中上奏文の計畫を實現せんとすることは既に顯然たるものである。日本が我が東北(滿洲)を侵略せる時、世人は尙日本は中國全土に亘り侵略をなすには至らずとしてゐた。然るに現在は如何？ 日本は我東北地方占領以後、數年を経たる今日は如何？ 若し中國がこの二年有半の間に起らず、而も決然として抗戰せざれば、實に安南(佛領印度支那)、印度、南洋群島のみならず、比律賓等の地は果して今日の如き安全無恙を得られてゐるだらうか。日本が九・一八の侵略政策發動以來、各友邦は日本の行動に對し既に九ヶ國條約に基き、その立場より屢々極めて嚴重なる抗議を重ねた。然るに日本はこれ等を凡て不合理なりとし、根本的に友邦の公意、國際信義を蔑視したる爲め、世界の公論は贅言を要するまでもなく顯然沸騰した

のであつた。然るに日本は今日、列強の關係を調整せんとする意圖ありと謂つてゐるが、日本の企圖なるものは欺瞞的手段に訴へ日本の一方的條約破棄により、各國の合法權益の無視と、而も又その樹立する所謂『東亞新秩序』なる權利に對する列強の承認を獲得せんとするの外何ものでもないのである。今にして觀れば日本は汪兆銘と締結せる此協定により、日本×閣政府が更に各友邦に欺瞞の一步を進め、且つ又根本から各友邦の在華權益を取消さんとするのが充分に證明されるであらう。換言せば、日本は敢然一切を顧みることなく、其の所謂『東亞新秩序』の建設に専心し、その侵略野望はこゝに總てを暴露するに至つたのである。日本は其の主權以外の區域内に既定の條件（新秩序）及び情勢の支配を擅にし、而も自ら該區域内に於ける權力の淵源及び一時的なるにせよその運用を主宰し、且つ又拒絶を以て正義及び理智の根據とし、各關係國との自由談判及び協議上の合法手段により各種問題を解決せんとしてゐるが、これ等は均しく日本が各關係國家の合法且つ公然尊重すべき權益に對し絲毫も誠意なきことを證明するものである。

而して日本は現在更に嚴然としてその根本方針に變更を加へて來た。即ち一方に於ては中國の傀儡政權樹立に努力し、他方に於ては尙樹立工作途上にある傀儡政權と協定を締結し、所謂『日滿支三國經濟ブロック』を組織し、且つ又中國の政治、經濟、軍事、外交、文化等々を總て日本の統治下に統制せんとしてゐるが、その爲に其の他各國の在華一切の活動は日本の國策遂行により均しく打撃を被つてゐる。この『中日新關係調整要綱』なる日・汪協定は更に根本から各國の東亞に於ける地位を消滅せんとするものたるを失はない。

惟ふに日・汪協定内容に明示されある日本の野望は、實にこれのみにはとゞまらない。其の規定を觀るに『華北及び蒙古には國防上並に經濟上の見地より中日強度の結合地帯を設定し、蒙古地方は前項の外、防共關係によ

つて特別に軍事上及び政治上の特殊地位を設定すべし』とする共同防共の目的に到達し、『日本は所要の軍隊を華北及び内蒙の要地に駐屯せしめ』且つ又中國と『別箇に中日防共軍事同盟を締結す』としてゐる。この外日本は華北及び蒙古の資源開發並に利用に對して特別の利權を有し、中國に於ける駐屯地内の鐵道、航空、通信及び主要港灣、水路に對しては均しく其の軍事上の要求權及び監督權を保留し、而も更に共同防共軍事同盟に藉口し、中國の全國各地に駐兵せしめ、永久に撤兵の目がないのである。而もこれのみではない、日本よりの顧問を派遣することゝなつてゐるが、就中其の強度結合地帯内の一切の統制は總てこれ等によつて……等々、總て共同防共を口實とし、其の目的とする處は永遠に中國を控制し、太平洋を獨霸せんとする爲に外ならぬものである。これに關し特に注意すべきことは、日本は一方に於ては汪兆銘と昨年十二月三十日の共同防共と太平洋獨霸の祕密協定を締結したが、他方に於てはこれと相前後して米國に對しては日米通商臨時協定締結要求を提出し、ソ聯に對しては漁業協定の延長並に日ソ通商條約の締結及び國境交渉を進めてゐる。これ等は凡そ各友邦を愚弄せんとするもので、その心中の險惡さ、手段の卑劣さは果してどうであるか？ かくの如きが少くも國際信義ありと言へるだらうか？ 而も亦『楊子江下流域に經濟上の中日強度結合地帯を設定し』華南沿海の特定島嶼に特殊地位を設定し『日本の艦船部隊は長江筋の特定地點及び華南の特定島嶼に碇泊駐屯す』等の項、或は『中國は第三國關係の一切の措置に對しては總てこの日・滿・支三國相互提携の原則に違背せざるものとする』が如きは、實に中國の外交大權が完全に其の控制を被る處となるのみならず、資源及び貿易上に於ても日本の爲めに蹂躪され、産業、財政、經濟政策、關稅制度、稅率に至るまで完全に其の統轄を被り、航空、交通、通信、海運、河運等も亦完全に其の獨占を被り、更に亦上海は日本の勢力範圍に陥り、海南島と厦門とは特定區域として指定され

る等々であるが、これらは均しく日本の野望を證明するものである。即ち日本は大陸を侵略して中國を獨占し、而も各國の太平洋上に於ける權益を排除し、果ては東亞各國の領土、即ち印度、安南(佛領印度支那)、比律賓等の地を脅威せんとするその行動たるや、實に傍若無人の類に屬するものと謂はなければならぬ。

日本は今日英、米、佛、ソ聯等太平洋上の關係國家と外交關係を調整せんとする相貌を呈してゐるが、其の眞意は決して外交を調整するに非ずして各國を欺瞞し、各國が中日戰爭期間中日本に對して積極行動をとらざるやう費求するに外ならぬ。されば各國の合作に對しては防制と破壊とに全力を挙げ日本が眞に中國を獨占し、而も中國の富源と人力とを利用するに至らば、必ずや日本は北進してソ聯を攻撃し、南進して英、米及び佛國の領土を侵略するに至るであらう。

田中の上奏文中に敘述されてある日本×人が幻想する最後段階は、即ちそれなのである。これ故に中國の抗戰は當初より直接的には中華民族の自由獨立と生存を保障し、間接的には太平洋上各友邦の利益と未來の安全を保障するものなりと深く信ずる處である。されば中國の抗戰が擔ひつゝある責任は、一方に於ては中國四億五千萬同胞を日本×閥の奴隸たらしんとするを排除するにあるは元より、同時に他方に於ては將來各友邦の安全と自由とを保障し且つ緊迫しつゝある對日戰爭を免がれしめんが爲めである。されば中國が今次の抗戰に甚大な犠牲を拂つてゐることは固より贅言を要せざる處であるが、其の意義と價値とは全世界の禍福、利害に影響する處極めて深甚である。各友邦は果してこの中日戰爭を單なる兩國間の戰爭であるとのみ視てゐるであらうか？ 今日、日本の野望は愈々露骨を示して來た。併し乍ら各友邦は只傍觀し或は中立の名の下にこの野心國を放任してゐるがそれでよいのか？日本のこの態度は固より顯著なる事實である。余は各友邦がこれに關し深甚なる注意を拂ふや

う特に切望する。今や日本は既に泥足を中國といふ泥沼の中に入つ込んで、抜き差し出來ない破目にはまり込んでしまつてゐるのである。又中國は現在正に其の全力量を擧げて太平洋唯一の公敵、世界人類共同の禍首に打撃を加へつゝあるのである。吾人が各友邦朝野に望んでやまないことは、徹底的に日本の野望の全貌と、太平洋上の根本問題である各國共同の禍患の所在を認識し、この機に於てこれを解決せざれば、則ち痛腫を養つて患となし、必ずや臍を噬むの悔を貽すに至るであらう。さればこの日本の國力疲弊困憊の際、各國政治家は一擧手の勞をとることによつて太平洋上永久無窮の禍患を除去することが出来るのである。併し乍らこれを計らず日本をして恣にその振舞ふがまゝに放任せんか、將來必ずや日本をして千百萬の人類の生命を傾使せしむるに至り、億萬兆の金銭的代價を支拂ふも恐らくこの『滔天浩劫』を挽回する事は必然不可能となる。各國の政治家は各本國の根本利益上の保障は言ふまでもなく世界人類の文化、和平の維持が千秋萬世を通じ保障し得られるなきに至るのであるから、均しく、その擔ふ歴史的責任を逃避することは出來ない。従つて吾人は特に太平洋と密接なる關係を有する各友邦が、斯く重大なるこの事態をよく認識されんことを希望してやまない次第である。言ふまでもなく歐洲戰亂に對する諸國の見解と利害は夫々異つてゐるであらう。併し乍ら極東の今日の地位は斷じて矛盾と衝突に終始してゐるのである。又各國の目的たるや決して不同のものではなく、利害も亦一致してゐるのである。故に相互に誠意を開陳して共同動作をとり、迅速且つ有效適切なる行動を以て日本の侵略を制止せしめなければならぬ。然るに只、徒らに枝葉末節問題に捉はれ躊躇逡巡する處あらんか、極東に對する根本合作を阻害し、遂に日本をして強化擴大の機會を與へ、延いては絶大なる禍根を包藏せしむるに至るのは蓋し必然である。かくて吾人が更に切實に各友邦に望むところは、過去に於て各國はその通商關係により財力、物資及び軍需品等を日本

に賣却供給してゐたが爲に日本は對華侵略を繼續し、中國無辜の民衆を屠殺してゐたのである。されば、此際有
效適切なる方法を迅速に發動し、以て日本への物資及び武器原料の來源を斷絶し、極東に於ける合理的秩序を一
日も早く恢復しなければならぬ。吾人は諸友邦を深く信頼してゐる。即ち切實に中國の抗戦を援助し且つ即刻封
日禁輸を斷行せば日本をして對華侵略を繼續することを得ざらしめ、日本の軍勢はやむを得ず必ずや中國領土よ
り撤退し、極東の正義を招來し和平を安定し、各種の富有なる財力及び軍需資源は我が友邦政府と人民との掌中
に歸し、これを操縱することができるようになるのである。願はくば眼光遠大なる友邦政治家各位、常識豊富な
友邦人士は、よく余の言を容れ奮起よく世界正義の盾たらんことを。

尙ほ當時重慶の空気を反映せるものとして、一月二十五日重慶大公報は蔣介石政府の要求する日支
和平の具體的條件六項目なるものを發表したが、條件六項目は左の通りである。

大公報の和平條項

- 一、支那の領土主權は完全無缺でなければならない、その中には東北四省及び既に期限満了せる租借地である
大連及び旅順の如きものが含まれる。
- 二、千八百九十四年の日清戦争以來兩國間に締結せられた一切の不平等條約即ち租界工場設立、内河航行一切
の不平等條約の廢棄。
- 三、支那は孫文の政策に隨ひ經濟建設のため外國の投資を歡迎する、日本にも他の諸外國と同等の權利を與へ
るものである、一切の日本の對支投資例へば滿鐵、撫順炭鐵、鞍山鐵鑛の如きは支那の法律に隨つて根本的
に改組されねばならぬ、かくしてはじめて支那政府はかゝる日本の投資に對して法律上の監督と保護を與へ

るであらう。

四、支那と日本と通商條約を締結し國際貿易の促進をはかる、支那にある日本人民は必ず支那の法律に隨ひ、
支那法廷の管轄下に置く。

五、朝鮮及び臺灣の解決はすべからく民族自決主義の原則に基いて行はるべきである。

六、東亞の人民の國際間において享ける所の不平等待遇については支那は日本と協力、國際正義と平等のため
に國際會議中であつて闘ふ。

其の後汪精衛は十一月廿七日、日支條約調印に先立つて對蔣和平勸告通電を發して居るが、重慶の
反響はなかつた。重慶には一部に和平派があり、又一般の反戦氣分も種々傳へられるが、全體は依然
として抗戦繼續に傾いてゐる。

第三節 國民參政會第五次大會

一、蔣介石の開會演說

國民參政會第五次大會は四月一日午前十時より重慶に於て開會された。出席參政員百四十五名、政
府側からは立法院長孫科、司法院長居正、考試院長戴傳賢、監察院長于右任、行政院副院長孔祥熙、
軍事委員會委員馮玉祥、振務委員會代理委員長許世英、內政部長周鐘嶽、經濟部長翁文灝、軍政部長

何應欽、教育部長陳立夫、外交部長王寵惠、農林部長陳濟棠、司法行政部長謝冠生、中央組織部長朱家驊、僑務委員會委員長陳樹人、後方勤務部長俞飛鵬、重慶衛戍總司令劉峙、及び中央委員鄒魯、何健、劉紀文、洪蘭友、楊虎等三十餘人出席した。(以上は現重慶政府の陣容を知る資料ともなるので特に香港華學日報から譯載した)

議長蔣介石着席の後全員起立、陣歿將士及び遭難同胞に默禱三分間の後、蔣介石の演説約四十分あり、ついで林森の訓辭(王世杰秘書長代讀)、張伯苓副議長の演説、參政員代表梁上棟の演説等があつて第一日を終つた。

蔣介石演説の要點 一、本會同人は閉會中の工作として川康建設期成會が五個の辦事處を設立し、擔任委員は各地を視察し政府に報告して改善の根據を作つた。又憲政期成會は種々の問題を研究し、又北支視察慰勞團は陝西、河南、山西、河北各省に赴いて軍民を慰勞し、更に軍事委員會軍風紀視察團にも參加して前線に出發した。次に半年來の軍事外交政治を報告する。

二、我等の軍事力量は愈々充實し、湘北、粵北、桂南、鄂北、晉南、西綏に於て敵に累次致命的打撃を加へ、この三ヶ月來敵の死傷は増加し、我等は漸次敵を殲滅せんとしてゐる。

三、世界各國は一致我國に同情し、殊に米國の二十萬弗借款は無限の感激を覚えしめるものあり。
四、内政に關しては地方自治を促進し憲政の基礎を確立する爲昨年九月「縣各級組織綱要」を公布したが、人民の訓練と組織は一段と努力を要する。

五、經濟方面に關しては工鑛業は既定の擴充計畫を遂行すると同時に農業生産の擴充緊要なるに鑑み農林部を特設した。財政金融方面では四行聯合總處を設立し、金融網の擴大増設、爲替基礎の安定、生産資金の吸收支出等極めて效果顯著である。

六、敵人方面は軍力衰弱し、公債は消化せず、紙幣は濫發され、農村の勞力缺乏し、石炭電力の不足は工業の經營を困難にし、人民生活は不安を加へ社會の基礎は到處に動搖してゐる。火災も頻發し人禍天災枚舉に違あらず、〇〇の專横甚だしく、七十五議會の内情に見るも世界に例なき暗黒政治を現出してゐる。

七、敵國外交は矛盾百出し、東亞新秩序は列國合法權益の驅逐を目的として唱へられてゐる。最初ソ聯に反對して歐米を誘致せんとし歐米の動かざるを見るや轉じてソ聯に近付き歐米を脅威せんとした。然るにソ聯に背かれ歐米も脅威に動かず今又反ソを以て歐米と緩和を計らんとしてゐる。愚劣狂妄なるこの醜體は列強均しく唾棄するところである。米國の暴日制裁の輿論と決心は格段である。敵國が我が三年の抗戰によつて實力疲弊せることは世界周知の事實で、大言して世を欺き徒らに威脅を振つても、自己の極端なる愚昧を表示するだけで自滅の外はない。斯る錯誤は壁に突き當るか袋小路に突き當るまでは止まない。

八、凡てに行詰つた結果汪兆銘をして王克敏、梁鴻志に代らしめ南京に傀儡政府を作つた。汪は廉恥を喪盡し甘んじて奴隸となり祖國を賣つた中華民族の千古の罪人である。假りに敵が十個の偽組織を製造しても黨團を毫末も損傷することは出来ない、幻滅は汪偽組織の必然的運命である、そして敵國の侵略が眞に夢幻泡沫と化するはその時である。

九、傀儡組織の醜劇は日本が崩潰に赴く起點である。敵はすでに絶路に入つて只管墳墓に入る準備をしてゐる。

吾人は新に第二次第三年抗戰計畫を確立した。

十、日汪賣國密約は中國を併呑せんとするものである、吾人は民族の力量を以て敵の東亞獨霸の野心を粉碎せねば永遠に抗戰を熄めぬ。

二、會議の概況

一日午前の大會第一次會議では先づ「聲討南京組織臨時動議案」が提出され、これは午後第二次會議で字句を修正通過し痛烈な反汪通電が滿場一致で出來あがつた。尙ほ午後二次會議では王外交部長、孔財政部長の報告があつた。三日午前第三次會議に於ては先づ張交通部長の報告あり、ついで翁經濟部長の報告、終つて各審査委員會の委員が決定された。その内容は第一組(軍事國防)、第二組(外交國際)、第三組(内政)、第四組(財政經濟)、第五組(教育文化)で、各組の委員は夫々約二十名である。當日は前線將士慰勞電報が型の如く決議された。第四次會議は四日午前開會、當日は林祖涵、秦邦憲、鄧穎超等が西安より到着出席した。先づ周内政部長の報告、ついで陳教育部長の報告あり參政員との間に質問應答があつた。五日午後の第五次會議では本大會最初の提案討論があつた。即ち立法院長孫科が憲法草案の起草經過及び内容を説明したるに對し、憲政期成會が起草せる憲法修正案、全文百三十八條及び其の報告書が取り上げられ張君勵より期成會の開會經過及び修正點の理由を説明特に國民大會閉會中の機關として民意執行機關の設置について力説した。これに對し蔣議長は各參政

員の自由討論を希望し、特に總理の發明せる政權と治權の區別に注意すること、また現下の實際政治情勢に鑑み、憲法は須らく弾力性を持たしめてその遂行に支障なからしめる要ある旨を説明した。この問題は六日の六次會議にて討議された。當日は參政員の質疑に對する政府からの答辯が文書でなされまた川康建設期成會、華北慰勞視察團(これは國共問題に關係ありとも見られてゐる)の報告が文書でなされた。さて憲政問題は左舜生、羅文幹、王造時、周炳琳、鄒韜奮、董必武、陶百川など云ふところが起つて發言し、閉會中の常設機關設置の可否、國民大會の會期を毎年一回とする改正案等議論され、結局雙方の意見を政府に送つたゞけで終りとなつた。尙ほ當日は物價問題特別委員會が開かれ物價抑制が討議された。此の間各組の審査委員會によつて審査されてゐた提案は八日の七次會議に提出され、當日三十六件の議案が通過した。周知の如く、參政會議の決議案は最高國防會議を通過しなければ政府を拘束する力のないものであるから、これらの案件の大部分は希望條項に過ぎないので、通過議案を列記することは無意味であらう。只多少興味あるものを擧ぐれば、(一)國營集團農場の設置案。これは具體的プランを立て、政府が試験的に行ふことを希望決議してゐる。(二)國際會議列席代表嚴選案。(三)領土完整の意義明澄案。この二案は顏惠慶の太平洋會議に於ける失言問題に關するもので、決議の内容は「領土完整の意義は中華民國本來の完全なる領土を意味し、何等疑點を挿む餘地はない。太平洋學會の某君の結論の如きは荒唐無稽で、すでに糾正辨法も決議されてゐるが、

政府は特に外交機關その他を通じて注意せられ度い」といふのである。(四)山東省の風水害救済案。(五)戦區兒童收容救済案。これは眞面目な問題として決議されてゐる。(六)傅作義の勝利に對する賞揚。蔣介石より先に三十萬元を賞與したが祝勝電報を決議した。

九日午後の第八次會議では、軍事、外交、内政、財政、經濟に關する多數の報告及び議案が通過した。左に概要を記する。

外交報告に對する決議 抗戰の目的は國家民族の自由生存領土主權の獨立完整を求むるに在り、凡そ九・一八以來日支間の諒解事項は戰爭爆發に因り凡そ適用不能となつたことは外交部が在外使臣として適宜闡明せしむべき事柄である。汪偽組織に關してはすでに當局聲明もあるが、外交部は特に注意して國際間の認識を正しくする様一層峻嚴な意志表示をすべし。泰國とは條約締結交渉を爲し泰支關係を改善し在泰華僑の保護に遺憾なきを期すべし。外交部は能率増進に努め、國際情勢の研究を怠らざると同時に、特に日本事情の検討に今後充分力を用ふべし。

右の外内政報告に關する決議、交通報告に對する決議、財政、經濟に關する議案が通過し、また政府提案になる國民教育五ヶ年計畫も經費の尠外な點を指摘し人民負擔を顧慮すること其他の希望條項を付して通過した。尙ほ當日は駐會委員二十五名の選舉が行はれた。當選者左の如し。

孔庚、陳博生、李中襄、鄧飛黃、許孝炎、林虎、杭立武、陶玄、高惜冰、范予遂、董必武、左舜生、張君勱、

劉叔模、黃炎培、莫德惠、盧前、胡石青、張瀾、秦邦憲、章伯鈞、許珩德、李璜、褚輔成、王造時。

十日午前の第九次會議では物價問題を含む議案十八件が通過した。殊に教育問題については詳細に亘る各種の決議案が通過した。また壓迫されて歸國せる華僑の登用を要望する案、山西省災民の救済、湖北災害の救済、蘭州災民の救済等を要望する案が通過した。

以上で第五次參政會は終了し、十日午後閉會式が行はれ、蔣介石は閉會演説を爲した。尙ほ會期中重慶では頻りに國共關係の摩擦解消の宣傳を放送しつゝあつたが、此の期間中却つて國共關係の摩擦面が種々と傳へられて來た。此の點は別項に記述する通りである。

第四節 七中全會

一、重慶側の發表

重慶側の發表に據れば、七中全會は七月一日開會、豫備會議一回、各組審查會議十四回、全體談話會一回、正式大會六回あり、多くは蔣總裁が主席として臨席し、七月七日紀念日を舉行し、八日午後閉會した。

出席執監委員は、執行委員八十四人、同候補委員二十五人、監察委員二十四人、同候補委員九人、計百四十二人である。

大會職員は主席團に王法勤、丁惟汾、居正、于右任、孫科、馮玉祥、戴傳賢、鄒魯、孔祥熙、陳果夫、李文範の十一人が推され、秘書長葉楚傖、副秘書長甘乃光、大會は黨務、軍事、外交、財政、經濟、教育、内政、及び交通各項の報告について嚴密なる検討を行ひ、大部分を適當と認め各委員の提案討論は周到を極め、特に戰時經濟問題を詳細研究した。

大會議案は全部で六十二件、黨務八件、政治十八件、軍事十二件、經濟二十一件、教育三件あり、黨務政治機構については新施設の決議があつた。即ち中央黨部は婦女部を設立し全國婦女運動の發展を期する。其他各部の組織及び人事には變更がない。政治機構方面に於ては行政院に經濟作戰部を増設し、戰時經濟會議を設置し經濟行政の能率を強化し長期戰の要求に對處することとなつた。而して現在の經濟部は工商部と爲し工商及び礦業を管理する。此の外中央設計局を設置し全國政治經濟建設の設計及び審査を主管せしめ、又別に黨政工作考核委員會を設置し黨政機關工作經費人事の檢閲を主管せしめ中央設計局と密接聯繫して設計、執行、考核分立の弊を改め行政三聯制の基礎を樹立した。大會宣言の要旨左の如し。

一、今次對日作戰の意義は民族の生存及國家の獨立を確保するのみならず進んで國際正義と世界平和を擁護し眞にアジア安定の重心として獨立自由にして侵されざる中國を作らんとするにある、しかもアジアに眞の和平あつて始めて世界安全の基礎が確立されるものなることを認識せねばならぬ、日軍は歐洲戰に乗じて太平洋上に

威嚇掠奪の腕を揮はんとしてゐる、もし中國の堅決抗戰がなければ歐戰の進展に伴ふ極東局面の激化は想像に難くない、日本の限りなき躍進はもし之を損するものがなければ世界の如何なる國家と雖も太平洋及び印度洋における權益並にその地域は保持し得ざるのみならず永久にその足場を失ふに至るであらう、今日日本の野心は東亞の一隅に留まらず所謂中國の征服から世界征服に向ふ傳統政策を遂行せんとするにある、世界各國は茲に於て日本が世界の公敵であり中國の抗戰が世界の平和に對して密接なる關係を持つてゐることを認むべきである。

二、傳へられる内容

次に重慶側の秘密にせる七中全會の内容に關する諸情報を見るに、七中全會は我が重慶空爆の爲峨眉山で開會された。而して開會前次の如き諸提案があつたとされてゐる。

一、外交問題に關するもの

(イ) ドイツを仲介とする支那事變解決の和平交渉案 (親獨派提出) (ロ) 合理的和平實現案 (李烈鈞、李根源、龍雲等提出) (ハ) 適當な時期を見て支那事變結末を圖る案 (ニ) 高度の聯蘇政策實現による抗戰繼續案 (宋慶齡、孫科、馮玉祥等、親蘇派提出) (ホ) 米支關係促進案 (宋子文、陳光甫等提出)

二、抗戰建設問題に關するもの (略)

三、黨務に關するもの (略)

蒋介石の開會の辭も發表されなかつたが、それは言々火を吐くが如き悲痛極まるもので、約四十分に亘つたと言ふ。而して今回會議の中心議題は和戰問題と中共の處置問題である。三日の第三次會議では聯ソ派の國共關係調整案が否決され、三民主義青年團幹部の提出せる共產黨問題處置辦法が採擇された。

四日の會議は終日和戰問題で沸騰した。更に前回で採決した中途半端な中共問題處置辦法の採決に激昂せる閻錫山、鹿鐘麟以下の山西、河北諸將領及び薛岳、龍雲等の西南反共實力派より緊急臨時動議として中共制裁のため即時實力發動を改めて電請し來り、他方孫科、馮玉祥、宋慶齡等の聯共派と戴天仇、陳果夫、何應欽、居正、于右任等の元老派政客の對立が依然として解消されなため寧ろ形勢逆轉の形勢を示し、而も中共側は同日附を以て全會に宛て陳立夫を團長とする行政院華北巡察團の陝、甘兩省における國共關係調査報告を一切承認せざる旨通告し來つた。

かくて七中全會は結局和戰問題、外交問題及び黨務の三大案を特別委員會に附議するに決定して閉會したといふのが内情だとして傳へられてゐる。

三、重慶の内情

重慶の内情のうち國共關係に就ては別項に記する通りであるが、和平論に就ては真相は把握し難い。七中全會當時重慶の抗戰氣運が暗澹たる狀勢にあつた點は第一節に既述したのであるが、當時重慶の

親獨傾向の濃化と親獨派の擡頭とは、和平意欲の一断面として認められた。陣介駐獨大使、劉文島駐伊大使、楊杰前駐ソ大使等は親獨派の巨頭と目せられ、此外朱家驊、陳立夫等がある。白崇禧も親獨傾向に在り、この一派はドイツを仲介とする日支和平を考慮して居り、知日派、元老派等と共に合理的和平論を支持してゐると傳へられた。六月十三日香港發同盟は、重慶政權部内及び部外の各派を次の如く區分してゐる。

一、合理的和平論者 (現下の内外情勢に鑑みて合理的和平の時期が既に到達せりと認むるもの)

林森、戴傳賢、居正、李石曾、覃振等(以上元老派)、何應欽、張羣、許世英、何成濬、張公權、吳鼎昌等(以上知日派)、陳介、劉文島、楊杰、朱家驊、陳立夫等(以上親獨派)、孔祥熙、王寵惠、顏惠慶(以上歐米派)、閻錫山、龍雲、鹿鐘麟、薛岳、李漢魂、陳儀、黃紹雄等(以上地方實力派)、張君勱(國家社會黨)、左舜生(國家主義青年黨)

一、反對論者 (未だ時機到來せず日本信賴するに足らずとするもの)

孫科、宋慶齡、馮玉祥、邵力子(以上親蘇派)、李宗仁、白崇禧等(以上廣西派)、黃琪翔、嚴重、章伯鈞等(以上第三黨)

一、超然派 (表面抗戰繼續を標榜するも合理的和平には必ずしも反對ならず)

蔣介石、宋子文、葉楚傖、劉峙、朱紹良、衛立煌その他將直系將領及び藍衣社等

第五節 三國同盟と重慶

一、外交對策會議開催

日獨伊三國同盟の成立に伴ふ國際情勢に對處すべく、重慶政府は國防最高會議を中心に外交問題權威者並に各黨各派の領袖を網羅する外交對策會議開催に決し、十月中旬招請狀を發したが、會議は豫定の如く十月二十一日朝重慶郊外に於て蔣介石司會の下に開催された。

列席者は何應欽、馮玉祥、白崇禧、王寵惠、徐謨、張群、許世英、張公權、于右任、葉楚傖、陳紹寬、吳忠信、馬寅初、張伯苓等で寧夏省主席馬鴻逵、西康省主席劉文輝も特に出席を許されてゐる。會議は重慶側今後の對英米對ソ關係を中心とする左記六項目を中心に検討すると云はれた。

- 一、長期に亘る高度の米支聯繫を實施するためにはいかなる方法を探るべきか。
- 二、將來適當な時期を見て駐獨伊兩大使を召還することにより更に一步を進めた親米政策を表示することの可否如何。
- 三、ソ支兩國の友好關係をいかにして維持すべきか。
- 四、もしソ聯と樞軸同盟との間に高度の合作關係成立し、延いて現行ソ支不可侵條約の精神に違反するが如き協定が成立せる際支那側として執るべき對策如何。
- 五、ソ聯の對外政策の變更と中國共產黨對策如何。

六、滇緬、西北兩國際ルートの確保とこれが輸送能力の改善方法如何。

尙ほ同會議に戴天仇、張繼、居正、單振、陳果夫、朱家驊等の穩健派黨元老乃至親獨派は學つて缺席してゐると報ぜられた。

翌廿二日は孫科が出席長口舌を振つて高度の聯蘇政策の必要を強調論旨過激に失した爲め歐米派及び穩健分子との間に猛烈な論争を惹起したと謂はれる。併し乍ら八月三日元老派と衝突した爲香港に去つた孫科が本會議を契機に突如重慶に復歸したことは、反共主和派元老組の政界退出や親獨派の退却と關聯して國際情勢の激變に伴ひ重慶政府は對内外政策の重大轉換をなしつゝあることを如實に物語るものであつた。而して國際問題對策會議は二十五日午後の第五次會議を以て閉會され、其の結果は充分明かでないが、情報によれば同會議では孫科一派の親ソ派對歐米派及び急進英米派と一般穩健派との間に相當激論が闘はされた模様であるが、大勢は對米依存主義に異存なく、外交部長王寵惠等を中心とする歐米派穩健分子の折衷案を採用し親米主義に重點を置くと共にソ聯工作も平行的に行ふに決定したと言はれる。

二、全國軍民に告ぐる書

三國同盟成立後重慶の大公報はドイツの敵性を指摘し「陳介大使を召還し、重慶の獨人記者を追放し、以て侵略者に協力する者に對する回答とすべし」等論じたが、重慶政府は何等の意志表示なく、

其後米國の援蔣積極化に鑑み、漸次對米接近を濃化した。重慶では十月十日蔣介石が「雙十節全國軍民に告ぐる書」を發表したが、三國同盟後の公式意思表示として興味がある。

この中で蔣介石は、

「日本の東亞新秩序とは、太平洋上のあらゆる國家及びアジヤの一切の民族をすべてその陰謀野心下に屈服せしめ、自らその主宰たらんとするものである、敵人の野心は中國を征服することによつて東亞を支配し、全太平洋を制覇し不斷に全世界に對して無制限の侵略をなさんとするものである」

と言ひ、三國同盟については次のやうに言つてゐる。

「英佛が不利となるや、敵は『東亞新秩序』を一變して『大東亞新秩序』となし、公然と南洋を包括すると言明し、又屢々『世界新秩序』などと言ふ最近獨伊と勾結し、三國同盟を訂立した、これより日本は内心いよ／＼焦躁し、行動いよ／＼狂妄を加ふるであらう、我々は敵が南進といひ北進といふも、凡てこれ中國の生存を危害せんとするものであることを知つてゐる、我々は自衛と建國のためあらゆる力を盡して敵の東亞征服の暴舉を徹底打撃するであらう、我々の中國と東亞新秩序とは兩立しない、余は斷言する、凡そ日本の『東亞新秩序の指導的地位』を承認する國家は、必らずや欺かれて後悔する日が来るであらう、東亞に關する日本との條約は、中國が反對する限り廢紙に過ぎない、それはかの南京に蝟集する傀儡と日本との訂約が廢紙であると等しい、敵は三國同盟を利用して事變の結末を急ぎ、以て中國滅亡、東亞制覇の目的を達せんとしてゐるが、斯る陰謀は毫末も我等の抗戰に影響するところはない、否寧ろ客觀狀勢から見れば、この三國同盟によつて敵はいよ／＼自滅の深淵に突入する外はないのである」

この蔣介石の聲明は、三國同盟以後最初の彼の公式意思表示であるが、この中で彼が日本の「野心」を強調した外には、ドイツに對する意思表明もなく、ソ聯の動向に對する見透しにも一言も觸れてゐない。

第五節 國共關係

毛澤東の爆彈聲明（昭和十四年の國際情勢第三七二頁）及び之に應酬せる朱家驊の談話（同上第三六九頁）は、國共關係が悪化してゐることを最初に暴露した文字であつた。昭和十五年は悪化せる國共關係を如何に調整するかといふ課題が重慶に與へられて居た。而して四月一日開かれた參政會議は國共調整の第一歩を踏み出し、七月十六日兩者に協定が成立した。この協定は重慶側何應欽、白崇禧、共產側周恩來、葉劍英の代表間に成立したものである。然るにこの協定の實行を繞つて兩者は依然紛争を續け、遂に翌年一月に至つて新四軍事件といふ未曾有の慘事を惹起するに至つたのである。かゝる國民黨側の高壓態度を決定したものが、英米の蔣支援積極化といふ國際情勢にあることは明らかであらう。尙ほ國共關係の真相については、夥しい多種の情報があつたが、本稿には主として國民黨及び共產黨の兩者が自ら發表した資料を以て相剋の實狀考察に供するであらう。

一、討汪擁蔣大會

二月二十七日中國共產黨は延安に「討汪擁蔣」大會を開催し毛澤東は一場の演説を試みた。先づ汪の政策は日本に對する無條件降伏であると爲し、更に次のやうに云つてゐる。

「汪は近頃反蔣を喧しく言はなくなつて來た。然し噂によればそれは「聯蔣」に改宗し蔣先生を引張り出しにかゝつて來たのである。だが蔣先生はこれが抗日戰爭を停止せしめる詭計であつて、國民黨を分裂せしめ且蔣先生を打倒するものであるといふことを看破してゐる。蔣先生は元來聰明の士であるからこの種のことはよく判斷がつくのである。反共なるものは日本の爲政者と汪精衛氏とが合作する詭計中の詭計である。彼等は全力をあげて國共合作の分裂を來たさうとしてかゝり、統一戰線を破壊し、凡ての中國人を日本人化せんとするものである。就中、中國ブルジョア階級の投降派投降準備派をして中國を滅亡せしめようとしてゐる。

我等はこの詭計をえぐらんがため、この會を討汪權大會と名付けた。すなはち我等の方針は汪精衛の賣國投降に反對し、蔣先生の抗戰を徹底的に擁護するにあるのである。」

かくて毛澤東は共產黨中央部が決議したといふ共產黨の十大任務を宣讀した。曰く、

- 一、反汪反漢奸宣傳の擴大を普遍的ならしめ且一切の投降分裂に關する陰謀を暴露す。
- 二、全國の黨、政、軍、民、學各界統一戰線を極力發展せしめ進歩的勢力を組織し、國民黨の絶對大多數と合作し投降派、反共派に對抗す。
- 三、廣範圍に亘り憲政運動を展開して、民主政治獲得を力爭す、民主政治なくんば抗戰勝利は單に幻想に墮する

のみである。

- 四、一切の投降、反共勢力の進攻に抵抗する。
- 五、抗日民衆運動に一大發展を促し一切の抗日インテリを團結し、且つ抗日民衆運動をして抗日遊撃戰爭と相結合せしむ。然らざれば投降派、頑固派を打倒する力量なし。
- 六、眞摯に民衆に對し經濟的援助を與へ、民衆の積極的抗日を發動させる。
- 七、各抗日根據地を強化擴大し、この根據地に完全なる民選的抗日民主政權を樹立する、この種の政權は工農プロレタリア政權にあらず一切の抗日に賛成し民主に賛成するものゝみの政權、抗日民族戰線の政權、數箇の階級が聯合したる民主專政である。
- 八、進歩的軍隊の擴大強化を行ふ、この種の軍隊なくんば中國は滅亡す。
- 九、廣汎なる抗日文化運動を發展せしめ抗日人民、抗日軍隊及び抗日幹部の文化的水平と理論水準を引上げる、抗日文化戰線の闘争なくんば總體的抗日闘争に於て勝利を獲得する能はず。
- 十、共產黨の組織を強化する。

以上は日本帝國主義を叩き出すため共產黨が決議した十大任務であると毛澤東は説明し、なほその意味に於て次の口號を掲げた。

- 一、徹底抗戰體策を擁護し、汪精衛の賣國協定に反對。
- 二、全國民は起て、蔣委員長を擁護し、漢奸汪精衛を打倒し。
- 三、國民政府を擁護し、汪精衛の偽中央を打倒し。

- 四、國共合作を擁護し、汪精衛の反共政策を打倒し。
- 五、反共は汪精衛が統一戦線を分裂させる陰謀だ、一切の反共的漢奸を打倒し。
- 六、全国の團結を強化し、内部の摩擦を消滅させろ。
- 七、内政を革新し憲政運動を展開し。
- 八、民主政治を樹立して黨禁から解放し。
- 九、抗日黨派の合法的存在権を許可し、人民の抗日救國的言論、出版、結社、集會の自由権を與へろ。
- 十、民衆運動を發展させ、地代の引下げ、利息の減額、減税を實行し抗日根據地を強化し。
- 十一、漢奸、反共派、頑固派の抗日に功績ある軍隊破壊の陰謀に反対し充分に前線との連絡をとり抗戰文化を發展せしめ、進歩青年を保護し、漢奸の言論を取締れ。
- 十二、中華民族解放萬歳。

二、參政會議と國共問題

三月二十五日から延安で國共聯席會議が舉行され、毛澤東、朱德、周恩來、邵力子、郭沫若が出席して、一、八路軍の給與を五十萬元から八十五萬元にし、二、八路軍の區域を晋北、綏東、冀西等の三十六縣區に、新四軍の區域を安徽南部、南京杭州等に限り、三、蔣介石の命令を以て廣西、山西の反共空氣を緩和する、四、重慶、延安の軍政聯絡を密接にす、等を決議した。(中華日報による)

かくて國共調整に一縷の光明が見えたので參政會議の第四日目たる四月四日秦邦憲、鄧穎超(周恩

來夫人、周は負傷して延安にあり)及び林祖涵三人が重慶にやつて來た。參政會で國共問題が討論されたかどうかは重慶側の情報では全然分らない。蔣介石の演説にも一言も觸れて居らぬ。そして重慶側は圓滿に解決すると放送してゐた。重慶からは昨年十月頃共產黨代表が引揚げて了つた後であるから、三代表の重慶入りは問題の曙光と見えた。

參政會議は國共問題調整のため特別委員會の開催を決定し、同委員會はその決議を國防最高會議に送つて其の承認を得た。然るに其の決定は共產黨に満足を與ふるに至らず、中共側は特別委員會を脱會し、其の決定の無効を宣言し、茲に國共調整は失敗に歸したのである。

三、對共處置辦法

併し共產黨の態度如何に拘らず、國防最高會議は四月二十六日の最終會議に於て國民參政會議特別委員會決定の左の決議を承認し、且つ現在のあらゆる紛議に關して重慶政府は共產黨に對し中央の命令に誠實に服従する事及び國法を忠實に遵奉する事を嚴重に要求すべしとの根本方針を採用した。

- 一、あらゆる軍隊は最高司令の命令に服従すること。
- 二、眞正の統一を實現する見地から地方各省の行政及び權限に關しては公布前重慶當局の許可及び修正を受くべきこと。
- 三、總ての大衆運動は絶対に抗戰建國の綱領によつて行ふべきこと。

最高國防委員會は右に關する具體辦法として次の諸項を決定した。

- 一、陝西、甘肅、寧夏邊區の行政權を恢復するため同地方に新行政制度を實施する。
- 二、各行政區に分割されてゐる山西、河北、察哈爾の邊區地方に於ける軍事及び行政特別機關は本來の所屬地たる夫々の省政府に復歸する事とす。
- 三、八路軍を改編してその警備區域を新たに畫定し且つ連絡將校を派遣し、又軍事委員會政治部から發行した宣傳綱領に即應した政治的訓練を施す。
- 四、種々の口實の下に成立してゐる共產黨の特殊組織を一様に解消し且つ國民黨の政策と背馳する各種宣傳を封じ共產思想の普及及び共產黨の決議宣言の頒布を禁ずる。

四、双方の言ひ分

當時兩者の見解を闡明するものとして次の如き資料がある。

(一) 重慶國民黨機關紙國民日報は四月廿一日のトップに「現在祖國が當面する三大問題」と題して統一、憲法、經濟に關する記事を掲げ國共關係調整特別委員會の内容に關し説明して居るが、その中統一問題に就ては次の如く述べてゐる。

與共軋轢問題の核心は第一に陝北邊區の非合法的存在、第二に第十八集團軍共產軍の勝手な活動にある、陝甘寧邊區は何等合法性を有してゐない、中共側は同地區が重慶行政院の指導下にあることを認めながら事實は重慶政府は同地區に對し何等の權限をも有せず中共側は何等の報告も提出してゐない、かゝる邊區の獨立狀態が國共

紛争の中心點となつてゐる一方第十八集團軍及び新西軍の兩共產系軍隊は積極的に彼等の特殊性は強化すべく勝手な行動に及ぼんとし従つて北支における衝突は決して偶然な事件とは見られない、さきの國民參政會には調停辦法を得べく特別委員會の組織を決定し同特別委員會は既に第一回會議を開き軍隊の指揮系統につき二項目の決議をなし、次いで陝北問題の計議に入り、なほ現在同問題の計議中である、しかして特別委員會は陝甘寧邊區を行政督察專員區となし總ての行政は重慶政府の決定せる法令に基いて行はしめ、たゞ專員兼縣長は十八集團軍の推薦した者は重慶政權が任命するやう規定せんとしてゐる。

(二) 共產黨の方針 四月末延安で開かれた共產黨領袖會議は共產黨の今後の運動方針を次の如く決定した。

- 一、漢奸排擊宣傳を廣めこれを一般的、普遍的ならしめ投降及び内部的分裂の陰謀を暴露し反共運動こそ投降主義の萌芽なる事を明かにする。
- 二、自衛の原則よりして投降主義者並に反共主義者よりの總ゆる攻撃に對し斷乎對抗する。
- 三、全國的に黨、軍、政治家、民衆、學者の統一戰線強化に全能力を傾注する。
- 四、大規模に抗日大衆運動を強化し投降主義者、反共主義者撲滅のため抗日全知識階級を統一する。
- 五、陝西、甘肅、寧夏の三省並に山西、河北、察哈爾の三省邊區の如き抗日據點を強化し同地區に完全なるデモクラシーを樹立抗日據點破壞の總ゆる陰謀に對し斷乎たる處置を執る。
- 六、第八路軍新四軍の如き進歩的軍隊を擴大する。

七、共産黨の組織を鞏固にし且つ共産黨なき地方或は共産勢力微弱な地方に於て共産黨組織を擴大する。
八、抗日文化運動に大々的に乗出す。

(三) 毛澤東の論文 五月一日の香港同盟によれば、新華日報紙上に毛澤東署名の「現情勢と中國共産黨の任務」と題する一文を掲げ、問答體の形式において詳細に彼の意見を發表した。その要旨左の通り。

國民黨内の頑迷なる一派は到る處に於て共産黨に挑戦し、又我々の進歩的組織及び軍隊を攻撃するため「異黨活動制限辦法」及び「異黨問題處理辦法」を公布し、更に進んで共産黨の邊區破壞を策してゐる、併し乍ら吾人は決して斯る不法辦法を容認し又は妥協する事は出来ない、邊區は民主的抗日活動の根據として全支那中最も進歩した區域である、其處には貧官汚吏も土豪劣紳もなければ賭博もない、又其處には退嬰的精神も亦利益を目的として私黨を結ぶ分派心のものもなく又國民を禍ひする一人の犯罪者もない、然らば何故に邊區を取消す必要があるらうか、寧ろ支那全土が邊區の例に倣ふべきである、八路军と新四軍は全國中最も勇敢なる革命軍であつて最後まで完全に支那國民を解放し得る反日精神と能力を有するものである、全國民は宜しく八路军と新四軍に見倣ふべきである、吾人共産黨は強力なる統一戰線の確保と單一民主國家のスローガンを最も強硬に主張したが吾人が夫等を實行しなかつたら誰がそれを爲し得よう、反共頑迷派が主張する統一なるものは即ち吾人を屈辱に統一する統一であり吾人を滅亡に統一する統一であり又吾人を退歩に統一する統一である、併し乍ら世上誰か斯る主義を信ずるものがあらう、統一は抗戰聯合及び進歩の上に打建てられるべきである、此方針に反して打建てられる

不合理なる統一は國家の荒廢、國民の滅亡を齎す統一主義に外ならぬ、頑迷派は共産黨、八路军、新四軍及び邊區を取消し地方的抗日勢力を消滅せしめる事によつて單一黨若くは單一團體による統一を試みてゐる、之は名を統一に藉つて獨裁制を實現せんとする企圖に外ならぬ、吾人は完膚なく反共頑迷派の陰謀を暴露する事によつて彼等に對し決定的抗爭を主張せねばならぬ。

而し一方に於て共産軍將領は蔣介石擁護通電を發してゐることは注目すべき點である。

(四) 周恩來の論文 六月五日香港發の新聞電報は次の如く報じてゐる。目下重慶に來たり暗躍してゐる中國共産黨領袖周恩來は數日前モスコの第三インターナショナル機關紙「コンムニステスキー・インテルナショナル」紙に大要次の如き報告論文を寄せてゐる。即ち

現下の歐洲大戰に伴ふ國際情勢において支那今日の戦線は非常なる危機にさらされてゐる、それは現在日本に對する敗戦主義者達の態度であつてその傾向は看過出来ないものがある、日支開戦以來支那降伏の危機今日より大なるものはない。

と前提し。

一、英佛は戦争繼續に要する物資の補給を支那に求むべく、その一面日本をも戦禍に捲込む秘策を有してゐる、日本側にとつては今日の國際情勢は支那問題解決に最も有利な機會である、抗日戦線に於ける敗戦主義者の擡頭と共に彼等敗戦主義者にも目下の情勢は絶好の機會である。

二、汪政權樹立は今日までの所大した打撃を與へてゐないが、國民黨内に於ける敗戦主義者は今も猶アメリカの

仲介による対日妥協の望みを捨てゝゐない。

- 三、かゝる情勢に於いて共産黨第四路軍、第八路軍は蔣介石の手によつて弱体化される恐れが十分にあるが故に
- 四、八路兩軍は移動を開始して東北地區並に邊疆地區の地盤強化擴大工作に取掛らねばならぬ、この爲中共、ソ共の今後の密接なる協調が愈々必要である。

五、七月十六日の協定

七月十六日の國共關係調整案の内容は次の通りである。本調整案は、何應欽、白崇禧、周恩來、葉劍英の間に協議決定を見たもので、延安當局の承認を得た上、重慶側から「中央最後決定」として共產側へ手交されてゐる。

- 一、黨の問題は抗戰建國綱領第二十六條による。
- 二、陝甘寧邊區は陝西省の綏德、米脂、吳堡、葭縣、清澗、延安、延長、延川、保安、安基、甘泉、鄜縣及び定邊、清邊兩縣の各一部（定邊縣城は含まず、靖邊縣城は含む）、甘肅省の合水、環縣及び慶陽の一部（縣を含む）以上十八縣。名稱は陝北行政區とし、其の行政機關は陝北行政區公署とする。公署主任は朱德の推薦による。區内で紙幣發行を許さず。
- 三、十八集團軍及び新四軍作戰地區問題。
 - イ、冀察戰區（鹿鐘麟の戰區）を取消し、冀察兩省及び山東の黄河以北を第二戰區に編入、閻錫山を司令長官、衛立煌及び朱德を副司令長官とす。各副司令長官は絶對に司令長官に服從、且つ戰區内の省政治黨務に干渉

し、紙幣を發行すべからず。

- ロ、山西東南方は衛副司令に、冀察、魯北及び晋北の一部を朱副司令に、晋西南を閻長官の直接責任範圍とす。
- ハ、十八集團軍全部及び新四軍全部は朱副司令の責任區域に移駐し、新四軍は十八集團軍の戰闘序列に入り、朱長官の指揮に屬す。
- ニ、十八集團軍及び新四軍は奉命後一ヶ月内に全部指定區域に移駐すべし、右地域以外に留守處辦事處、通信處其他機關を設置することを得ず。
- 四、十八集團軍は三軍六ヶ師三ヶ補充團を加ふ、支隊有るを許さず（師の編制は整理師二旅四團制）新四軍は二ヶ師を以て編成す（師の編制は二整理師四團制）待遇は中央規程の給與規定による。

六、周恩來の提示要求

七月十六日の協定は周恩來が受取り、周は同月廿四日延安に飛び朱德、彭德懷と商議の結果同意したが、周恩來は重慶歸來の後、協定を遵奉する意思を表明せず、別に「遊撃區域及び遊撃部隊調整辦法」三種を提出した。其の内容は左の通り。

- 一、第二戰區を擴大し山東省全部及び綏遠の一部に及ぶ。
- 二、十八集團軍、新四軍及び各地遊撃部隊に對する全部の軍費を支給すること。
- 三、各遊撃部隊は各戰區に留り、作戰境界線を畫定して敵を撃つ。（以上何應欽、白崇禧の公電に依る）

七、何應欽、白崇禧の公電

本電報は十月十九日參謀總長何應欽、副參謀總長白崇禧の名を以て朱德、彭德懷、葉挺に宛てたもので、蔣介石の命令を以て七月十六日の協定を正式に通達したものである。

前段に協定の妥結せし経緯を叙し、中段には共産黨の不法を難じ、八月十一日の魯村（山東省政府所在地）攻撃事件、新四軍陳毅等の韓德勤部攻撃事件（蘇北事件）等を挙げ、これらの事件の生ずる原因並に軍費不足の生ずる理由を凡て共産軍の、一、戦區範圍を守らず自由行動を爲す。二、編制數量に従はず自由に擴張する。三、中央の命令に服従せず行政系統を破壊する。四、敵を打たず専ら友軍を併呑するの四項に根本原因ありと指摘し、最後に七月十六日の中央提示案（重慶側では協定とは云はず中央提示案と稱す）を正式通達するから第十八集團軍及び新四軍各部隊は電報接受後一ヶ月内に所定の作戦地區に入ること、並に周恩來の提示辦法三項のうち一及び三は絶対に考慮する能はず、第二は移駐後考慮するであらうと述べてある。

尙本電には附屬として七月十六日の協定が付けてある。

八、共産側の何、白への返電

何應欽、白崇禧に對する共産側、朱德、彭德懷、葉挺、項英の名を以てした十一月九日附の電報は大要左の通りであつて、移駐に關する中央の指示に再考慮を求めてゐる點が中心である。

（甲）行動に關する者 一部の軍隊が他軍と衝突したことは痛心に堪えないが、其の發生の原因及び對策は既に開陳して居り、各事件には複雑なる原因あることに注意せられ度い、中央は公正なる人員を派して調査せしむ可く、我軍に罪あらば我等は國家法律によつて處理を受くべく、其の罪地方にあらば、情によつて處理し、責任を明らかにすべきである。

（乙）防地に關する者 中央の命令は唯服従あるのみであるが、下方の苦衷も亦上達の要あり、中支の遊撃は地方人民によつて組織され、彼等は墳墓の地、妻子を棄て、北支に赴くを好まない、平江事件、確山事件等留守人員の慘殺事件にも鑑み、彼等はその再演を懼れてゐる、況んや北支は災害相繼ぎ、軍民の維持困難を感じてゐるから、他部隊を入り込ましめるは困難である、故に先に周恩來より中央に對し、長江南北の原駐地に抗戦を續けることを要請するところあつたのであるが、今期限付移駐命令に接し朱德等は中央の再考を煩はし度いのである、即ち江南の主力部隊に對しては我等は極力移動を勸告する積りであるが、中央に於ても期限を延長し事端再發を防止せられ度い、又江北部隊に對しては今暫らく移駐を取り止め責任を以て綱紀を肅正し友軍と協力して敵に當らしめる事と致度い、地方を全からしめんとすれば中央の命に違ひ、中央に服従せんと欲すれば地方の人心を失ふを恐る、朝鮮の争は漁人の利とするところ、請ふ兩公大局に鑑み難局を救はれんことを。

（丙）編制に關する者 我軍は現に五十萬人を有するところ四萬五千人の軍費を支給せられる、今回中央が我軍の必要を顧み擴軍を提示案に許容せられたるは多とするところである、速かに實行に移し編制の數に對して軍費を増額せられんことを乞ふ。

（丁）補給に關する者 我軍は十四箇月來未だ一發の彈藥も支給されず、統一挺に對して四五發の彈藥あるに

過ぎず、速かに彈藥及び醫療費の補給を乞ふ。

(戊) 邊區に關する者 陝甘寧邊區二十三縣は四年來の懸案であるが、近頃その周邊に二十四萬の大軍を駐屯せしめ、西は寧夏より南は涇水に沿ひ、東河濱に到り幾々數省にわたり巨費を投じて萬里の長城を築く、青年學生及び我軍の來往する者、控留暗殺を受く、空谷風を來すは猜疑啓き易し、中央は速かに封鎖を制止し軍民の疑懼を解かれよ。

九、移駐期日の延期

右共產軍の要請に基き、蔣介石は十二月九日命令を以て、江南の新四軍は十二月三十一日までに揚子江北岸に移動すること、又翌年一月三十一日までに黄河以北の地區に移動することを命じ、並に繁昌、銅陵一帶の地方を北移路線として指定した。

右命令を遵奉せざる廉によつて新四軍は顧祝同軍から攻撃を受け、一月六日から十二日に至るまで激戦を展開した事は、新四軍事件として國共關係の破局的場面に發展するのである。

十、何、白の共產軍に對する再電

何應欽、白崇禧は、十二月八日再び前記共產軍幹部に對して至急電報を發してゐる。

電文は先づ、前項の共產側の電報に見える所言は、凡て對外宣傳的言辭であり、遷延の口實であつ

て、誠意に缺くるものであると斷じ、「夫れ堅持抗戰、爭取勝利は、軍令の徹底統一を必須とす、同時に地方行政系統は分割を容さず、今兄等の來電を閱するに、兄等は統帥命令に對し、依然遷延を策し誠實遵奉の意思がない。」と叱斥し、再び各衝突事件を取り擧げて共產軍を痛斥し、十一月十五日日本が石德鐵道を開通せしめたのも共產軍の放肆によるものであると論じ、更に政治問題、軍費問題、邊區問題についても共產側の言分を反駁攻撃し、結局蔣介石の新しい命令(前項所掲)によつて移駐すべきことを要請したものである。

第三章 英米の援蔣及び援蔣借款

第一節 米國の援蔣借款

一、二千萬弗追加借款

一月廿七日駐米大使胡適は大統領と會見後記者團に對し、「一九三八年支那政府が米國輸出入銀行より借款した二千五百萬弗は本年一月末を以て全部費消し盡されるので近く米國政府に對し新追加借款を求める意向である」と語つてゐたが、やがて輸出入銀行の資本金を一億ドル増資し、一國に對する借款供與額を二千萬ドル増額するとの内容をもつ對支對芬借款を主眼とする對外融資法案が上院外交委員會に提出され、この法案は二月七日委員會を通過し二月十三日上院で可決された。かくて本法案は二月二十八日下院を通過、下院に於て、

- 一、戰債債務不履行の場合如何なる國と雖も借款を供與せざること。
- 一、借款供與を受けた國が之を商業用航空機の購入に當てることを許す。

の二項目の修正を加へたので、更に上院に再廻付廿九日上院は修正案を可決した。ジョーンズ融資局長官は三月七日米國は今回増資された輸出入銀行資金一億弗の中重慶政府に對し二千萬弗（邦貨概算

八千五百萬圓）追加借款を許可した旨次の如く記者團に言明した。

輸出入銀行は支那に對し二千萬弗の新借款及びデンマークに一千萬弗、アイスランドに百萬弗の借款をそれぞれ供與するに決定した、支那は新借款を以て米國よりトラック、道路建設機械類を購入する豫定であり錫の對米輸出を以て借款の返済に當てることとなつてゐる。

右に對し我が外務省須磨情報部長は、三月八日の外人記者團との定例會見で、記者團の質問に對し左の通り回答した。

情報部長回答 今回の米國政府對支借款の報道が決定的なものであるならば米の對日非友好的行爲と見る外はない、殊に今や支那では新中央政府が誕生せんとしてゐる時に當つて米國側がかやうな決定をなしたことは極めて望ましからざる事であると言はざるを得ない。

二、二千五百萬弗タングステン借款

アメリカ政府は九月二十五日、佛印問題に對する對日報復と支那援助の見地より次の二方策を決定した。

第一、米國政府機關金物貯藏會社（メタル・レザーヴ・カンパニー）は國防強化の名目で支那より三千萬ドル（邦貨約一億二千九百萬圓）のタングステンを購入する。

第二、支那爲替援助のため輸出入銀行は直に支那に二千五百萬弗（邦貨一億七百萬圓）借款を與へ、その借款返済は對米タングステンの賣却により行ふ、同借款は支那中央銀行の保證あるものとす。

右に關しジェシー・ジョーンズ聯邦融資局長官は左の如く發表した。

今回の對蔣新借款の償還は數年に亘り支那側が米國金物貯藏會社へタングステン鑛を賣却することによつて行はれ、しかしてタングステン鑛の價格は市場の情勢によりそのとき々に決定する譯である、なほ重慶政府はこの借款をもつて外國爲替資金に充當するといつてゐる。

三、一億ドル借款

ルーズヴェルト大統領は十一月卅日、對重慶追加借款供與を決定せる旨發表したが、ホワイト・ハウス當局は同日右借款の成立に關し詳細を發表すると共に、未決定分の五千萬弗も既に議會の討議に附されてゐる旨次の如く明かにした。

米支兩政府當局間の經濟的協力は最近著しく進展を見、總額一億弗の對支追加借款が考慮されるに至つた、この中一般的物資購入資金五千萬弗は既に決定を見、殘る五千萬弗も法幣安定資金並に米支爲替平衡資金として供與されることになり目下議會の委員會で審議中である。

なほ之と同時に、ジョーンズ融資局長官の大統領宛書簡も發表したが、その内容は次の如くである。

米國政府は現下の國家的危險に對處すべく國防強化に必要な戰時資材を獲得するため復興金融會社の子會社たる金屬貯蓄會社に命じ重慶側資源開發委員會より總額六千萬弗のウォルフラム鑛、アンチモニ、錫等を今後數年間に亘つて購入せしむることとなり、その支拂は物資購入の都度市價に應じて行ふこととなつてゐる、又重慶側今日の經濟狀態を援助するため輸出入銀行は總額五千萬弗の追加借款を中國の中央銀行の保證により供與する

こととなり、之が償還は前記契約による重慶側よりの物資輸入によつて行ふこととなつた、尙ほこの輸出入銀行による追加借款の供與は米當局による對支援助の五千萬弗の借款と關聯して財務省との協力の下に行はれるものであり、之により米の對支借款は總額一億弗に上る譯である、尙大統領は桐油、錫等の支那特産物の賣却を條件に設定された過去の借款に對し重慶政府は遲滞なく之等特産物を米國に向け引渡しつゝあることに満足されるであらう。

右援蔣新借款一億弗供與案は十二月二日兩院合同の銀行通貨委員會祕密會にかけられたが、委員會はハル國務長官とモーゲンソー大藏長官の提案理由説明を聴取した後、全會一致を以てこれを承認した。なほジョーンズ米國融資局長官は重慶側の對米負債狀態について十二月四日左の如く語つた。

重慶側は對米債務一億二千萬ドルの中五百萬ドルを返済したが、決済の大部分は桐油の受渡しによつて行はれた、錫の取引も數十萬ドルに上るが、重慶側は決済促進のため鑛産能力を増大しなければならぬ。

第二節 英國の援蔣借款

パトラー外務次官は十二月十日下院において合計一千萬ポンドの對支借款を許容した旨報告した。右借款は次の如き二形式に依るものである。

- 一、五百萬ポンドはスターリング・ブロック諸國間に於ける輸入クレヂットとすること。
- 二、他の五百萬ポンドは通貨安定資金の補強に使用すること。

パトラー外務次官が十日下院の質問に應へて言明を行つたところ左の通り。

米國政府は授蔣追加借款供與を聲明したが英國政府も蔣政權に對し更に財政的援助を與へるに決定した、勿論英國政府として金並にドル資金を保有することが必要であるため蔣政權に對して米ドル乃至米ドルと交換し得るポンド貨を提供することは出来ない、然し支那にあるポンド貨をポンドブロック内のみで使用する様になるならば英政府は原則として五百萬ポンドを法幣安定資金に提供し、更に關係自治領政府と協同して五百萬ポンドの範圍内でクレヂットを與へる準備を有するもので、既に蔣政權に對し通告したが、それと同時に可及的速かに技術的協定交渉のため何等かの取極めを行ふ様にといふこと及びこの交渉の如何は今次借款の成否が懸つてゐるといふことをも報告した。

第三節 治外法權撤廢に關するウエルズ聲明

ハル國務長官が汎米會議に出席のためハヴァナに赴いた不在中七月十九日の國務省會見にはウエルズ次官が國務長官代理として出席、十八日のチャーチル英首相の議會演説に關聯して次の聲明を行つた。ウエルズ長官代理の聲明内容は次の通り。

米國政府は適當の時機が來れば英國政府と共に治外法權の撤廢その他在支特殊權益問題につき支那政府と商議を行ふ用意を有するものである、米國政府の在支治外法權問題に關する最近の見解は一九三八年十二月三十一日日本政府に宛てた覺書中に披瀝した通りであり、又各種特殊權益撤廢を目指した支那政府との交渉は一九三一年勃發した滿洲事變のため中絶となつてゐる、米國政府は支那の廣大な地域に亘つて行政組織を崩壊せしめる結果

となつた日支の紛争が勃發した一九三七年當時の此問題に對しこゝに再び友好的な考慮を加へんとするものである、狀況が妥當であると認めるときには國際的諒解の下に米國並に列國の在支治外法權その他の所謂特殊權益を撤廢するため正當なる手續に依て支那政府と商議を行ひたいといふのは過去、現在を通じて米國政府の傳統的且つ公表済みの政策である、この政策には今日と雖も何の變更も加へられてゐない、なほ國務省官邊では長官代理の聲明中にある特殊權益といふ言葉の中には勿論財界の行政權も含まれてゐる。

ウエルズ米國務長官代理は二十九日の記者團との會見に於て、右に關し記者團より米國政府は南京の國民政府を相手として右交渉を行ふ意思があるかとの意味の質問があつたのに對しウエルズ次官は先日自分の聲明はビルマ・ルートとは全然關係がない、米國は一九三一年以來適當な時機が到來した場合に治外法權による特殊の權益を支那の合法的なそして支那を代表すると承認された政府に返還する用意があることを明かにして來た米政府の態度を今日も同様支持するものである。

と答へた。右の意味は、

米國は蔣政府を支那の代表政府と見做してゐるものであつて權益を返還する場合には蔣政府を相手として交渉するものであり且つ治外法權問題は單に米國一國の一存で決せられるべきではない、即ちこれに關係ある列國と協議の上決せられるべきもの、即ち米國は南京政府を相手としてこれを處理する考はない。

と解されてゐる。

第四章 援蔣ルート禁絶問題

第一節 概説

日本の援蔣ルート禁絶要求はドイツの對佛勝利の後、正式に英國及び佛國に向つて提起された。英國に對しては香港及びビルマ兩ルートの禁絶であり、佛國に對しては佛印ルートの禁絶である。即ち六月十九日谷外務次官は外務省にアンリー駐日佛大使の來訪を求め、佛印を通ずる援蔣物資輸送を禁止することを要求し、ついで六月二十四日谷次官はクレイギー駐日英大使を通じて英國政府に對し、ビルマ並に香港領域よりする英國側の援蔣行爲中止方を申入れた。而して前者佛印問題は遂に皇軍の佛印進駐に迄發展し、後者は一時我が要求により閉鎖されたが、三國同盟後の米英合作による對日壓迫の態勢成りて三ヶ月後再開せられるに至つた。交渉の経緯次の如し。

第二節 香港及び緬甸の援蔣禁絶

一、日英折衝の經過

帝國政府は英領ビルマ及び香港領域よりする援蔣物資の輸送を禁絶するやう六月二十四日谷外務次

官よりクレイギー駐日英大使を通じ英國政府に對して嚴重な警告を發し英國政府の正式回答を要求した。我方は其の後、東京及びロンドンに於て英國政府の速急な回答を一再ならず促して來た。クレイギー大使は六月二十八日午後外相官邸に有田外相を訪問し、

日本政府の申入れは早速本國政府に傳達したが本國政府はこの問題が頗る重要な案件なので慎重考慮の上回答する意向である旨を訓電して來たから暫く正式回答を待つて貰ひ度い、英國政府としてもなるべく早く回答する筈である。

旨を述べ辭去した。

其の後クレイギー大使は七月四日、六日と回訓未到着を理由として中間的釋明を爲してゐた。此の間英米の緊密な聯繫が行はれてゐたことは後述の香港婦女子引上げにも見られる如くであつて、結局七月八日英國は拒否的回答を齎した。外務省發表左の通り。

外務省情報部長談(八日午後六時半) 本七月八日午後二時半在本邦英國大使は本國政府の訓令に依り有田外務大臣を官舎に來訪六月二十四日我方よりビルマ、香港經由援蔣物資輸送禁絶方申入れに對する回答として香港經由の軍需物資の輸出は香港に於て銳意禁止し來り既に日本政府の要求に副ひ居るものと信ずるものなる旨並にビルマ經由軍需物資輸送禁絶につき考慮をめぐらしたるも右物資中にはビルマ又は印度産出のものもあり自然適法貿易を禁絶するは困難なる事情もあり殊に昨年例に徴せば六月末より雨季に入り九月までは平常の十分の一にも達せざる旨を續々述べるところがあつた、これに對し有田大臣より右英國側回答は帝國政府として頗る不満足

なりとして英國側の所述に對し我方の所見を強調すると共に英國政府の再考を促す外なき旨を申入れたるに英國大使は早速この趣旨を本國政府に傳達方を約し同三時半辭去した。

英國は右拒否回答後クレイギー大使をして(十日)谷次官を訪問せしめ、八日同大使が有田外相と會見し、帝國政府の要求に對し全面的拒絶の回答を齎した際、有田外相より受けた英國政府の再考を促す嚴重な申入れにつき補足的説明を求めた。よつて谷次官は香港及びビルマ經由の軍需物資の輸送が日支の交戦状態を長びかしてゐる事實を詳細に指摘し帝國政府としては是非ともこれが根絶を期する方針である、もし英國政府が前回同様の回答をなす場合は日英關係の今後に悪影響を及ぼし帝國政府としても有効適切な措置に出でざるを得ないといふ趣旨を説明、可及的速かに英國政府の正式回答を期待する旨を申添へ會見を終つた。クレイギー大使が帝國政府の補足的説明を求めた意圖は明瞭でないが英國政府が帝國政府の強硬態度と反英輿論の濃化に苦慮して特に慎重な態度に出でたのであるがクレイギー大使は十二日午後有田外相を訪問し本國政府の訓令に基き妥協的方式を示して實質的解決を計る態度に出でた。即ち英國側は交渉繼續中ビルマ・ルートの禁絶を實行することを約したもので、此の期間は雨季で實質的には變化はないと云ふのである。かくて本問題は日英間に満足なる交渉進捗を見つゝありと公表さるゝに至り、結局クレイギー大使は七月十七日午後外相官邸に有田外相を訪問し最後の打合せをとげた結果、有田、クレイギー間に完全に意見の一致を見たので同日の會見に於て正

式の日英諒解となし我が方では同日午後八時情報部長談の形式を以て右日英諒解の内容を發表した。

日英諒解内容(外務省情報部長談) 過般來英國領土經由支那向け軍需資材輸送禁絶方に關し日英兩國政府に交渉中であつたが今般左の如く妥結を見るに至つた。

(一)香港より支那向け武器彈藥の輸出は昭和十四年一月以降禁止せられてゐるが日本政府の重視する如何なる軍需資材も現在同地方から輸出せられてゐないし、將來も輸出せられることはない、尙後述ビルマ輸出を禁止せられる貨物は香港に於ても輸出を禁止せられること勿論である。

(二)英國政府は本年七月十八日から向ふ三ヶ月間武器彈藥並びにガソリン、トラック及び鐵道材料のビルマ通過輸送を禁止する。

(三)香港及びラングーンにおける日本領事官憲は本件禁輸を有效ならしめるためとらるべき措置に關して英國官憲と密接なる連絡を保持する。

右は英國に於ても十八日下院に於てチャーチル首相より略同様の内容發表があつた。

二、香港の英米婦女子引揚げ

ドイツの壓倒的勝利によつて極東における英佛の外交的地位が劣悪化しつゝあつた當時、日本の援蔣禁絶要求は英國を狼狽せしめた。注目すべきは我が南支軍が六月二十二日寶安附近に上陸し深圳を占領し、同月廿九日大鵬灣に臨む沙頭角を占領せることによりて、英支國境が完封されたことである。

香港政廳は英人婦女子の引揚げを命令し、同時に米國人の避難引揚げ、支那人の引越しが行はれて

香港は大騒ぎを演じた。

香港政廳の婦女子引揚げ命令、並に米國人の避難、支那人の動搖等の原因が果して何であるかは明確にされてゐない。唯前後の事情は凡そ次の如きものである。

六月二十二日 南支軍實安に上陸

六月二十四日 谷次官クレイギー大使に禁絶申入れ

六月二十八日 ハル國務長官ロシヤン英大使と會談

六月二十九日 南支軍沙頭角を占領

同日 香港政廳婦女子引揚げ命令布告

同日 有田外相放送（東亞モンロー主義）

六月三十日 米艦隊ハワイに歸還

香港政廳は六月廿九日午後の官報號外を以て、婦女子引揚げに關し總督の名を以て次の如き宣言を發表した。

香港に於ける緊急状態並に一般民衆の危険が引續き存してゐる事が認められるを以て婦女子及び香港防備に必要なる者以外は香港及び九龍租借地より他へ引揚げざることを強制的に命令する、これにより女子並に十八歳以下の子供に對する政廳の強制引揚げ措置を完了した。

なほ廿八日ハル國務長官がロシアン英大使、ケーシン濠大使と香港問題につき協議したとの報道が

傳つてゐるが、香港英人婦女子の引揚げに伴ひ米國人も引揚げ準備を完了し、六月卅日朝香港を出港したプレジデント・クーリツチ號は米本國當局の直接命令により同夜突如香港に引返して翌七月一日米國人避難約百名を乗せてマニラに向つた。

七月一日右に關し香港政廳スポークスマンは左の如く語つた。

現在何等の危険も存在せざるのみか將來も發生しようとは豫想してゐない、併し最初我等と極めて友好關係を保持したイタリイが事態が我國にとつて不利となるや遂に參戰した實例もある、今回の婦女子引揚げの決定は何も最近の情勢發展に起因したものである、併し次の數ヶ月間は英全帝國にとつての危機であらう故に斯る場合香港も戰爭若しくは封鎖の渦中に捲込まれることあるべきを考慮せねばならぬからだ、香港引揚げの婦女子は先づマニラに赴くが、同地には一時滞在するのみで、更に濠洲の最寄の某地に送られ同地で適當に保護されることになつてゐる。

而して香港政廳の命による引揚げ決定の英人婦女子四千五百名中陸、海、空軍軍人家族數百名は七月一日午前御用船に搭乘香港出帆一路マニラに向つたのを初めとして續々引揚げ、七月十日迄の間三千六百名が避難引揚げを爲した。

三、米政府反對聲明

七月十六日米國政府は滇緬公路並びに滇越鐵路による援蔣物資輸送禁絶に反對なる旨次の形式を以て、全文左の通りの聲明をなした。

國務長官は新聞記者團から「英國政府は日本政府の要求により所謂ビルマ・ルート經由支那に至る若干物資のビルマ通過を一時禁止するであらう」との報道に關し意見を求められたのに對し次の如き見解を表明した、即ち「米國政府は全世界に亘る通商動脈の開放に正當なる利害關係を有してゐる、従つて右報道の如き措置が採られた場合及び最近滇越鐵路に關して採られた措置の如きは世界通商に對する不當なる妨害を加へるものであると思考する」

我が須磨情報部長はこれに關し、二十七日の内外記者團との會見で、非公式に左の如き見解を表明し我が方の立場を明かにした。

滇越滇緬兩ルートの援蔣物資輸送禁絶は抗日政權の潰滅といふ我が軍事的必要から生れ出たものであつて日英及び日佛間の個別的問題であり、世界通商の一般的原则を云々したのではない、率直に言へば我方から英佛に對して援蔣行爲は止めて欲しいと要求したのに對し英佛がこれを受諾したまでの事である、従つてアメリカから抗議を受ける筋合は全くなからう、輸送禁絶物資の制限も生産地や所有者については全く關知せずたゞ佛印や英領ビルマに於て蔣政權に輸送される特定の物資に就てなされてゐるのである、アメリカ側の言分ではまるでアメリカの援蔣行爲を認めて欲しいと言ふ様なもので、かゝる見解が東亞に於て帝國と蔣政權との敵對行爲の現實の上に許さるべからざるものであることは繰返すまでもない、或は又若しハル長官が日米國交の現段階に於て何等かの封日ゼスチュアにするためにこんな餘計なことを放言したとすれば、全く理解に苦しむところで、最近のアメリカの對日ゼスチュアも若干魔がさしたとでも言ふ外はなからう。

尙右に關し獨官邊筋は十七日、米政府は滇緬公路援蔣物資輸送禁絶に對し反對を表明せると同一論據に基き宜しく英國の對獨封鎖に對しても抗議すべき旨言明したが、ハル國務長官は十七日新聞記者團との定例會見の席上次の通り言明した。

交戰國の設定する封鎖と非交戰國の領域内を通過且つこれが利益に資してゐる滇緬公路の閉鎖との間には法律的にみて著しい相違がある、即ち交戰國は國際法上封鎖を設定し敵國並に中立國の通商を遮斷する權利を有する、併しながら極東の場合は日支間には戰爭状態は何等存在してゐない、従つて日本は歐洲交戰國と同一の封鎖施行權を要求するわけにはゆかない。

四、重慶外交部聲明

重慶では各紙が英國攻撃の記事を掲げ市内に排英ポスターも見えた。七月十六日外交部スポークスマンは次の如く聲明した。

重慶外交部聲明 ビルマルートの問題は中國は屢々英國にその立場を申入れてゐたが、英國政府は日本の壓力によつて屈服しその無法の要求を容れ特定物資のビルマルートを通ずる輸送を一定期間停止することゝなつた、中國政府は英國政府のかゝる措置に對して重大なる關心を有せざるを得ず、且つかゝる措置は單に非友誼的なるのみならず違法であると認める、ビルマルートの維持は中國が侵略に抵抗するため最も重要な言を俟たぬ、英國が日本の要求を承認したことは侵略者に大なる利益を與へた、英國は中國の敵を援助したと同然である、英國は再三極東政策は變更せずと言明したが現に行ふところは決して言ふところの政策と一致すとは認め難い、

ルマルトは實に中國の對外交通路として重要なのみならず亦若干國家の關係深い通商路である、故にこの問題は極東に商業利益を有する諸國に關係する國際問題である、(中略)英國政府の決定は實に國際公法の原則に違反し、英支諸條約及び國際聯盟の累次の決議に違反してゐる、中國の對外交通路を閉鎖することによつて中國が和を求め、日本の提出する條件に承服するであらうと考へる程大なる錯誤はない、我國の長期抗戦は種々の困難障礙を受けてゐるが、我國は一時たりとも絶望したことなく、三年來の困苦の經驗は少くとも我をして闘志愈々旺んに最後勝利の希望は愈々確實なるを覺えしめた、如何なる困難に遇はうとも我が信念は些かの動搖もない。

第三節 英國日支和平の促進を要望

一、英の和平調停斡旋

七月十二日の有田クレイギー會談によつて英國はビルマルトに對する我が要求を承認したことが明かとなつた。これを轉機として英國の極東外交には相當の轉換が行はれ、英國は日支和平調停に乗り出すかの如く傳へられた。その第一聲は、英領馬來總督代理ジョーンズのラジオ放送であるが、右は十四日夜行はれたもので放送中に於てジョーンズ代理は「英國政府は日支兩國間の和平促進に盡力しつゝあり」との重大言明をなしたのである。

右のジョーンズ放送は英政府の意向を反映せることがだんだん明白になり、英國外務省では十五日には未だ明確な態度發表を控へてゐたが、同日郭泰祺がバトラ次官訪問の際、この問題に觸れたこ

とは郭大使が會見後米人記者に次の如く語つたことによつて明白である。

郭泰祺談話 今次の英國政府の措置は實に遺憾の極みと謂はねばならぬ、中國は勿論日本との和平を全面的に拒否するものではない、寧ろ名譽ある解決をこそ要望するものである、中國がどうしても日本との和平に斡旋を必要とする場合中國は英國の調停よりは寧ろ米國の調停を望むものであり、若し英米兩國が共同調停の地位に立つとすればそれが最も望ましい、英國が來るべき三ヶ月間ビルマルトを封鎖することは同地方が近く雨季に入る爲大して重要でないからと稱してゐるが、之は事實を曲げた辯解に過ぎず、英國政府も知つてゐる通りビルマルトは昨年來著しく改造され昨年雨季に於てもその運送量は甚大であつた。

かくて英外務省方面でも十六日夜、英政府が重慶政府の受諾し得る如き日支事變解決方策に就き研究中である事を非公式に發表した。尙一部英政界の傳へる所に依れば、英政府の調停試案なるものは次の如きものとなして居る。

- 一、日本軍の撤退並に支那沿岸封鎖解除
- 一、在支日本居留民の三ヶ月以内における整理
- 一、蔣介石政權の抗日政策の放棄及び汪政權の重慶合流
- 一、滿洲國の獨立承認
- 一、揚子江以北山東、河北兩省を含む北支における日本勢力範圍を確認

チャーチル首相は七月十八日の下院における日英問題に關する演説において、重慶政府が英國の勸

告に應じ日本と和平を締結すれば、英國政府は和平成立後治外法權の撤廢、租界の返還及び不平等條約の廢棄の交渉に應ずる用意ある旨を言明した。演説要旨左の如し。

英國政府は日本政府の要求に基きビルマ及び香港を經由支那に送られる軍用資材その他の輸送を禁絶することに同意した、我々は支那に對する義務を忘却したのではないが、今日の世界情勢殊にわれわれが生死を賭した争闘の只中に起つてゐると云ふ支配的な事實に注意を集中せざるを得ないのである、英國政府は一方において支那の自由と獨立とを尊重するとともに日英兩國の緊張した關係を改善せんことを欲するものである、即ちビルマ問題に關する日本の不滿により日英兩國關係が急激に緊張を加へつゝあつた事實を認識する必要がある。

然しビルマ公路を永久に閉塞することは支那に對し非友好的な處置と言はねばならぬ、よつて英國政府は一時的協定によつて得られた期間内に日支兩國の事態が改善されることを希望して日本政府との間に暫定的協定を締結するに至つたのである。

英國政府は極東の如何なる國とも確執することを好まないが、同時に支那の領土が保全されることを望んでゐるものである、この故に我々は重慶政府に對し日支兩國間平和が成立後治外法權の撤廢、租界の還附、互惠平等主義に立脚する條約の改訂につき協議を行ふ用意あることを言明するものである、又一方日本に對しては日支和平により國家的繁榮を達成しその國民の希望する福祉と經濟的安寧を確保するやう希望するものである。

英國政府は日支兩國に對しかゝる目的達成のために一臂の力を致しこれに協力せむことを申入れたがこれは重慶政府に和平を押し付けるやうな性質のものではない、而してかゝる協定によつて日本の對英友好關係を確保し得るか、又英國政府はかゝる協定を締結するに先立ち米國及びソ聯と協議したかと云ふ質問に對しては返答するこ

とは出来ない。

英國が極東に於て行ひつゝあることは英本土の目前で行はれてゐる對獨戰爭によつて左右されてをり、われわれはこゝ暫くはこの問題に總ゆる注意を傾倒せねばならぬのである、然し吾人は今回吾人がなしたことに關しては前二大國の態度を十分考慮の上決定したものであることを確信し得る。

二、帝國政府默殺

英國側の意向は上述の通りであるが、帝國政府に對しては未だ表面的にかゝる種類の申入れはなかつたとされてゐる。たゞビルマルト問題交渉の際クレイギー大使は有田外相に非公式にこの種の意向を仄かしたが、有田外相は「この場合はビルマルトの問題のみに限定したい」と英國側の發言を封じて了つたことがある。要するに帝國政府としては、英國の魂膽は極東に於ける自國權益を擁護し我が事變處理を後退せしめるにあるものとして全く默殺の態度に出でたのである。

三、重慶強がる

重慶では七月十六日、蔣介石が外人記者團に對して次の如く語つてゐる。

蔣介石談話　ビルマルトの封鎖は極東の紛争を終結せしめるどころか、反對に之を長期化させ擴大せしめるであらう、予は英國が國際法と現存條約に反するやうな方策を採らぬ事と信ずる、ビルマ公路問題と日支和平問題を結びつけることは日本を援助し支那をして日本に屈服せしめる事と同様で、其結果は唯だ英支友好關係と英

國の極東に於ける地位を悪化せしめるのみであらう、支那は過去三ケ年間獨立自主並に領土保全のため全力を傾注して闘ひ來つた、現在如何なるものも支那の徹底的抗戦の斷乎たる決意を左右することは出来ない。

尙ハヴァス重慶電によれば、重慶當局はジョーンズ放送に關し日本が支那側の條件を受諾せぬ限り和平斡旋に應ぜぬと、左の如く強がり聲明を發表した。

支那の對日和平方針は既に幾度も闡明されて居り現在も何等變更してゐない、日本に支那の發表せる條件の受諾する用意がない限り如何なる外國よりの調停試みにも功を奏せぬであらう、英國が正式に日支間の和平調停に乗出すことは考へられず、ジョーンズの聲明は單なる個人が意見を述べたものに過ぎない。

第四節 ビルマ・ルートの再開

一、英再開の意思表明

三國同盟成立後英國内の輿論は日本に對する悠和政策の無効を強調し、米國の強硬態度と相俟つて期限滿了後滇緬公路を再開すべきことは必至と見られ居たところ、果して英國政府は十月八日在東京のクレイギー大使をして滇緬公路輸送禁絶に關する取極めを更新する意なき旨を帝國政府に通告せしむるに至つた。外務省情報部は次の如く發表して居る。

外務省情報部發表(十月八日) 十月八日午前クレイギー英國大使、松岡外務大臣を來訪し、本國政府の訓令として英國政府は十月十七日期限滿了すべき滇緬公路禁絶に關する日英間取極めを更新するの意向なき旨通達の上

辭去せり。

ロンドンではチャーチル英首相が八日午後の下院に於て世界新情勢に對處すべき英國の方針を闡明した演説中、英國政府は十七日滇緬公路禁絶期間滿了を待ち再開するに決定したと發表した。かくて十月十八日未明よりビルマルートは再開され、唯一の援蔣路として活潑に動き出し、同時に我が海軍航空隊の爆撃が開始された。

二、松岡外相談話發表

英國側の再開通告に對して松岡外相は單に聴取したのみで何等の意思表示をしなかつたと解されてゐるが、チャーチル英國首相が十月八日の下院に於て行つた演説中には「英米兩國艦隊が活動を續ける限り日本は獨伊兩國より援助を期待することは出来ない、又日獨伊三國條約が成立した以上滇緬公路を閉鎖して置くことは無意味である、三國條約は米國が參戰した場合、日本をして米國を攻撃する義務を負はせるものである」と言明、滇緬公路再開の口實を三國條約成立の結果でありとし三國條約を以て好戰的なるものと斷じてゐるので、松岡外相は十月十日午後七時半チャーチル英國首相の右演説に對しその誤謬を正し帝國政府の所信を中外に闡明するため次の如き外相談話を發表した。

外相談話 所謂ビルマルートの再開に關する英國政府の決定について本月八日チャーチル英首相が下院に於てなした演説に對して彼は批評がましい事をいふのは好まない所であるが、この問題並に日獨伊三國條約に關聯し

てこゝに所信を開陳するは事態の真相を明白ならしむる上に敢へて徒爾ではないと思ふ。

第一にはビルマルートを三ヶ月間閉鎖するといふ英國政府との取極めは此期間内に日本が支那事變を終熄せしむるといふ條件の下に行はれたものでは決してない、勿論日本は當時も今日も同様日支間に全面的平和の到來する事が一日も速かなるを熱望してゐる、自然其主旨を當時駐日英國大使にも話したことはある、日本が他の何れの國よりも日支間の和平克服を熱望する所なるは疑を容るゝの餘地なく從來も亦現在に於ても之が爲め全力を傾倒して已まないのである、チャーチル首相がもつて遺憾なりとしてゐる日獨伊三國條約そのものは實は右目的達成の一手段に外ならない、第二には若し英國政府がその云ふが如く眞に東亞に和平の招來せられん事の一日も速かなるを欲するならば、ビルマルートを再開し之によつて抗戰繼續を支持して置きながら日支和平を期待するが如きは予の諒解しがたいところである、英國政府は不明にもなしたる今日の決定はその意圖するところは奈邊にあるにもせよ援蔣の結果となるは何人にも明白なるところである、自然チャーチル首相の演説は少くとも自家撞着の譏を免れない、最後に附言したいことは今回の三國條約は何れの特定國をも目的としてゐるものではない、勿論米國を向ふに廻すといふのではなく、強ひていへば米國にもよかれかしの考へで締結されたものである、即ち本條約の締約國は總ての中立國特に米國の如き強大なる國家が歐洲戰爭又は支那事變に捲込まるゝ事なきを欲するものである、若し米國が捲込まるゝ事などがあらうならばそれこそ人類の一大兇變であつてその慘禍は考へるだに戦慄を禁じ得ないものがある、之を要するに今回の三國條約は平和の盟約である。

二、香港ルート再開せず

香港ルートについては去る七月の取極めに於て何等期限を附してゐないから、ビルマルートは再開

されても香港ルートの禁絶は無期限に有効であるといふのが帝國政府の見解であつた。岡崎香港總領事は十月十六日香港政廳に對して右見解を豫め嚴重申入れを爲した。

重慶側では十月十八日、ビルマルート開放と同時に香港よりの援蔣物資禁輸も解かれるとの見解の下に香港よりの準備を進め香港における重慶側華字紙も連日大々的に之を宣傳しつゝあつた。右に關し岡崎總領事は十月十四日次の如く語つた。

ビルマルートの封鎖は三ヶ月の期限附であつたが、香港に關しては當時既に實施してゐた軍需品の禁輸にビルマルートと同様禁輸品目を追加する事を約定した迄でその禁輸の實施については何等期限を設けてはなかつた、それ故もし禁輸を解くやうな場合には當然日英協議の上でなされるべきであつて一方的にこれを斷行すべき性質のものではない、香港の援蔣物資の禁輸は十八日以後も引續き實施されるものと諒解してゐる。而して香港政廳がスミス民政長官の名を以て我方に寄せた回答要旨は次の通りである。

香港よりの援蔣物資禁輸に關してはビルマルート禁絶の際におけるが如き期限を附加しなかつたので、或はこれを以てビルマルート再開と同時に香港ルートをも解禁するが如き危懼を抱かしめたかも知れぬが、香港ルートに關する限りは今直ちにこれが解除を實施する意志はなく今後の外交交渉に俟つのみである。

第五節 佛印ルートの援蔣禁絶

一、南支軍佛印の援蔣を重視

六月十二日以降南支軍は、三回に亘つて佛印の援蔣行爲に關する當局談を發表してゐる。内容左の如し。

南支軍發表(六月十二日) 軍が某方面より入手したる確實な情報によれば、駐支佛國大使コスム氏は本年四月重慶に於て蔣介石と會見の際次の如き注意すべき談話をなせり。

「佛國が支那事變勃發以來日支兩國に對し表面中立的態度を示し來りたることは何人も之を承知しある所なるが實際は佛國は蔣政權に對し援助する所極めて大なるものあり、即ち蔣政權が外國に於て購入せる武器軍需品の大部隊は毎日海防より滇越線により雲南向け輸送せられて居り、この輸送の爲使用せる列車數は莫大な量を示しあり、又この輸送を保護するため佛國は大部分の軍隊を鐵道沿線に配置して鐵道の保護に任じあり、若し佛國にしてこの鐵道による雲南向け軍需品の輸送を禁止し或は沿線の防禦に任じある軍隊を撤退したる時は蔣政權としては武器及び軍需品の輸送路を全く杜絶せられたることとなり戰爭行爲の繼續は全く不可能となるならん」と

以上軍當局者の明瞭なる告白は自ら援蔣行爲を暴露せるものにして、佛國側が我方抗議に對しこれに武器、軍需品の輸送は禁止しありと稱ふるも蔣政府援助の事實は全く否定し得ず、東亞の事態を認識し得ぬ佛印のこの種援蔣行爲は斷じて軍の看過し得ざるところなり。

南支軍發表(六月十六日) 重慶側抗戰の原動力は一つに援蔣列國の支授特にそれよりする軍需品の輸入にあるのであるが、皇軍が相次で廣東、汕頭、南寧を占領且沿岸封鎖を嚴に實行中の現在に於ては實に佛印のみが重慶に残された最後の輸血路でもある、その狀況は、英佛其他の船舶に依り重慶向軍需品は一般貨物として堂々と海防及びチエンエンに揚陸せられ忽ち軍需品と化し一つは有名な滇越鐵道により一つは最近完成した新國防路線に

依つて續々重慶に輸送されて居る。

新國防路線では毎日約百臺宛の自動車軍需品を満載して南支國境より奥地に出發して居る、勿論發見次第我荒鷲の餌食となつて居るのであるがその目を潜り行ふ輸送量に決して輕視するを許さざるものがある。

一方滇越線は最大限の能率で輸送をやつて居るし且それに併行し目下佛の援助により自動車道を構築中で本年末までに完成すると云はれて居る、我軍は酷暑惡疫及び頑敵と戦ひつゝ重慶政府の軍需品補給路の遮斷に任ずる事一年有半、この間佛印より輸入される軍需品に對しては佛印當局に注意を促したる事も數々であるが、その敵性行爲は何らの改善を見ざるのみならず我軍の目前で益々露骨に行はれる様な形勢がある、斯の如き無反省なる状態であるならば我々は蔣政權打倒の第一歩として先づ佛印の敵性行爲を一掃しなければならんと叫ばざるを得ないのである。

南支軍當局談(六月十八日) 我飛行隊は連日惡天候を冒して佛印よりする新國防路線の輸送狀況を監視してゐるが、最近に至り軍需品武器の輸入によりフランスの援蔣態度は愈々露骨を極め將兵の痛憤措く能はざるものがある、即ち我飛行機が國境線附近で自動車群を發見これを爆撃せんとするや忽ちフランスの大國旗を展張し我爆撃を免れしめたり、又ある時は既に國境線より出發した自動車群が我荒鷲の飛來を見るやフランス當局は忽ちこれを國境線内に收容し掩護するとか、全くその利敵援蔣態度は言語に絶するものがある。

斯くて南支軍は六月十七日頃より行動を開始し、明江、寧明を陥れて憑祥へ進み、二十九日國境の鎮南關を占領し七月一日要衝龍州を完全占領した。

二、對佛援蔣禁絕要求

一方谷外務次官は六月十九日、外務省にアンリ駐日佛大使の來訪を求め、佛印の援蔣行爲除去について嚴重なる警告を通達し、これに對しアンリ大使は本國政府に傳達し可及的速かに誠意ある回答を齎すべき旨を約した。この對佛要求は豫て陸海外三省間に於て打合せを遂げ十八日の四相會議に於て最終的に決定を見たものであつた。

また有田外相よりも十九、廿日の兩回に亘るアンリ大使との會見に際して更に注意をなし善處方を要望したに對し、アンリ佛大使は廿日午後谷次官を外務省に訪問して、我方申入れに對する回答を寄せた。

帝國の要求各項に對する佛國側の回答要旨は

- 一、佛國は既に十七日にガソリン、トラック等の對支輸送を禁止して來たが、十九日から更に廣範圍の物資の輸送を禁絶した。
 - 一、而してこれが實績を見るために具體的方法としては、
 - (イ)佛國政府は日本側から軍人外交官等から成る相當大規模な現地検査員を派遣することを承認する。
 - (ロ)右現地検査員は河内、海防、老開、諒山等の各要所に常駐し税關吏員立會ひの上で滯貨並に物資輸送の狀況を検査する。
 - (ハ)右検査員が要求する場合佛印當局は滯貨の統計其の他必要なる資料を隨時提出する。
- 等の内容から成り、これで實質的には國境閉鎖と同様の効果を擧げ、支那要人の佛印を通ずる外界との往來等も殆ど絶滅されるに至つた。

三、對獨伊申入れ

右の佛印ルートの問題と關連して、對獨伊フランスの講和條件の中に佛領印度支那の割讓といふ項目が含まれるかどうかといふことが帝國政府の頗る重視するところとなり、歐洲に於てはヒトラー、ムソリーニ兩巨頭の會談を経て對佛講和の正式交渉が開始される段取りとなつたので、帝國政府では講和條件の決定に先だち、六月十八日來栖駐獨大使並に天羽駐伊大使に訓電を發して獨伊兩國政府に對し帝國政府の關心と意向を申入れしめた。この對獨伊申入れの内容は、

「帝國政府としては佛印の軍事經濟兩方面に於ける現狀並に將來に關して非常なる關心を有するものであるから獨伊兩國としてもこの帝國の意向を十分に斟酌して佛印の現狀に對し非友好的なる變革を加へる様なことのない様に切望する」

といふのであると報ぜられたが、詳細に關しては何等の公表もなかつた。

四、監視團派遣

アンリ駐日佛大使は六月廿二日午後谷次官を訪問、佛印ルートによる援蔣物資禁絶のため我方より派遣する検査員の構成並に派遣時期等細目に亘り懇談を遂げたが、右會談において谷次官より検査員派遣の場合我方の必要とする總ての便宜供與方を申入れたところアンリ大使はこれを諒承し、又

廿四日午後パロン佛國大使館參事官は外務省に西歐亞局長を訪問し、佛印總督は日本側軍事専門家が現地調査したる上佛印より支那向き輸送禁絶すべき物資の品目を決定するまで佛印國境を全面的封鎖を繼續することに決定した旨申越した。監視團派遣に關する政府の公表左の通り。

大本營陸軍部發表(六月二十五日) 大本營は佛領印度支那當局が、曩に帝國に對し誓約せる授蔣物資輸送禁止の實行を監視するため陸海軍及びその他より監視員團を編成派遣することとせり。

大本營海軍報道部公表(六月二十五日) 佛印經由物資輸送狀況監視の爲南支派遣艦隊より取敢ず艦艇の一部を海防に派遣することとなり。

大本營陸軍部發表(六月二十五日) 陸軍側より佛領印度支那に派遣すべき監視員は長陸軍少將西原一策以下二十三名なり。尙右の外委員附屬として囑託その他若干名を派遣することとなり。

大本營海軍報道部公表(六月二十五日) 海軍側より佛領印度支那に派遣すべき監視委員は左の通り。

委員長海軍大佐柳澤藏之助、委員海軍中佐根本純一、同海軍機關少佐福岡武(外四名)

外務省情報部長談 曩に佛國側は佛印經由重慶政權向け物資の輸送停止狀況視察の爲の我軍事専門家の佛印派遣を承認したるに依り、我方は軍事専門家三十名(陸軍二十三名、海軍七名)、柳澤公使館一等書記官、宗村元河内總領事等を佛印へ派遣することとなり、外務省より在河内帝國總領事館員數名をして之に協力せしむることとせり、右派遣員の一部は近日中に出發の筈、尙右派遣員の佛印到着迄の間取敢ず前記物資輸送停止狀況視察の爲め廣東より陸海軍將校及び下士官若干名を帝國海軍艦艇の一部に搭乗せしめて河内に派遣せらるることとなり右

は近日中に海防着の筈、尙佛印より支那向輸送を禁絶すべき物資の正確なる品目は前記軍事専門家の現地調査後に決定せらるべき所、二十四日佛參事官は西歐亞局長に對し佛印總督は右決定に至る迄佛印國境の全面的封鎖を繼續することに決定せる旨申越せり。

かくて西原少將一行は六月廿九日河内に到着して監視事務を開始した。監視所は左の七ヶ所で此の外廣州灣にも設けられた。

監視所 河内、海防、老開、諒山、ハジヤン、カオバン、チエンエン

尙ほ廣州灣に關しては七月十二日左の如く派遣監視員を公表した。

大本營海軍報道部公表(七月十二日) 大本營海軍部は廣州灣佛國租借地當局の實施する授蔣物資輸送停止の實情監視のため委員を派遣することとなり今回左の如く發令せらる。

委員長海軍大佐圓山英勅、委員海軍少佐日高震作(外十餘名)

第五章 日本軍の佛印進駐

第一節 概説

佛印の援蔣禁絶が協定され、我が西原少將を委員長とする監視團一行が赴任して以來、日佛間には更に一步を進めた交渉が行はれた結果、松岡・アンリー協定の成立を見、遂に九月二十三日を期し日本軍の佛印への平和的進駐が行はれた。其の間の経緯は可成り複雑したものがあり、交渉中の経過は今日尙ほ詳細な公表を見るに至つてゐない。尙ほ其の間英米側は佛印の現状維持を聲明し、日佛交渉に側面より牽制を與へた。米國の對日申入れの内容、米佛間の交渉の内容等は、これを示唆する言説以外の資料が與へられてゐない。また、日佛間の交渉の全貌はすべて九月二十二日交渉妥結と同時に公表されたのであるが、第三國側は諸種の報道に基いて夫々の動きを示してゐたのである。

第二節 日佛印交渉の経過

六月下旬西原少將を委員長とするわが監視團は佛印に乗込み早速本部を河内に置き、老開、ヘチャ、カオバン、諒山、モンカイ、チエンエン、海防等の國境要地および海港に分遣隊を派し援蔣武器

禁絶の任務を開始し、さらにこれを徹底せしめるために西原少將はカトルー總督と諸般の交渉をはじめた。話合ひは進出したが佛國政府は突如七月廿日佛印總督を更迭しカトルーに代つて佛國東洋艦隊司令長官ドクー中將を採用した。ドクーはわが方の要求はすべて権限外であるから本國政府間で交渉されたしと突つばね内諾済の事項までも拒絶した。こゝに第一回の危機が到来した。この状態のうち近衛内閣が成立、七月廿七日西原少將は狀況報告のため飛行機で上京、これに基づいて交渉は現地から中央に移され八月一日から東京で松岡・アンリー會談が開始された。日佛東京會談は八月廿五日に至つて漸く意見の一致を見、同卅日に話合ひは纏まつた(松岡・アンリー協定)。同日西原少將はドクー總督に會見、東京における決定に基づくわが要求を文書をもつて提出、直ちに現地交渉を開きたいと通告したが、ドクーはこれを濫り東京會談の取極を實施する事に對し誠意なき態度に出たので、「然らば現地交渉を開始すべき意思を有するや否や九月一日夕刻までに確答せよ」と期限附要求を突きつけ席を蹴つて歸つた。こゝに第二の危機があつた。翌卅一日西原少將はドクー總督を訪問、返答を督促したがこれまたにべもない返事、翌九月一日も西原少將はわざ／＼足を運んだが同様の返事、一方二日にはドクー總督は急遽佛印最高國防會議を招集して示威に似た行動をとるに至つた。同國防會議終了後西原少將は三度ドクーを訪ねて回答を求めたところ「東京會談に關する本國政府訓令によれば卅日貴下から提出された文書要求と内容において甚だしく相違する點がある」との奇怪なる發言

であつたので少將は監視團本部に引揚げたが、追つかけてドクーより會見の申込があり、西原少將は四度ドクーを訪問した、その時ドクーは「ただ今本國より回訓到着、現地交渉開始を電命して來たのでいよいよ交渉を開始したい」と述べたので、西原少將は「先刻言及された内容の食違ひについてはどうするつもりか」と聞き返したところ「それは一々本國政府へ請訓する外はない」との返事なので再び席を蹴つて歸來、遂に二日深更から三日朝にかけて全佛印在住邦人に對して總引揚げの命令が發せられ、北部東京及び中部佛印ツーラン、ピン以北の邦人約百九十名は河内へ、西貢を中心とする南部佛印の約百卅名は西貢へ續々集結を開始、國境監視隊も河内に到着、名狀し難い暗雲が監視團本部を掩ふに至つた。この形勢を見てとつたのか三日の午後ドクーは使者を派して交渉再開を申入れ現地細目協定に關する佛印側の私案を提出、四日午前中佛印軍參謀とわが方の會見が行はれ双方の意見が妥結したにも拘らず佛印側はまたもや約變、愚圖つき出し、同夜八時四十分に至つて漸く西原少將とマルタン軍司令官との間に正式調印が完了したのであつた。この現地交渉調印に引續きさらに五日から細目協議に入らんとした矢先、佛印側は七日些細な事實をとらへてわが方に嚴重抗議し來り細目協議續行中止を宣言し世界の輿論を有利に導くべく種々の宣傳をなし、さきの原則的協定さへも破棄せんとする暴舉に出で、交渉は全くブランクとなり、こゝに第三の危機が到來した。

その後十日、十二日、十三日と双方間に多少の往來あつたが狀況は依然險惡、一方四日の原則的協定成立で一時引揚げ中止となるかと見えた在留邦人も七日再び引揚げ準備命令をうけたが、十七日午前西原少將はマルタン軍司令官を訪問、中央の方針によつて交渉再開を申入れ佛印側の應諾を得たのでわが方の全面的要求を改めて通告、これに對して十八日佛印側は「日本側の要求内容は四日の原則協定調印當時のものとは相違する」として飽くまでも難色を示したので、わが方は松岡・アンリー協定によつて要求を提出したことを種々説明相手側の遷延策を封じたが、同夜西原・マルタン會談が行はれ佛印側はある程度わが方の要求を容れたにも拘らず翌十九日の正式文書回答では日本側として満足すべきものがなかつた。

一方河内に待機の邦人に對しては十八日夕刻鈴木總領事の名をもつて「廿日午前七時をもつて在留邦人の總引揚げを命ず」との諭告が發せられて、こゝに最後の危機が到來した。しかし佛印側も遂にわが方の正當なる要求に聽從したので、廿二日午後四時三十分に至つて日佛印間の協定は成立したのである。

第三節 日佛當局の發表

松岡外相は八月中、駐日フランス大使アンリー氏と會見して帝國陸海軍が佛領印度において必要と

する軍事上の便宜供與方について交渉の結果、同月二十五日及び三十日佛當局は帝國の申入を承諾した。これが松岡・アンリー協定であるが、其の内容は公表されてゐない。

九月二十二日右協定に基く現地協定成立、わが陸海軍部隊は右協定に基き廿三日佛印進駐を開始した。尙佛印當局の命令不徹底のため佛印軍との間に若干紛争を生じたが間もなく解決、同日大本營並に外務當局より左の如く發表された。

大本營陸海軍部發表(九月二十三日) 日佛印現地當局間においては八月二十五日及び同三十日纏まりたる日佛兩國政府間の話合に基き九月初旬以來軍事問題に關し交渉中のところ、九月二十二日午後四時三十分(日本時間)に至り協定の成立を見たるをもつて陸海軍部隊は本協定に基き本二十三日佛印北部に平和的進駐を開始せり、わが部隊の國境通過に當り一部若干の紛争を見たるものゝ如きも今後大なる支障なく進駐完了に至るものと期待しあり。

外務省發表 支那事變を解決し東亞新秩序建設に資する目的を以て佛領印度支那問題に關し松岡外務大臣は去る八月中東京においてアンリー在京佛國大使との間に友好的精神を以て基礎的話合を行ひたり、右話合において佛國側は支那事變完遂上帝國陸海軍が印度支那において必要とする軍事上の便宜供與を凡て承諾せり、尙右に基き現地において具體的決定を行ふ爲爾來在河内日佛軍當局間に交渉行はれたる處漸く九月二十二日午後妥結に到達せり。

佛外務省は二十二日、日本軍の佛印進駐に關し左の如きコミニケを發表した。

佛政府聲明 日佛兩軍當局は東亞新秩序建設に貢獻すると共に支那事變の解決に資せんがため昨九月二十二日満足すべき協定妥結に到達した、すなはち

- 一、日本は佛印において對支戰爭繼續のため特別の便宜を獲得する。
- 一、日本はその代償として佛印におけるフランスの主權及び領土保全を尊重する旨確約した。

ボードアン外相は新聞記者團と會見、佛印を繞る日佛兩國の折衝が圓滿妥結に至つた事情に就き次の如く公表した。

ボードアン外相談(九月二十三日) フランスは自力で佛印を防衛する方法がなかつた爲又極東に於ける日本權益の優先權を承認した結果日本の要求を受諾したのである、交渉の進行中佛政府は終始米國政府と連絡を執つて來て居り、米國政府は交渉の經緯を完全に知悉してゐる筈である。

一方佛政府は如何なる第三國の干渉をも受けず完全なる自由意志を以て今回の交渉を行つたものである、而して現地の軍事交渉には諸種の困難が発生したといへば交渉に際し日本政府は常に公明にして誠意ある態度を持して來た、佛政府は協定實施の公正を期すると共に日本側においても飽くまでも公正を守るやう期待してゐる。

現地協定成立につき西原委員長は二十二日午後四時、左の如きコミニケを發表した。

西原委員長コミニケ かねて交渉中の日本及び佛印間軍事協定は二十二日午後二時三十分妥結を見、西原少將とマルタン軍司令官との間に調印を完了したり、右協定の内容は支那事變處理に關し日、佛印間に友好積極的軍事協力を行ふものにして、これにより日、佛印兩國の密接なる關係はいよゝ増進さるゝものと信ぜらる。

ドクー佛印總督聲明(九月二十三日) 根氣強く續けられた日本との交渉が妥結された、今日こゝに事態の概要をありの儘公表して諸氏の冷靜なる理解と規律の精神に訴へるべき機が熟するに至つた、今回日佛兩國政府間に妥結を見るに至つた外交上の協定は佛印の領土保全と佛印全土に亘るフランスの主權を日本が正式に確認せることを約したものである、之に對し我方からは友好的援助の精神を以て日本軍に對し佛印領内における軍事上の諸便宜を許與した、本協定實施は數週間に亘つて行はれた、吾々は佛印駐屯佛陸軍總司令官マルタン將軍との完全な連絡協力の下に相當の日時と可なりの困難を以て協定實施の諸條件を決定した、それは兩當事國の利益を考慮すると共に最も眞摯なる意味において渝らざる日佛兩國友好關係の最初の表示たるべく日本軍に對しその作戰上の裁量に委さるべきものでなければならなかつた、この一國が他國に與へ得る最大のものである相互信賴の證左は佛印と日本との誠實なる協力の基礎を築くものである、日本と近接せる佛印が自國の不易の一利害に準據して極東のこの最大國と國際信義と相互尊重の基礎に立つ友好關係を維持すべきことは自然の理であり、今回調印された協定はこの現實的政策に従つたものである、予は國民各自がよくこの目的を諒解されるものと確信する、佛印政廳當局自身に課せられた義務を果した今日國民も異議なくこの新情勢を承認することに依つて各自の義務を果されんことを期待する、新情勢は佛印に平和裡に活動を續けることを許し、平和の庇護下にその運命を開拓することを許してゐる、フランス人たると、印度支那人たるとを問はず今後は一層確固たる勞働と祖國愛の規律を以てその指導者の下に結束を固めなければならぬ。

皇軍佛印進駐に關し支那派遣軍當局では二十三日午後五時次の談話を發表した。

支那派遣軍談 帝國は支那事變處理上利敵ルート遮斷に關しかねて佛印との間に交渉を進め來りしが圓滿妥結

し、その友好的諒解の下に本二十三日午前零時帝國陸海空軍の一部は北部佛領印度支那に進駐を開始せり、もとより本進駐は支那事變處理上の一段たるに過ぎず佛國側當局は帝國の公正なる主張を好意的に諒解し全面的に帝國の眞意ある所を容認したるものにして、昨二十二日午後四時三十分完全に交渉妥結し友好裡に皇軍の進駐を見るに至れるものなり、右佛國側當局の友好的態度により利敵ルート遮斷乃至重慶壓迫の措置は一段強化されたる次第にして事變處理上特筆すべきことに屬す、然るに重慶政權は這般の事情を無視歪曲しこれを以て帝國の侵略なるかの如く宣傳し國際關係を紛糾せしむべく本問題をめぐり日佛、日泰、日獨關係の離間を策し、或は英米の干涉を誘致すべく凡ゆる惡辣なる策動を實施し來れるも今や全く徒勞に歸したり、徒らなる抗戰を叫び抗日策動に狂奔する重慶側軍民及び海外華僑はよろしくこの現實の事態を正視し世界情勢の重大變化を正當に認識して三思反省すべきなり。

第四節 佛印軍隊との衝突

九月二十二日午後皇軍の平和的進駐に關する現地協定成立により、我が佛支國境線部隊は二十二日午後佛印領内通過に關し佛印軍司令官宛通牒を鎮南關南方國境においてドンダン地區司令官に手交した。かくて廿三日午前零時を期し皇軍が佛領内を通過せんとしたところ佛印軍は挑戰的行爲を示し我が軍は自衛上武力行使の已むなきに至つた。然し我が軍はこれを排除しつゝ南進、午前二時ごろドンダン附近に達した時、佛印軍の挑戰いよいよ甚だしく特に國際的道義を無視し我が軍に向つて毒ガス

を使用する不法に出でた。こゝにおいて我が軍は再び佛印軍を排除のやむなきに至つた。

右の衝突事件は誤解に基くものであるが間もなく鎮壓された。軍當局は次の如く發表してゐる。

大本營陸軍報道部發表(九月二十三日) 今朝來日佛印間の協定に基き進駐を開始せる我が軍に對し不法なる抵抗を續けありシドンダン附近の佛印軍は午前十一時に至り遂に降伏せり、よつて我が軍は戦闘行爲を停止しこれが武装を解除せり。

佛印現地軍當局談(九月二十三日) 現地軍は佛印進駐に關する日佛兩當局の協定に基き九月二十三日友好的に佛印に進駐を開始せり、本進駐は封支作戰強化の一環として重慶政權封鎖を完璧ならしむる事を主眼としあるものにして佛印占領の如き毛頭意思あらざる事勿論なり、然るに我部隊の國境通過に當り佛印側の命令不徹底により、局部に於て友好進駐の協定に反し圖らずも一部佛印軍の抵抗に會ひ、且毒ガスを使用するが如き不法を敢てしたるを以て、我部隊は已むなく此抵抗する佛印軍に限り之を潰滅するに決し、ドンダン附近に於て過去二ヶ月に亘り營々構築せる半永久的築城陣地により抵抗するこの一部頑迷なる佛印軍を極めて神速に包圍殲滅し左の如き戰果を獲得せり。

△捕虜二四〇(佛人將校多數を含む) △遺棄死體一三一 △鹵獲品 山砲二、速射砲一、重機二、小銃二百、その他武器彈藥等多數、我軍の損害は極めて輕微なり。

右は全く已むなき處置にして軍はもとより日佛協定に基き飽迄友好裡に進駐する事を祈念し、且つ最早他の佛印軍はその政府當局の意思に反し無謀なる抵抗を爲さざる事を信するものなるも、若し今後と雖もかくの如き部隊あるにおいては當該部隊に限り斷乎膺懲の手段を取る事あるは已むを得ざる所なり。

右事件は其後停止されたことは佛政府によつて確認された。即ちボードアン佛外相は九月廿七日の閣議において佛印における日佛軍の衝突が全く停止された旨報告を行つた。

かくて我軍の佛印進駐は開始され、二十三日の鎮南關方面よりの進駐に引續き、海路方面よりの部隊は廿六日朝海防附近に上陸、越えて十月五日陸空軍が河内に進駐、同月七日陸軍部隊も河内に進駐した。

第五節 日佛共同聲明

我軍の進駐は佛印當局の友好的協力の下に平和裡に行はれたるに拘らず、英米等に於ては侵略行動であるとの虚傳を流布するに鑑み、日佛兩國政府は二十七日左の共同コミュニケを發表した。

日佛共同聲明(九月二十七日) 東亞新秩序建設及び支那事變解決に資する目的を以てする佛領印度支那に關する基礎的の語は去る八月中東京に於て松岡外務大臣とアンリー在京佛國大使との間に友好的精神を以て行はれたる、日本政府は東亞における佛國の權利及び利益特に印度支那の領土保全並に同聯邦の全部に對する佛國の主權を尊重する意嚮を有する旨の保障を佛國政府に與へ、佛國政府は日本政府に對し印度支那において帝國陸海軍のためその作戰行動遂行上必要な特殊の諸便宜を供與すべきことを承諾せり、尙右軍事上の便宜供與に付具體的決定を行ふため河内において日佛軍當局間に話合行はれたる處九月二十二日圓滿妥結に到達せり。

第六節 英米佛印の現状維持申入れ

九月初の佛印の緊迫状態については色々取沙汰され、香港政廳は八月廿六日香港佛印航路の英國船に對して香港歸還を命令したが、海防は港口を封鎖され港内の英國船は全部出港した。此の頃米國政府及び英國政府から佛印の現状維持に關する對日申入れが行はれたことが明かにされた。即ち、ハリファックス英外相は九月五日午後上院に臨み當面の外交諸問題に就いて演説を行つたが、佛印問題に言及して大様次の如く述べ英國の現状維持方針を明かにした。

英外相聲明 ヨーロッパ以外に於ても重要な事件が次々と急速に生起して居る、英國政府は佛印各植民地の事態について當然關心を持つて居るものであり、英國政府は飽くまで佛印の現状維持を望み之に就いて深甚の關心を有する旨日本政府に對し申入れを行ひその注意を喚起せしめた、而して米國のハル國務長官も亦同じく佛印の現状維持方針を明言したことは極めて重大意義を有することは疑を容れない所であらう。

又ハル國務長官は九月四日新聞記者の質問に答へる形式で聲明し、過般蘭印、佛印に關して日米兩國を含む諸國がその現状維持を確認したことを想起し、

ハル國務長官聲明 米國政府は佛印に關する諸報道が示す佛印の情勢と諸問題を重視するものであり、若しその後の事實がこれらの報道を裏書きするとせばその米輿論に對する反響は極めて不幸である。

と述べ、ついで六日定例会見席上でその點が中心となりハル長官と新聞記者團との間に相當突込んだ

質疑應答が行はれた。

記者 米國政府は四日の聲明の趣旨に則り對日申入れを行つた事實があるか。

ハル 平和を愛好する諸國の政府が現状維持尊重について何等かの申入れを行ふからとて格別に驚くにあたらない、蓋しこの現状維持尊重といふことは數ヶ月前に既に極東のみならず世界の國々から論議の餘地のない方針として認められたものだからである。

記者 どういふ國々が對日申入れを行ふだらうと豫想してゐるか。

ハル 恐らく平和を愛する總ての國々がこれを行ふだらう。

記者 米政府はこの點につき諸外國の意見を照會してゐる事實はないか。

ハル そんな必要はない、イギリスが既に對日申入れを行つた事實を想起し給へ。

記者 佛印問題につき日本から何等かの保障をうけてゐる事實はないか。

ハル 只今のところ何もお話しぬ方が賢明であらう。

第七節 日佛協定と米佛の關係

日・佛印間の接觸に關聯して米佛間には如何なる話合ひがあつたか。佛政府は豫て此の問題について米當局と意見を交換してゐたこと並に米國からの實力援助は與へられなかつたことが其後に至り明瞭となつた。

ボードアン佛外相は九月十九日午後米國人記者主催の午餐會に臨み、記者團から「佛印問題に對する態度如何」との質問を受けたのに對し「米國が實力援助を與へてくれない今日フランスの態度は現實的ならざるを得ない」旨左の如く言明した。

ボードアン外相言明 フランスは現在極東に於て全く孤立の状態に陥つてゐる、かゝる情勢にある以上印度支那現下の問題に對してフランスとして現實的態度をとるのは已むを得ないことである、従つてよしフランスの決定が歐米諸國に不愉快なものにしるフランスが苛酷な批評を受ける筋合はない、何故となれば假りに佛印が攻撃を受けたにしても米國から正式抗議をしてくれる以上の約束を得てゐない、單なる口頭の抗議では佛の事態に何等寄與しないのである、再言するが、現在のフランスは極東に於て弱力の空陸海軍を有つてゐるに過ぎないし、且英國の在支駐屯軍の撤退及び英國が佛印の現状維持尊重のために實質的援助を拒否したことに依つて一層その地位を弱體化してゐるのである。

而して九月二十三日日本軍の佛印進駐發表後、ハル國務長官は新聞記者團會見において、日本軍の佛印進駐は威壓手段により極東における現状維持を破壊するものとし左の如くこれを非難した。

佛印の事態については次から次へと事件が急速に發生しつゝあり時々刻々の發展に關する明確な情勢を掴む事は不可能である、併し乍らこれが現状を破壊するものであり且威壓によつて達成されつゝある事は明瞭である、斯る行爲を承認せず、且つ反対を唱ふべき米國の立場に關しては從來何回となく述べられ來つた所である。

然るにヴィシーに於てはボードアン佛外相は廿三日、日本軍の佛印進駐問題に關し米國政府は既に

フランスの對日讓歩に同意してゐる旨左の如く發表した。

ハル國務長官は八月三十一日駐米フランス大使に對し米國はフランスの困難なる地位を認め、同時にフランスが佛印において日本に若干の特權許容を餘儀なくされた事情を諒承する旨通告した。

右に對し米國務省は同日午後五時半、佛側聲明を全的否定する左の如きステートメントを發表した。

米國政府は何時又如何なる方法に於てもフランスの對日讓歩を承認したことはない、佛印問題の進展に對する米國政府の態度は二十三日午前のハル國務長官言明中に於て述べられて居り、又これ迄の屢次に亘る政府聲明に於ても明記されてゐる。

第八節 日佛協定と重慶政權

一、滇越線破壊

重慶側では九月十日佛印國境老開の鐵橋を爆破し其後老開のトンネルを破壊し、佛印當局からの抗議と損害賠償要求とを受けた。九月十九日に至り、香港大公報昆明來電によれば重慶政權は佛印側の管理下にあつた滇越鐵道雲南段即ち昆明、河口間の支那領内の同鐵道を一方的に強制接收すると共に現に叙昆（昆明叙州間）公路局長沈昌を滇越鐵路管理局長兼運輸司令に任命した。同鐵道の軌道は取外されて滇緬路完成の爲使用されつゝありと云はれてゐる。

本問題に關し蔣政權外交部當局は滇越鐵道昆明、河口間の接收問題及び老開、河口間國際橋破壊は専ら支那側の自衛措置にかゝり鐵道の接收部分が支那側領土内にある以上緊急の必要に應じて自ら管理運用する権利があり、現に佛支滇越鐵道章程第二十四條には「萬一支那が他國と戰鬥行爲を交へる際は支那にこれが管理の権利ある」ことを規定してゐるとの談話を發表したが、同時に昆明行營滇越鐵道運輸司令部もまた九月十八日付を以て左の如き通告を發した。

中國政府は國防上の必要に基き本司令に命じ滇越鐵路局司令部を組織し佛支條約に従つて同線に關する一切の事務を管掌せしめることとなつた、よつて本鐵道に服務するフランス籍従業員に對しては中國人職員と同様の待遇を與ふべく、若し職務を怠つて軍事輸送を誤り或は機密を漏洩するものに對しては軍法を以て處斷す。

二、支那佛政府へ抗議

顧維鈞駐佛支那大使は九月二十三日ボードアン佛外相を訪問し、口頭をもつて日佛協定に對し抗議を行ひ、重慶政權はこれに關し完全なる行動の自由を留保するものである旨を申入れた。なほ同大使は會談後UP記者に對し、今回の日佛協定は全太平洋就中フイリツピン及び蘭印に對して非常な脅威を與へるものであると語つた。

支那の對佛抗議要旨 本年六月佛印當局が日本側の要求によつて佛印を通過する支那向物資の輸送を一切禁絶したのは國際公法及び佛支條約の明確な違反であつたことは當時既に支那政府が佛政府に對する抗議に於て指摘したところである、然るに今回佛印當局は更に日本側の要求により日本軍の佛印内進駐及び通過を許容した、日本軍の佛印進駐の目的が支那領土に對する攻撃にあることは日本側自身の揚言するところで支那が日本の侵略に抵抗しつゝある際佛印當局のかゝる行爲は佛支條約及び國際公法の一層大なる違反であることは論を俟たず茲に嚴重抗議を提出する、支那政府はこれを以て支那領土に直接且つ緊急の脅威を與へるものと認め斷然正當防衛手段に出でることを宣言する、この結果佛印内外に發生すべき一切の事件については支那政府は何等の責にも任ぜず總ての責任を擧げて佛政府に歸すべきである。

右に對し佛側からは、ボードアン佛外相は廿四日重慶政權に對し次の如き覺書を送り、支那軍の佛印侵入は斷乎許容し難い旨を申入れたと發表した。

フランス政府は重慶政權麾下の支那軍が佛印に侵入することを斷じて拒否するものである、日本軍に挑戰することは多分支那自身の不利益であらう。

第六章 援蔣水域の封鎖宣言

一、第一次宣言

昭和十四年六月廿七日福州、温州等に對する封鎖通告は、閉塞の通告と、第三國艦船の損害に對する責任拒否の通告であつて、爾來其の方式を以て各水面の封鎖が行はれて來たが、其後帝國海軍は、援蔣物資輸送のルート封鎖及び遮斷を決意し、封鎖線を潜つてこれ等沿岸諸港において抗戰物資の移入に従事しつゝある第三國籍船舶及び第三國旗を掲げて我封鎖線を潜りつつある支那船舶の一切に對し作戰行動をもつてこれを封鎖することとなり、嶋田支那方面艦隊司令長官は七月十五日午前十時左の宣言を發表作戰區域内に國籍の如何を問はず一切の船舶出入を禁止した。同宣言は同日午前八時三浦上海總領事を通じ各国外交官憲及び海關側にも正式に通告された。

宣言 本職は作戰上の必要に基き昭和十五年七月十六日午前零時以後一切の船舶の左記區域に入港することを禁止すべきこと並に右禁止に従はずして入港し又は入港せんとするものに對しては本職の指揮下に屬する海軍兵力を以てこれを抑留すべきことを宣言す、従つて同日同刻以後同區域は出入する人員及び船舶の直接間接に被ることあるべき一切の損害に對しては本職はその責を負はず。

記

一、許山及び西火山島燈臺連結舟山叢島、沈家門に通ずる南北線並に六横島南端を通ずる東西線を以て包む杭州灣象山浦海面

二、南排山及び洞頭山東端連結線並に半面山を通ずる東西線を以て包む温州灣及びその附近海面並に樂清灣

三、北交嘴を通ずる三百四十度線以西の三都澳及び羅源灣

四、定海を通ずる南北線及びブラックヘッドを通ずる四十五度を以て包む福州港及びその附近海面

本宣言は昭和十五年五月十七日附中華民國公私船の交通遮斷に關する本職の宣言の效力を妨げるものに非ず

昭和十五年七月十五日

支那方面艦隊司令長官 海軍中將 嶋田繁太郎

二、第二次宣言

八月十日正午支那方面艦隊司令長官嶋田繁太郎中將は三浦上海總領事を通じ左記宣言を第三國外交團及び各機關に通告した。宣言内容次の通り。

本職は作戰上の必要に基き昭和十五年七月十五日附杭州灣、象山浦、温州港、福州港及び三都澳、羅源灣方面海面入港禁止に關する本職の宣言に左記區域を通過すべきこと並に本追加區域に關する效力は昭和十五年八月十五日午前零時以後發生すべきことを宣言す、カール島、ハイコーン、平海、ピラミッド・ポイント、深滬角を順次に連結せる線をもつて包む興化灣、平海灣、湄州浦、西浦、泉州港、深滬灣その他の海面。

三、第三次宣言

第六章 援蔣水域の封鎖宣言

八月十日福建省沿岸の多數港灣が右宣言に追加せられたが陽江電白、水東、北海、龍門江方面における第三國船舶戎克等の出入はやうやく頻繁を極め、その抗戰物資補給額も侮り難き巨額に達し、我が作戦目的達成上無視し得ざる狀況に立ち至つたので、我が海軍としてはこれら諸港灣に於ける一切の出入船舶に對し作戦行動を以て封鎖を行ふこととなり、十二月二十三日午前十時支那方面艦隊司令長官嶋田繁太郎大將は堀内上海總領事を通じ各國外交團及び海關に對し左の如き宣言を通告、同時にこれを中外に發表した。

宣言 本職は作戦上の必要に基き昭和十五年七月十五日付杭州灣その他の海面出入禁止に關する本職の權限に左記區域を追加すべきこと並に本追加區域に關する效力は昭和十五年十二月二十五日午前零時以後發生すべきことを宣言す。

記

- 一、大嶼角西端、南朋島東端、同南西端雙魚嘴を順次に連らねる線を以て包む DEEP BAY 海陵山港及び附近海面
 - 二、西嶼角、大鳳鷄、晏鏡山を順次に連結する線を以て包む水東港電白港及び附近の海面
 - 三、冠頭角、白龍岬、連結線以北の龍門港、北海港、及び附近海面
- 支那方面艦隊報道部長談(十二月二十三日) 支那方面艦隊司令長官は七月十五日杭州灣其他の海面出入禁止に關する宣言を發し、八月十日福建省沿岸の多數港灣を右宣言に追加せられたのであるが、今般更に作戦上の必要

に基き南支沿岸の五港灣を追加せられることとなつた、以上の宣言により杭州灣、象山浦、温州港、福州港、三都澳、羅源灣、興化灣、平海灣、湄州浦、西浦、泉州浦、深滬灣、電白、水東、北海、龍門等中南支沿岸における援將利敵物資の輸出に最も頻繁なる重要港灣に對し作戦の必要上一切の船舶の出入を禁ずることとなつたのである、今般追加せられたる地域に於ては十二月二十五日午前零時以後現實に支那方面艦隊麾下の海軍部隊の作戦行動が行はれるので第三國船舶、人員は速やかに該作戦地域より撤退すべきこと勿論である、七月十五日及び八月十日の宣言と共に實施し來れる中南支沿岸における海軍部隊の作戦は、浙贛補給路に對する攻撃、佛印、廣州灣、香港よりする援將物資輸送の禁絶、ビルマルトに於ける重要橋梁の爆破等と相俟つて重慶側に抗戰物資、武器彈藥等の非常な缺乏と物價の暴騰とを來し西南諸省を開發して抗戰を繼續せんとする重慶政權の計畫を挫折せしめその抗戰力に與へた打撃は甚大である、従つて重慶側は南支方面港灣よりする補給を極めて重要視するに至り條約に規定なき不開港場を開き抗戰物資、武器、彈藥の吸收獲得に狂奔し最近陽港、電白、水東、北海、龍門港方面における第三國汽船ジャンク等の出入漸く頻繁を極め、之等港灣からの抗戰物資補給は相當の巨額に達し、我が作戦目的達成上無視し得ざる狀況になつたので、之等諸港灣に對し作戦行動を執らるゝと共に今般の宣言を發せらるゝに至つたのである、今後本作戦の實施とビルマルトに對する攻撃は益々重慶政權の抗戰力を減殺し之を窮境に追ひ込む事であらう。

第七章 交戦國の支那に於ける事端防止通告

第一節 帝國政府申入れ

イタリアが参戦した場合支那に於ける各交戦國軍間に帝國との間に不慮の事端を誘發する恐れある原因の除去方法に就ては豫て帝國政府に於て慎重研究を重ね、五月卅一日の閣議に於ては斯る場合に對處する帝國政府の最高方針について正式決定を見てゐたのであるが、六月十日愈イタリアが参戦することになつたので、谷外務次官は十一日午前英大使、佛大使、午後コルテーゼ伊代理大使を夫々外務省に招致して、支那に於けるこれら交戦國軍の駐屯によつて發生することあるべき事態の防止に關する帝國政府の勸告を正式書面として通じ、且米獨兩國に對しては英佛伊三國に右の如き申入れをなした旨を参考として兩國の駐日大使館當局に通報し本國政府への傳達方を依頼した。而して谷次官から帝國政府の勸告申入れをうけた英佛兩國大使及びイタリア代理大使は夫々本國政府への傳達方を約して辭去した。右に關し外務省では十一日午後一時左の如く情報部長談を發表した。

情報部長談(六月十一日) 今般イタリアが英佛兩國に對し宣戰布告せるにより谷外務次官は本十一日イタリア代理大使コルテーゼ氏を外務省に招致し、客年九月五日歐洲戰爭勃發に際し各交戦國に申入れたる趣旨に基き支

那に於て交戦國相互間及び帝國との間に不慮の事端を誘發する恐れある原因を除去することにつき深甚なる考慮を促し、また英國大使クレイギー氏及び佛國大使アンリー氏に對しても同様趣旨を重ねて申入れた、尙英佛伊に對する右申入れの次策を参考として米國及びドイツ兩國大使に通報した。

第二節 國民政府の態度

一、外交部聲明

右帝國政府の處置と併行して、南京國民政府に於ては、六月十三日褚民誼外交部長より、次の如く交戦國軍隊の撤退要求を聲明した。

外交部長聲明 歐洲戰爭の發生以來我が國は中立態度を維持し歐洲戰火の極東に波及せざらん事を深く希念せり、最近イタリア國に於ては英佛兩國に宣戰を布告したるを以て歐洲戰爭の範圍は更に擴大せられたり、前記交戦國は等しく軍隊或は軍艦を中國に駐屯せしめ居るのみならず、その多くは同一地に駐泊し居る爲緊張の此の際衝突を惹起し事端醸成せざるなきを保し難し、國民政府は地方の安寧秩序を維持し並に人民の生命財産を保護するの見地より意外の事端發生を防止するため交戦國の軍隊及び軍艦が中國國境外に自發的に撤退する等適當の措置を取らん事を要請するものなり、右提議は中外人民の安寧を顧慮するより出でくるものにして各國の賢明なる當局の正に賛同する所なるべし、尙之ら交戦國が中國に於て條約により取得せる各國の權益に至りては萬一私かに之を授受するの行爲あらんか、右は顯かに中國の主權を無視し國際紛争の端を起すものにして國民政府として

は夙に絶對之を否認するのみならず有效なる方法を以て糾正せんとするものなり、併せて爰に聲明す。

二、傅宗耀上海市長聲明

上海特別市長傅宗耀氏は上海の不安の最大原因は交戦國軍隊の駐屯にありと斷じ、六月十五日午後上海の平和と繁榮の爲交戦國軍隊の完全撤退を主張せる左の要旨の聲明を發表した。

現在上海の地位は絶大にして且つ不必要の危険と脅威を甘受しつゝある、何故なれば歐洲交戦國の軍隊が上海に駐屯しあるが故である、確聞する所によれば交戦國間において紛争防止に關し密かに話し合ひがなされたとの事であるが斯くの如き何等權威を有せざる氣休めの一時的自己満足を以てしては吾人は到底妥如たり得るものではない、これ等の軍隊が駐屯の必要毫もなきものである事は事實が説明するところであつてそは決して惡意の批評ではない、而して今次歐洲戦争に對し我方は嚴に中立を持し戦争の渦中に捲込まれる事は斷じて忌避するところであつて中立國當然の權利として又義務として交戦國軍隊の國外撤退を要求せざるを得ない、一步退いて考ふるも上海は歐洲に於ける病痛を同受する能はざるものである、歐洲交戦國の駐屯軍は須く上海より完全に撤退すべきことを余は主張するものである、又これと同時に嘗て中國との間に存在する條約その他の取極めを擅に一方的に改變する等從來の事態に變化を生ぜしむる事に對し決して無關心たる能はざることを併せて言明する。

三、傅市長文書を以て撤退要求

傅市長は更に六月十九日午後三時在上海ジョージ英總領事、オージエ佛總領事、ネローニ伊總領事に對し、それ〴〵第三國駐屯兵撤退に關する左の如き公文書を直接手交した。

歐洲戦局益々擴大して上海の情勢頗に重大化し物情騒然たるものあり、茲に市長は市政擔當長官として責務上地方治安の維持と民心の安定を圖るがためこれに無關心たり得ざるものがある、全市民衆福祉と商業利益維持のため南京國民政府聲明の精神に基き嚴正中立國としての立場の確保と上海の和平現狀の維持を圖らんがため歐洲交戦國の上海駐屯軍の上海より完全撤退と同時に曾て中國との間に存在する條約その他取極めを恣に一方的改變する等の不法行動を絶對承認し能はざることを言明するものである、英、佛、伊は上海に駐屯軍を有し現在貴國政府は既に正式宣戰をなしそれ〴〵敵國であり双方の軍隊にとつても敵軍なるが故に種々の紛糾は齊しく突發するの可能性を有するものである、交戦國間においては紛争防止に關し秘かに談合せるが如く仄聞するが、斯の如き重大責任者を除外して行はれた私的諒解は到底その効果を期待し難く萬一不祥事件を發生したる時は地方の治安秩序と人民の生命財産並に上海の中立性に及ぼす所の影響は莫大なるものあり、こゝに上海の中立保持と地方の治安人民の生命財産を維持せんがため双方駐屯軍を速かに上海より撤退せしめ一切の誤解衝突等を未然に防ぐの必要を痛感する次第である、以上は國際法規蹂躪か否かに關することであり上海の治安と中外市民の福祉に關することであるから貴總領事より在上海貴國陸海軍に對し至急完全撤退方御通知されし。

第三節 英國支那駐屯軍引揚げ

昭和十四年九月五日及び本年六月十日の我が申入れを黙殺し來つた英國は、突如八月九日駐支軍の全面的撤退を言明した。英國の通告に關し帝國外務省は次の情報部長談を發表した。

情報部長談(八月九日) 八月九日午後六時在本邦英國大使館ヘンダーソン一等書記官は西歐亞局長を來訪、本國政府の訓令による趣を以て左記趣旨の公文を手交の上、同十五分辭去した。

「英國政府は上海、北京及び天津等支那各地駐屯の英國守備隊を他の地方に服務せしめるため撤退するに決定せり、尙北支よりの軍隊引揚げに關しては英國政府は一九〇一年九月七日附北京議定書が關係諸國間の協定により改訂又は廢棄せられる迄右議定書による一切の條約上の權利を留保するものなり。」

英國の全駐支兵力は北京四十名、天津百二十名、上海千六百名合計約千八百名であるとされる。尙ほ八月九日の重光バトラー會見に於てバトラー次官は東京と同様の通告を行ひ、併せて「斯る駐屯軍撤退は英國政府に於て日英關係の打開につき必要なる措置と信じ行つたものである」と述べた。一部では英駐屯軍のあとを米國駐屯軍が引繼ぐと言ふ噂も行はれたが、米國の態度としては八月九日ウエルズ國務次官が次の如く語つた。

英駐屯軍撤退の件は英國政府から通告があつたが、それに依つて各租界に於ける米國の地位は變更を來たさない、英駐屯軍の撤退に應じて米駐屯軍を如何に配置するかと言ふ事は軍部の方針によつて決せられる筈である、若干の海兵團が支那に向けホルルを出發したと言ふ噂があるが信じられない。

其後北支英駐屯軍(百五十六名)は八月十八日午前六時、湘和號にて天津を出帆し、上海駐屯軍は十九日夜警備地區歩哨を引揚げ廿一日から撤退を開始廿七日を最後に約千五百名の引揚げを完了した。この引揚げに續いて英警備地區の問題が起つた。此の點は次章に詳述する。

第八章 租界問題

租界の敵性排除は事變以來の我が要望となつてゐたが、天津、上海、厦門等第三國との紛糾せる交渉に端を發し、幾多曲折を経た租界問題は昭和十五年に入つて漸く一應の解決を見るに至つた。而し乍ら租界は今尙ほ完全に敵性を離脱したとは云はれず、幾多未解決の點を残して居るので、便宜上諸問題をこゝに一括して後編に收める。

第一節 天津租界問題解決

一、現銀問題先づ解決

十四年七月有田、クレイギー一般原則が成立して以來、幾多の迂餘曲折を経た本問題は四月下旬殘された現銀問題について意見一致し、六月十九日午後三時外相官舎に於て有田外相とクレイギー駐日英大使との間に天津英國租界問題に關する覺書に署名調印を了した。一方天津佛租界問題に關しては日英間の解決案に準據すべく諒解が成立、同日午後三時半アンリー駐日佛大使は外相官舎に有田外相を訪問、正式に昨夏日英間に成立した天津租界問題の背景を成す一般原則を完全に承認し、廿日午前十時外相官舎に於て有田外相との間に天津租界問題に關する覺書に署名調印した。かくて昨夏來隔絶

一年を経た天津租界問題はこゝに解決したが、問題の現銀問題は昨年夏の日英東京會談當時の重要議題の一つとして日英會談決裂後に持越され、有田外相及び谷外務次官とクレイギー駐日英大使との間に數次に亘つて折衝を重ね長い間の日英懸案となつてゐたが、四月中旬になつて交渉は急速な進展を見せ、且つクレイギー英大使の斡旋によつて佛租界にある二千六百萬元の現銀についても此際同時に解決を圖るやうに談合が進んで來て愈々問題も大詰となり、クレイギー駐日英大使は六月六日午前十一時外務次官々邸に谷次官を訪問し約一時間に亘り天津現銀問題につき協議をなし辭去したが、天津現銀問題は大概五夕刻の有田、クレイギー會見及び六日の谷、クレイギー會見に於て最終的諒解に到達した。解決案の骨子は大概左の通り。

日英關係の内容

- 一、天津租界内にある千四百萬元の現銀中十萬ポンドを支出して北支の難民救済資金とする。
- 一、十萬ポンドを支出した残額は右現銀が現在保管されてゐる交通銀行の所有にかゝる建物の地下室（この建物に天津英總領事館がある）に日英兩國天津總領事が立會ひの上封印をなし、日英兩國の共同保管とする。
- 一、日、英、米、支四ヶ國の現地關係者間に現銀處理委員會を設け北支難民救済にあてる十萬ポンドの支出運用を決定する。
- 一、右處理委員會は十萬ポンドの現銀をニューヨーク・ナショナル・シティ・バンクで外貨に換へ濠洲の小麥を購入して北支難民を救済する。

日佛關係の内容

- 一、天津佛租界にある二千六百萬元の現銀中二十萬ポンドを支出して北支の難民救済資金とする。
- 一、二十萬ポンドを支出した残額は中國銀行、河北銀行、錢業公庫の三行に日佛天津總領事立會の上封印をなし日佛の共同保管とする。
- 一、日、佛、米、支四ヶ國現地關係者間に現銀處理委員會を設け二十萬ポンドの運用を決定する。
- 一、二十萬ポンドの支出運用は英租界内現銀中の十萬ポンドと同様に取扱ふものとする。

二、英租界問題解決内容

外務省公表（六月二十日） 天津英國租界に關する諸問題に付客年七月以來日英兩當局に行はれたる話合ひの結果左の諸點に關し意見の合致を見たり。

一、天津英國租界内に於ける治安の維持 治安の維持及び日本軍の安全に害ある一切のテロ活動彈壓の爲天津英國租界當局及び現地日本官憲間の一層緊密なる協力を行ふ事に付詳細なる打合せを遂げたり、英國租界工部局警察が日本官憲の關心を有する犯罪的活動を行ふ人物に對し措置を執る場合日本憲兵が情報を供給し且つ立合ふことに付ても特に打合せを遂げたり、尙右英國租界工部局當局の措置は武器及び爆發物の取扱に對する取締、出版、映畫及び政治的集會に對する取締並に前記の如き活動に従事する人物の逮捕及び處分を包含す、不法無線通信の取締に付ても亦打合せを遂げたり。

二、銀貨及銀塊 天津交通銀行に現存する銀貨及び銀塊は在天津日英兩國總領事共同封印の下に引續き同銀行に

存置せらるべし、左記第三項規定のものを除き本件は現銀その保管に付日英兩國政府が別途協定に達するに至るまで之を封印して置くものとす、本件現銀は在天津日英兩國總領事の面前において封印せらるべし。

(イ)右の如く現銀を封印するに先立ち英貨十萬ポンドの額に相當する量を分離し之を北支の或る地域に於ける水害並に他の地域に於ける旱害より直接生じたる饑饉状態の救済の基金に充つるものとす。

(ロ)右救済は水害地域より排水し疫病の危険を減少せしむる爲外國より至急購入の要ある機械の供給をも含むものとす。

(ハ)關係英國官憲は前記の如く分離せられたる現銀を救済用途に充て之を賣却し且救済に必要な食料品其の他の物資の購入に使用し得る様一切の出來得る限りの便宜を供與するの用意を有す。

(ニ)在天津日英兩國總領事は専門家を任命し右専門家は兩國總領事監督の下に本件基金の管理に付兩國總領事を補佐し且救済に必要な食料品其の他の物資の分配に關し現存の在北京救済委員會に助言を與ふるものとす、日英兩國専門家の外更に支那人佛國人専門家其の他の國籍を有する専門家及び一名を招聘し本件事業を補佐せしむるものとす。

三、通貨 英國租界工部局參事會は英國租界内に於ける中國聯合準備銀行券の使用に對し何等障害を爲さざるべし、英國租界工部局參事會は一九三九年前に設立せられざりし一切の兩替店の營業許可證を撤回するに決定せり、今後營業許可證は支那銀行公會の保證あり且適當なる資本を有するものに有ざれば新に之を發給せざるべし、營業許可證は毎月之を更新するものとす、上記措置の適用に關聯し生ずることあるべき諸問題は日英兩國總領事間に現地に於て論議せらるゝものとす。

情報部長談 天津英國租界問題に付ては昨年七月有田外務大臣クレイギー英國大使間の原則的の了解が成立して以來幾多の紆餘曲折ある交渉を重ねたる上、最近日英間に意見の合致を見たので、昨十九日有田外務大臣クレイギー英國大使との間に右意見の合致を確認する手續を了するに至つた、且アンリー佛國大使との話合の結果同日佛國側との間にも日英間と同様な原則的の了解の成立と共に治安、現銀及び通貨の諸問題に付意見の一致を見るに至つたのである。

今般成立した了解の結果、天津英佛租界治安維持の爲、租界當局が我が官憲と十分協力することに依り租界が抗日分子の策動に濫用されることは殆ど跡を絶つに至るものと確信する、又銀及び通貨の兩問題解決の結果未だ十分とは言へぬが北支難民の救済が行はるゝのみならず天津地方の經濟的安定にも寄與し得ることゝなつたのである。

現下の事態に於て天津租界問題の解決は當然爲さるべきものが爲されたとの感を與ふるに過ぎぬが、此の問題あるが爲に、より廣汎な且より緊切なる問題の解決が阻まれて居つたことは見逃してはならない、日本が東亞に關する國民的要望を達成せんが爲英佛の同調を求むべき問題は多々あるのであるが、天津問題解決に示された英佛の意嚮が他の諸問題に付てもより強く反映せられんことを期待するものである。

パトラー次官説明(六月十九日下院に於て) 予は英國政府と日本政府が本十九日東京に於て天津英租界の局地問題に關する協定に調印を了した事をこゝに報告し得るのを欣快とするものである、この問題は(一)租界内テロ行動を抑壓する警察上の措置(二)租界内における法並に秩序の一層有效なる維持(三)租界内に於ける通貨流通の問題(四)租界内支那銀行に保管されてゐる現銀の處分並に保管問題等の諸項目を含みその後半については重慶政

府の承認を得てゐるのである、なほ問題の詳細に就ては追つて報告書を配布する筈であるが、英國政府は今回の協定成立を次の理由から歓迎するものである、即ちそれは少くとも支那における英國民その他第三國人が通商上、海運上に蒙り來つた或種の障壁を除去すると共に日英兩國間に横たはる諸種の難問題も双方の辛抱強き折衝によつて解決し得るとの可能性を示すものである。

三、租界隔絶解除

天津防衛司令官は六月二十日左の如き租界隔絶解除布告を發し同時に當局談を發表した。

布告

英佛租界に對する交通制限は六月二十日十八時(午後六時)以後これを解除す。

昭和十五年六月二十日

大日本軍天津防衛司令官

天津防衛司令當局談 英佛租界に對する交通制限は本日限り之を解除する、そも天津は支那有数の商都として將又日滿支合作上の鎖鑰點として北支の明朗化の上からは勿論北支の分擔する東亞新秩序建設上主役を演ずべき樞要地點である、然るに事變勃發以來時代錯誤的問題を惡用し英佛租界の敵性的傾向に乗じ抗日分子は此處に巢を營み活力を培養しこれを基點として活躍し避難し、爲に天津は興亞聖業の支障點とならずして却てこれを阻害する痛となり了つた。

軍はかくの如き事態の繼續は徒らに忠勇無双の皇軍將兵の犠牲と多大の努力の浪費とに依つて結果せられ聖戰目的達成の遷延せることに鑑み遂に昨夏勦忍袋の緒を切り斷乎軍の自衛上英佛租界の隔絶を斷行した、爾來嚴重なる檢問檢索によつて重慶系統及び第八路軍系の抗日分子の策動は假令完全とはいはざる迄も封殺せられその活

動組織も亦壊滅に近い状態となりこれ等に依る軍の被害も大幅な減少を見るに至り一方昨年七月以降行はれた東京會談に依つて英國は支那に於て大規模な戰爭行爲の行はれてゐる現實を認識してその租界の敵性發揮を拘制し治安秩序の維持に對して皇軍に全幅的に協力するの態度を示すに至つた。

然るに財政經濟上の問題に關しては容易に意見の一致を見ずために日英交渉は暗礁に乗上げた儘在昔今日に及んだのであるが今般本問題の解決を見るに至つたので軍の企圖したる英佛租界交通制限は完全にその目的を貫徹し最早これを繼續するの必要を認めなくなつた、交通制限は軍生存並に北支警備の絶對的必要から出發したものであるがその爲に拂つた代償は少くなかつた、昨年六月十四日より今日に至るまで約一ケ年の間の久しきに亘り在留邦人はよく利害の打算を超越し進んで國策に順應した、又無辜善良なる華人及び第三國人の蒙つた不便不利も相當量に達したものと想像せらる誠同情禁じ能はざるものがある。

然し非常の場合には非常の手段を必要とし大局の前に小事を顧る能はざるは戰爭の常態である、その犠牲において始めて明朗北支の建設に飛躍的貢獻をなし得たのであると了解せられたい、現在租界を根據とする抗日共產分子の活動は甚しく減少はしたものの、未だ完全に消滅してしまつた譯ではなく眞に天空開濶の雰圍氣の現出には未だ若干の距離がある。

加ふるに隔絶解消は彼等不逞の徒に再度蠢動の機會を提供せぬとも限らぬ、英佛租界當局はこれ等の彈壓について密接なる協力を惜しまぬとは信ずるが軍は今後の事態の推移を嚴に監視するものなることを附言して豫め警告して置く。

四、日佛共同聲明

日佛兩國政府は天津佛國租界問題に關し、帝國外務次官と在京佛國大使との間に最近行はれたる會談の結果として、左の共同聲明を發した。

外務省發表(六月二十日) 佛國政府は大規模の戰鬪行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、又斯る状態が存続する限り、支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し且その勢力下に在る地域に於ける治安を維持する爲、特殊の要求を有すること並に日本軍を害し又はその敵を利するが如き一切の行爲及び原因を排除するの要あることを認識す、佛國政府は日本軍に於て前記目的を達成するに當り之が妨礙となるべき何等の行爲又は措置を是認するの意思を有せず、この機會に於て斯る行爲及び措置を控制すべき旨、在支佛國官憲及び佛國國民に明示し以て右政策を確認すべし。

第二節 上海租界問題逐次解決す

一、滬西警察問題協定成立

滬西越界路問題に關しては、上海特別市政府と共同租界工部局との間に十四年九月十五日以來二十數回に亘る折衝が行はれた結果、漸く二月十六日上海特別市長傅宗耀と共同租界市參事會議長フランクリンとの間に暫定取極調印を見るに至つた。協定全文左の通り。

滬西越界鐵路警察權に關する暫定取極

第一條 上海特別市政府は上海共同租界工部局に諮りたる後、滬西越界鐵路の特別警察隊を設くる事を決定せり

同所には適當數の警察署及び分署を設置す、本特別警察隊員は特殊の肩章又は徽章を佩用し本暫定取極施行期間當該地區に於て職權を行使すべし。

第二條 本警察隊員數及び一般の機構は上海特別市政府警察局長及び上海共同租界工部局警視總監間の協議により決定せらるべし。

第三條 本警察隊の隊員若干名は一部主要職員と共に上海工部局の推薦する候補者中より上海特別市政府之を任命すべし。

第四條 外國人が多大の財産を所有する區域の警察署長及び双方同意せる員數の署員は上海工部局の推薦する候補者中より上海特別市政府之を任命すべし。

第五條 上海工部局は連絡職員若干名を任命し滬西越界路地域警察隊と協力せしむべし。

第六條 外國人關係のあらゆる事件は工部局の推薦せる候補者中市政府に於て任命せる外國人警察官をして之を處理せしむ。

第七條 上海工部局の推薦せる候補者中より市政府に於て任命せる職員と市政府によりて任命せられたる職員間に意見一致せざる問題ある時は市政府警察局長及び工部局警視總監に回付しその裁量と決定を求め尙解決不能にして必要ありと認むる場合は上海特別市長と上海工部局總董(參事會議長を指す)とに一任す。

第八條 此の暫定取極は支那文及び英文コピーをもつて作成しその意義及び解釋は支那文に依る。

二、北部上海の解放

事變勃發以來我軍は作戰並に治安の必要上上海の蘇州河以北一帶即ち虹口、閘北、楊樹浦地域にお

いて通行許可證所持者以外の一般支那人の交通を制限し來つたが、二月十五日午前零時を期し右地域内の陸戦隊警備地域内に於ける支那人の通行制限を撤廢し、同時に同地内における支那人及び第三國人の夜間交通制限をも解除することとなり、二月十四日午前十時上海海軍特別陸戦隊よりこの旨發表した。發表要旨左の如し。

上海特別陸戦隊發表(二月十四日) 上海海軍特別陸戦隊警備地區内における治安の現状に鑑み十五日午前零時以後當陸戦隊警備擔任區域における支那人に對する通行證及び家族復歸許可證はこれを廢止す、但し戶主の復歸許可證は從來通り必要なり、同時に第三國人及び支那人の夜間交通時間の制限を解除す、必要に應じ交通支那人の身體検査及び携帶品検査を行ふことあり、右は一般支那人及び第三國人の不便を察し治安維持上差支なき範圍において居住通行の制限を緩和せんとする趣旨に基き差當り現状において許し得る措置を取りたるものなるを以て一般支那人及び第三國人においては我方の企圖するところを諒とし治安を亂すが如き行爲なきやう、この際特に自肅自戒し再び斯る制限實施の已むなきに至らしめざるやう留意を望む。

右によつて蘇州河以北の我海軍陸戦隊警備區内における一般支那人の通行證が廢止され、また支那人第三國人の夜間通行制限が撤廢された譯である。右通行證は其他各種許可證と共に上海海軍武官府復興班及び各警備隊から發給されてゐたもので、一月卅一日現在復興班が發行した復歸許可證(通行證を兼ねる)は累計四十四萬枚、普通通行證は累計五十二萬枚であつた。

三、北部警察復歸協定調印

上海日本總領事館當局は二月十六日滬西越界路問題の解決を契機として工部局警察の蘇州河以北復歸問題に關し、昨一九三九年八月成案を得た所謂森島・フランクリン協定を調印實施する用意ある旨を表明せる左の當局談を發表した。

上海總領事館發表(二月十六日) 昨年來上海特別市政府と共同租界工部局との間に交渉の行はれてゐた滬西越界路地區の警察權問題が今回根本の點につき協議の成立を見、同地區に上海市政府の特別警察が設置せられる事に決定し近く之が實施の細目につき兩當局間に折衝が行はれることとなつた事は同地區の治安に關心し特別の關を有する日本側の極めて慶賀する所である、從來同地區の警察權の歸屬が明瞭を缺いてゐたが爲に同地區に於て屢々紛糾を見た次第であるが、今回の協定により同地區が一日も速かに平穩明朗化せんことを希望して已まない、尙昭和十二年夏以來一時不正常の状態にあつた上海を成るべく速かに正常化する爲に日本側は昨年共同租界工部局と折衝を重ね同局警察の蘇州河以北地區への復歸を圖り既に昨年八月工部局との間に其對策につき成案を得たのであるが、偶々發生した工部局警察官の越軌行爲により不本意乍ら其實行を中止し今日に至つたのであるが、今回の調印により滬西地區が明朗化すべきに至つたので日本側は工部局警察の蘇州河以北地區への復歸に關し客年工部局との間に成立した協定を速かに調印し且つ之が實施に必要な細目の打合せを開始する用意ある事を茲に聲明する。

斯くて三月一日我が總領事館邸に於て三浦總領事、フランクリン市參事會議長との間に工部局警察の蘇州河以北地域への復歸に關する協定調印を見た。同協定は昨年八月殆んど成立してゐた森島・フランクリン協定を少し修正したものである。要旨左の如し。

協定内容

(イ)一、新たに一警察を設置し之をE區とす、日本側當局が推薦し且つ工部局參事會の承認を得たる候補者をE區の警察區長見習に任命し、六ヶ月の見習期間を経過せる後同區長見習をE區の警察區長に任命するものとす。

二、日本側當局が推薦し且つ工部局參事會の承認を得たる候補者をC及びD兩警察區共通の副區長に任命するものとす。

三、E區内狄思威路署及び嘉興路署の署長は日本人警察官をして擔當事務を充分理解せしむるため、數ヶ月間適當なる外國人警察官の下に配屬したる後前記警察署の署長に任命せらるゝことを得べし。

四、日本人警察官をE區以外の警察署長に任命する可能性に就ては將來考慮せらるべし。

(ロ)特別警視副總監は警察事務全般に亘り警視總監の直接助言者として行動しその權能及び權限は常に警視總監又は警視總監代理に次ぐものとす。

(ハ)蘇州河以北地域における警察機能を圓滑ならしむるため日本總領事館、日本陸海軍及び上海工部局警察の代表者を以て會議を開催することに同意す。

右諸項の實行と同時に蘇州河以北地域を再び工部局警察の管轄下に置くものとす。

第三節 上海市參事會選舉

十四年五月の所謂澤田次官申入れの中には、上海租界に關する諸問題、特に、土地章程の修正、參

事會員の増加等が擧げられてゐたが、外交々渉は英米等の反對に遇つて進捗せず、十五年の參事會選舉を迎へた。我方は五名の候補者を送り、合法の立場において英米に挑戦し、選舉戦に火花を散らしたが、四月十、十一兩日選舉の結果は次の通りであつた。

當選者——國籍及び得票數

N・F・オールマン (米)	八、〇〇〇
J・W・カーネー (米)	七、九九八
W・J・ケズウィック (英)	七、八八三
G・A・ハーレイ (英)	七、八六九
T・S・ポウエル (英)	七、八六〇
ロデリック・G・マクドナルド (英)	七、八三一
G・E・ミツチエル (英)	七、八三〇
埴 雄 太郎 (日)	五、二一一
田 誠 (日)	五、二〇五 (辭 任)
次點者——同上	
岡 本 一 策 (日)	五、二〇三 (繰上當選)
黒 田 慶 太郎 (日)	五、一八八
岡 本 乙 一 (日)	五、一八七

ラナルド・G・マクドナルド(英)

三二五

右外國人の外、華人納稅會と云ふ別個の選出團體より再選せられた郭順、奚玉書、江一平、袁履登、虞洽卿の五氏があつた。

第四節 英駐屯軍撤退と上海防備問題

一、共同防備委員會

上海英國駐屯軍撤退後の同軍警備區域移管問題に關する上海共同防備委員會は同委員長たる我が武田陸戰隊司令長官の提議に基き、八月十五日午前十時より共同租界工部局會議室において開催され、武田司令官を始めシモンズ少將(英國)、ベック大佐(米國)、モンテ大尉(伊)の各國駐屯警備軍司令官並にオブザーバーとして我が現地陸軍代表、フランス軍代表、工部局代表等出席討議を行つた。而して日本側としては、

- 一、上海租界はセツツルメントにして外國領土に非ず、且つ現に支那において廣汎なる地域に亘り日支間に戦闘状態が存在すること。
- 一、英國は既に天津問題の交渉において右戦闘状態の存在を確認せること。
- 一、正當なる第三國の在支權益が日本軍の警備の下に安全に保護されてゐることは既に幾多の事實が證明してゐること。

ること。

- 一、單に租界警備の問題といへども日本にとつては極めて重大の問題であつて英米側の如く單なる利害の問題に非ざること。

等の原則的主張を以て臨んだが、討論四時間に及んで遂に解決に達しなかつた。同委員會は十六日午前九時左の如く共同コミュニケを發表した。

共同コミュニケ 八月十五日木曜日開催されたる上海防備指揮官會議を多數決を以て次の動議が通過せり。

現在英軍に割當てられある部分D警備地區は日本軍に、現在英軍に割當られある部分B警備地區は米國軍に割當つ、日本委員は右動議に反対投票をなし防備委員會に代案提出の權利を保留せり、伊委員は投票を棄權せり、右措置は上海市參事會及び關係政府の承認を要すべきは勿論なり。

(註) 現在英軍に割當てられてある部分D警備地區の境界線は大體次の通りなり、蘇州河より虹橋路に至る鐵道線路、陸家宅、梅格路、極司非路、開納路、安定盤路角より蘇州河に至る一線、蘇州河に沿ひ鐵道線路に至る。B警備地區 南は愛多亞路より界路に至る、西部境界は虞洽路、東部境界はバンド——蘇州河——南河南路。

二、工務局參事會の決定

八月十五日の共同警備委員會で採決された英米側試案は直に同委員會より共同租界參事會に宛て通報されたので、ケズウィック市參事會長は十六日緊急特別參事會を招集、右に關し協議したが、席上日本側參事會員は共同警備委員會の一試案に過ぎないものを參事會が支持することの不當を強硬に主

張したが、結局採決に入り七對二でこれを可決した。但し參事會は共同警備委員會に於て日本側が代案を提出する權利を留保した事實に鑑み、駐屯警備委員會より代案の通報ある場合は參事會は更めて之に充分考慮を加へる事に決定し、この旨警備委員會に通知する所あつた。

三、米國の態度

八月十九日に至り上海の米駐屯軍は共同防備委員會を通過した試案(?)の實施延期を決定した。と及び本問題に關し日米兩國政府間の交渉成立するまで一時的措置として共同租界工部局義勇隊がB警備區において英軍と交替する案を受諾した旨發表した。同時に租界參事會は義勇隊の警備擔當を同意した。ワシントンに於ては、ウエルズ國務長官代理は十九日の新聞記者會見に於て、上海の英租界警備問題につき日米間に暫定的取極めが成立した旨次の如く發表した。

英駐屯軍の引揚後米駐屯軍がこれに代つて警備を擔當することになつてゐた上海共同租界二警備地區中、B警備地區については日米兩國に交渉成立するまでその警備を共同租界工部局義勇隊に委嘱することに暫定取極めが成立した、ハート上海駐屯軍司令官は十九日上海に於て問題は日米兩國政府間の交渉に移されるであらうと言明したが、右決定は國務省と海軍省の協議の結果なされたものであつて、その旨既にハート司令官及びグルー駐日大使に通達済で、グルー大使が日本政府に對して通告することになつてゐる、兎に角予は今次交渉が友好的に解決されることを切望するものである。

然るに右聲明以後九月四日に至りハル國務長官は新聞記者團の質問に答へる形で二つの重要聲明をなした。一つは佛印に關するものであるが、上海租界警備區域問題の聲明では、

八月十五日の出先海軍當局の決定は日本が反對したけれども多數決で決定されたものであり、その後市參事會もこれを承認してゐる、又同區域にはアメリカ總領事館があるのみでなく多數のアメリカ商社が存在し現在のアメリカ警備區域と界を接してゐるのみならずこれ迄アメリカ軍艦が常に碇泊してゐた地域である。となし、八月十五日の決定を日本が受諾することを希望してゐる。

ハル國務長官が西半球の英領基地租借の交渉の成立直後、又英國が米に對し英海軍は如何なる事情においても對獨降伏又は自沈を行はぬ旨の確約を得た翌日、極東問題に關してかくの如く極めて明瞭の米當局の態度を披瀝せる重要な聲明を發表したことは、ワシントン外交界方面では、この英との交渉成立により米當局が今後もその海軍主力を太平洋に止め得る自信を得、その結果日本を繞る極東問題に再び強硬態度で臨まんとしてゐる證左であらうと見てゐた。

第二編 日本外交關係 (除支那事變關係)

第一章 概 説

前年九月、第二次歐洲大戰の勃發に對して不介入の態度を聲明した帝國政府は、その後の戦局の發展並にこれに伴ふ國際情勢の變化に對して嚴重な監視を行ひつつ、専ら支那事變の處理に向つて努力して居るのであるが、支那事變を繞つて英米の反日態度は愈々深刻となり、而もさらに英國との間には歐洲大戰と關聯して淺間丸事件、スパイ事件等が発生して外交關係は一段と複雑化するに至つた。なほ、續いてドイツの白蘭進撃となり、蘭印を繞る事態が重大化するや、帝國は、大東亞共榮圈確立の立場から、別項の如く蘭印の現状維持を要望する態度を表明すると共に、泰國との友好和親條約を締結し、さらに佛印に對して皇軍を進駐せしめ、泰國と佛印との國境紛争の調停を試みる等、飛躍的なる外交を試みたのである。

イタリーの參戰、フランスの屈服、獨伊のバルカン攻勢の開始等の重大事態の展開に伴ひ、帝國も内外の體制を整備して時局の進轉に備ふべく、七月十六日米内閣の辭職となり、同二十二日第二次

近衛内閣の出現となつた。

斯くて松岡外相の就任と共に、外交に於ても大轉換が行はれ、八月一日、第二次近衛内閣の基本國策要綱として左の如き内容が發表された。

「世界は今や歴史的に一大轉機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す、この秋に當り眞に皇國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば、右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に亘り速に根本的刷新を加へ、萬難を排して國防國家體制の完成に邁進することを以て刻下喫緊の要務とす、依つて基本國策の大綱を策政すること左の如し。

一、根本方針 皇國の國是は八紘を一字とする皇國の大精神に基き、世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り、之が爲、皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し、國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す。

二、國防及外交 内外の新情勢に鑑み、國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す。

現下の外交は大東亞新秩序建設を根幹とし先づ其の重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀し、建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す。

三、國內體制の刷新 内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、之が爲左記諸條件の實現を期す。

- (1) 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す。
- (2) 強力なる政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る。
- (4) 官民協力一致各々其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立。
- (11) 新政治體制に即應し得べき議會翼賛體制の確立。
- (12) 行政の運用に根本的刷新を加へ其の統一と政治とを目標とする官界新態勢の確立。
- (3) 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。
- (1) 日滿支を一環とした大東亞を包容する協同經濟圏の確立。
- (10) 官民協力による計畫經濟の遂行、特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備。
- (9) 綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化。
- (11) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新。
- (12) 國民生活必需物資、特に主要食料の自給方策の確立。
- (13) 重要産業特に化學工業及機械工業の劃期的發展。
- (14) 科學の劃期的振興、並に生産の合理化。
- (15) 内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充。
- (16) 綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立。
- (4) 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農村及農家の安定發展に關する根本方策を樹立す。

(5) 國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し、厚生の諸施策の徹底を期すると共に、國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す。

斯くて九月二十七日、日獨伊三國同盟の成立に次で、十一月三十日、日華基本條約並に日滿華共同宣言の發表を見、こゝに歐洲戰爭に對する根本方針、支那事變の完遂及び大東亞共榮圈建設の基礎が確立されたのである。

第二章 日獨伊三國同盟の成立

第一節 三國同盟條約の調印

日獨伊三國關係の強化問題は、前年の歐洲大戰勃發以前よりの問題であつたが、大戰勃發に際して當時の阿部内閣は不介入の態度を決定し、爾來、専ら歐洲の事態に關して靜觀的態度を以てその發展を監視すると共に、支那事變の完遂に専念して來たのであつた。然るにその後には於ける歐洲戰局の發展に伴ひ東亞の事態にも重大なる影響を及ぼし、こゝに再び三國關係の強化が考慮されるに至つた。

斯くて七月第二次近衛内閣が成立するや、三國同盟締結に關する豫備的工作が東京、ベルリン及びローマに於て開始されたが、九月に入るや、リツベントロツプ獨外相の特使としてスターマー公使が來朝し、オットー駐日大使を援けて同盟條約に關する具體的交渉に當り、こゝに交渉は急速に促進され、九月九日、松岡外相とスターマー特使及びオットー大使との會談に於て具體的意見の交換が行はれ、十一日、近衛首相と松岡外相との協議によつて根本方針の確定を見、十二日より十四日に至る近衛首相、松岡外相、東條陸相及び及川海相の四相會議の検討が行はれ、十六日の臨時閣議に於て承認を得、十九日の御前會議を経て、二十六日、再び四相會議、臨時閣議及び樞密院會議に於て條約案御

批准の手續を終り、翌二十七日を以てベルリンに於て我が來栖大使、リツベントロツプ獨外相並にチアノ伊外相によつて左の如き同盟條約が調印されたのであつた。

「大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府は萬邦をして各其所を得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り、大東亞及歐洲の地域に於て各其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し、且之を維持せんことを根本義と爲し、右地域に於て此の趣旨に據れる努力に付相互に提携し且協力することを決意せり、而して三國政府は更に世界到る所に於て同様の努力を爲さんとする諸國に對し協力を各まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せんことを欲す。依て日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府は左の通り協定せり。

第一條 日本國は獨逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す。

第二條 獨逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す。

第三條 日本國、獨逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力すべきことを約す、更に三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有ゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す。

第四條 本條約實施の爲、日本國政府、獨逸國及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合委員會は遲滞なく開催せらるべきものとす。

第五條 日本國、獨逸國及伊太利國は前記諸條項が三締約國の各とソヴェエト聯邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す。

第六條 本條約は署名と同時に實施せらるべく、實施の日より十年間有效とす。

右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約國は本條約の更新に關し協議すべし。』
右同盟條約の調印發表について、畏くも左の如き大詔が渙發せられた。

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク懌ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシテ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名 御璽

昭和十五年九月二十七日

この大詔を拜し近衛首相は同日左の如き告諭を發した。

『日獨伊三國同盟の締結に當り畏くも大詔を渙發せられ、帝國の嚮ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり。聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざるなり。』

恭しく惟ふに世界の平和を保持し大東亞の安定を確立するは我が華國の精神に淵源し正に不動の國是たり。昨秋歐洲戰爭の發生を見、世界の騷亂益擴大し底止するところを知らず。是に於てか速に禍亂を戡定し平和克復の方途を講ずるは現下喫緊の要務たり。適々獨伊兩國は帝國と志向を同じうするものあり。因りて帝國は之と相提攜し夫々大東亞及歐洲の地域に於て新秩序を建設し進んで世界平和の克復に協力せんことを期し今般三國間に條約の締結を見るに至れり。

今や帝國は愈々決意を新にして大東亞の新秩序建設に邁進するの秋なり。然れども帝國の所信を貫徹するは前途尙遠にして幾多の障礙に遭遇することあるべきを覺悟せざるべからず。全國民は謹んで聖旨を奉體し、非常時局の克復の爲益々國體の觀念を明徴にし、協心戮力如何なる難關をも突破し以て聖慮を安んじ奉らんことを期せざるべからず。是れ本大臣の全國民に望む所なり。』

この三國同盟の成立が英米その他反樞軸國に對して大衝動を與へた。これに對して英國は十月八日ビルマ援蔣ルートの開通を通告し、また米國は三國同盟條約の調印に先立つ九月二十六日を以て、日本に對する屑鐵鋼の輸出を禁止し、十月八日、極東在住米人に對して引揚を勸告し、或は九月二十五日の二千五百萬ドルに續いて十一月三十日五千萬ドルの借款を重慶政府に許容する等、對日經濟壓迫

を強化すると共に、蔣介石援助政策を一段と積極化する等の報復措置に出で、極東の情勢は俄然、緊張を示すに至つた。

なほ、三國條約第四條に規定された條約實施を任務とする三國混合委員會の設置に關して、その後三國當局間に交渉が進められた結果、十二月二十日、三國政府は各三國の首都、東京、ベルリン及びローマに夫々一般、軍事及び經濟の三個の委員會を設置することに意見の一致を見た旨が發表された。

第二節 三國同盟の發展

フランスの屈服後、バルカンに對する獨伊の外交攻勢により、ルーマニアを初めバルカン諸國は何れも樞軸の傘下に加はることとなつたが、これに伴ひ、ハンガリー、ルーマニア、スロヴァキア等の諸國は日獨伊三國同盟條約に加盟することとなつた。

即ち、十一月二十日、ウィーンに於て、左の如きハンガリーの同盟參加の議定書が、我が來栖駐獨大使、リツベントロツプ獨外相、チアノ伊外相及びチャーキー洪外相の四國全權の間に調印された。

第一條 ハンガリー國は一九四〇年九月二十七日ベルリンに於て日獨伊三國間に締約せられたる三國同盟條約に加入す。

第二條 三國同盟條約第四條に規定されたる共同技術委員會がハンガリーに關係ある問題を討議する場合にはハ

ンガリー國代表も右委員會に参加す。

第三條 本議定書に日獨伊三國同盟條約の内容を附加し、日獨伊及ハンガリー文テキストを以て正文とす。

本議定書は署名の日より實施せらるべし。

次でルーマニアも參加することとなり、十一月二十三日、ベルリンに於て我が來栖大使を初めリツベントロツプ獨外相、ブツチ伊大使及びアントネスコ羅首相との間に議定書が調印されたが、さらに翌二十四日、同じくベルリンに於て前日と同様な日獨伊三國全權とスロヴァキア全權ツカ首相とによつて議定書が調印された。議定書の内容は何れも前記ハンガリーの場合と同様である。

第三章 歐洲大戰を繞る諸問題

第一節 淺間丸事件

歐洲大戰の戦局の擴大に伴ひ、獨英間に於ける封鎖、通商破壊戦も日を追ふて苛烈を極めるに至つたが、特に前年末、英佛の獨貨拿捕令實施以來中立國船舶等に對する事件も頻發し、中立諸國の重大關心を集めつゝあつた折から、一月二十一日、我が房總半島沖に於て、六日ホノルルを出發して歸國の途にありし郵船會社所屬の淺間丸が、英國軍艦によつて臨檢を受け、乗船せるドイツ人船客二十一名を強請拉致し去つた不法事件が発生した。

右に關して帝國政府は斷乎として英國政府に對してその不法を糾彈することに決し、翌二十二日、外務省に在京クレイギー英大使を招致し、谷次官より帝國政府の見解を披瀝し拉致せるドイツ人船客の引渡しを要求せる嚴重なる抗議を申入れたが、この不法不遜な英國の遣り口に對して、恰も議會開會中でもあり、我が朝野は非常な憤激を示し、強硬なる反英論が勃發した。

斯くて、二十七日、クレイギー大使を通じて英國政府の回答が齎らされ、これに對して有田外相より嚴重に英國側の考慮を要求するところがあり、さらに三十一日から二月二日に亘つて交渉が行はれた結果、遂に英國側に於て幾分の讓歩を爲し、拉致せるドイツ人船客二十一名中の九名を釋放して日本側に引渡すことを承認し、二月五日附書翰を以てこの旨を通告し來つたので、帝國政府に於てもこれを諒として、拉致せるドイツ人船客は二月二十九日横濱港外に於て我方に引渡され、こゝに淺間丸事件は解決を見たのであつたが、この事件は英國の對獨封鎖と國際公法上保證された中立國の權利との關聯する重大問題であり、而も日英關係の微妙なるものある折からとて、各方面の注目を惹いたのである。

第二節 諾、希傭船に關する不干渉申入

次で、四月ドイツ軍のデンマーク及びノルウェー進撃によつて北歐に戦火の擴大を見るや、英國政府がこれ等の諸國に屬する財産を沒收し船舶を抑留したが、當時我國がノルウェー、デンマーク及びスウェーデンの各國よりチャーターせる船舶が十六隻を算して居たので、帝國政府はロンドンの重光大使を通じて『帝國傭船に對してはノルウェー、デンマーク何れの國籍船たるを問はず、帝國政府のチャーターたる事實を認めて之を拿捕、抑留、徵發せざる様注意あり度し』との申入を行つたが、これに對し英國政府は二十三日、クレイギー駐日大使を通じて、ノルウェー國船舶は今後も日本國港に向け航行を繼續し、又日本港から他國の港に航行し得ることとなり、なほ、日本のノルウェー船に關

する現存の備船契約には何等干渉が加へられるが如きことなしと信する旨を通告して來たが、淺間丸事件の後を受けて、英國の態度が注目されて居た折からとて、帝國政府としても萬全の策を講じたのであつた。

さらに十月末、伊希戰爭の勃發を見るや、ギリシア政府は全世界諸水域を航行中船舶に對して最寄の英米蘭等の中立港に避難すべき旨の指令を發したとの情報に接したが、當時本邦諸商社は數十隻のギリシア船を備船し重要物資を本邦に向けて輸送中であつたので、我が外務省は直ちに在京ギリシア公使を通じて同國政府に對して、本邦向貨物積載のギリシア船はそのまま本邦に向けて航行を繼續せしむる様に交渉を行つた結果、十一月四日、在京公使を通じてギリシア政府は日本の申入を諒とし、右船舶に對して日本向けの航行を繼續する様指令を發すべき旨の回答を與へたので、我が外務省に於てもギリシア政府の友好的態度に對應して、右船舶が本邦に入港しその積載貨物の積卸しを爲したる後は、これ等船舶の出港につき何等の困難のなき様保證を與へたが、その後同八日、鐵屑を積載せるニットサ號が伊希開戦後の第一船として横濱に入港し、ギリシア政府が我申入れを徹底せしめたことが實證された。

第三節 イタリーの對英佛宣戰通告

六月十一日のイタリーの參戰に關して十日伊政府は、在京代理大使を経て我が外務大臣宛の書簡を以て左の如き正式通告を行つた。

『以書翰啓上致候、陳者本國政府の訓令に依り外務大臣チアノ伯は本六月十日午後四時三十分キチ宮に佛國大使を接見し次の如き通報を爲せる旨を日本帝國政府に通報するの光榮を有し候

伊太利國王及皇帝は伊太利國が明六月十一日午後四時四十五分以降佛國との間に戰爭狀態に在るものと認むる旨を宣言す

チアノ伯は次いで英國大使を招致し同様の字句を以て伊太利國は英國政府とも戰爭狀態に在りと認むる旨を通告せり

本使は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具』

第四章 日ソ關係

第一節 漁業問題

日ソ關係に於ては、豫ねて交渉中であつた漁業暫定協定は、前年十二月三十一日午後十一時（モスコイ時間）に我が東郷駐ソ大使とモロトフ外務人民委員との間に署名を了した。然し東郷大使の署名は、折から年末なるを以て我が方の國內手續の關係上、政府の承認を條件として行はれたものであつた。よつて政府に於ては、昭和十六年を迎へると共に、新年早々これが承認方に關する手續を急ぎ、一月十三日、手續の完了と共に、ソ聯政府にその旨を通告し、こゝに、日ソ漁業條約効力延長議定書は完全なる効力を發生することゝなつたのである。

議定書の内容は左の如くである。

『千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日、同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日及千九百三十九年四月二日夫々署名せられたる議定書に依り効力延長せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の存續期間は千九百三十九年十二月三十一日滿了するに因り、又千九百三十九年十二月三十一日前に新條約締結せられざるべきに因り、大日本帝國及ソヴェト社會主義共和國聯邦

の政府は左の通り協定せり。

第一條 千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國、ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十年十二月三十一日に至る迄効力を存續すべし。

第二條 本議定書は日本國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして千九百四十年中に締結せらるべき新條約に依り代へらるべきものとす。』

なほ、右十二月三十一日の漁業暫定協定の成立と同時に、豫ねてから交渉中であつた北滿鐵道代償金最終割賦金支拂問題に關しても諒解が成立した。即ち、滿洲國政府よりソ聯政府に支拂ふべき、北滿鐵道讓渡の最終割賦金の支拂ひに對して、帝國政府に於て一月四日までにこれを支拂ふべく保證したが、期日たる四日、日本興業銀行より滿國大使館代表立會の下に、駐日スマターニン蘇大使に所定の金額を交附し、こゝに北鐵讓渡問題は完了を見た。

第二節 國境確定交渉

最近數年來の懸案である滿ソ、滿蒙兩國境に亘る全般的國境確定、紛争防止並に紛争處理に關する委員會設置問題は、前年のノモンハン停戰協定の後、ノモンハン國境確定交渉と平行して日ソ兩國政府間に交渉を進められて居たが、前年十二月三十日、モスコイに於て我が東郷大使とロソフスキー外

務人民委員代理との會談に於て、ソ聯側は日本の提案に對して若干の修正並に追加を求め、大體に於て日本案に同意する旨を明らかにしたので、越えて十六年一月三日、帝國政府は外務省情報部發表を以て『依つて更に本問題に付折衝を續けることとなつた』と發表し、その態度を明らかにした。

また、ノモンハン國境を確定すべき日滿ソ蒙四國の混合委員會は、本年に入りチタよりヘルピンに移され、前年に引續き會議が進められることとなり、一月七日、その第一回のヘルピン會議（混合委員會としては第九回の會議）が開かれ、引續いて第二回の會議は十日に開かれ、爾後七回に亘りて會議を開き大いに折衝に努めたが、妥結の見込みが立たず、遂に一月三十日の第十六回の會議を最終として一應會議を打ち切ることとなり、二月一日、我が外務省情報部發表を以て、

『右會議に於て日滿代表部蘇蒙代表部の國境確定問題に關する見解は完全に對立せること明瞭となれり、右雙方見解の完全なる對立に鑑み委員會は久保田日本委員主催の下に開催せられたる一月三十日の最終會議に於て其の義務を終了することに決定せり。』
と發表された。

然しなほ、その後、モスコに於て、東郷大使とモロトフ外務人民委員との間に引續いて折衝が行はれた結果、六月九日に至りやうやく妥結に達し、前年より約半年に亘る懸案の解決を見たのであつた。これに關して六月十日發表された日ソ兩國政府の共同コミュニケは左の如くである。

『最近日本大使東郷氏とソヴェエト聯邦外務人民委員モロトフ氏との間に行はれたる交渉の結果、曩に日滿ソ蒙國境確定混合委員會に依り解決せられずして、日ソ間並に滿蒙間相互關係調整の障害たりし客年紛争ありたる域の國境確定問題に付日滿側及ソ蒙側は其の利益の相互的認識の下に昭和十五年六月九日前記地域の國境確定に關する申合を成立せしめたり。』

第三節 通商交渉不調

前年のノモンハン停戦協定を機會として、豫ねての懸案である通商條約についても交渉が進められることとなり、日本側に於ては、スウェーデンに赴任すべき松嶋公使を特にモスコに立ち寄りしめてその折衝に當らしむることとなつた。

よつて松嶋公使は前年末出發一月四日モスコに到着し、翌五日モロトフ外務人民委員を訪問し、さらに七日ミコヤン外國貿易人民委員と會見して交渉に關して打ち合せ、同日より正式會談を開始し、爾來、十三日、二十日と數次に亘つて交渉を進め、三月までに條約案文の逐條審議をも大體終つたが、ソ聯側に妥結の誠意なく、に交渉は全く停頓を見るに至つたので、止むなく一應交渉を打ち切ることとなり、松嶋公使は四月十日、モスコを出發してストックホルムに赴任したのであつた。

第四節 日ソの國交調整

前年のノモンハン停戦協定を機會として、前年末より十五年初頭に於ては、日ソ國交の全面的調整が實現せんとする情勢にあり、漁業暫定取極に次で國境確定及び通商條約等各種の懸案についての交渉が平行的に開始されたが、上述の如く三月以後、漸次ソ聯政府の態度は誠意を欠くに至り、遂に通商交渉は妥結に至らずして交渉を打ち切るに至つたが、また、前年末に於ける漁業條約効力延長に關する協定の成立後、引續いて豫ねての懸案である基本條約の締結に關して交渉を進めたが、依然として、種々の口實を設けて遷延を策しつゝあるので、六月十七日、改めて東郷大使より強硬な督促を行ひ、四月一應打ち切つた通商條約に對しても具體的交渉を開始せんことを申入れたが、遂にまた、本年内に於ては何れも妥結を見るに至らなかつた。

而も、三月二十九日から開かれたソ聯邦最高會議に於ては、劈頭モロトフ外務人民委員が、

『ソ聯は如何なる場合にも自國の利益の侵犯を許さぬことを日本は知らなければならぬ。かゝる條件の下に於てのみ日ソ關係は將來満足な發展を遂げるであらう。』

と極めて強硬な對日態度を聲明して各方面の注目を惹いたが、斯くの如きソ聯側の對日態度の硬化により、依然として國交調整は實現不可能の情勢にあつた。

然るに、七月、第二次近衛内閣の成立に伴ひ松岡外相の就任を見、外交の大轉換が行はれ、九月二十七日、日獨伊三國同盟條約が締結せられるや、爾來、ソ聯側の態度も幾分緩和され、十月二十八日

い東郷大使に代つて駐ソ大使に任ぜられた建川美次陸軍中將が着任し、ソ聯側よりは同三十日、タヘル駐日ソ聯通商代表部長が來朝する等の事があり、こゝに再び國交調整の機運が現はれて來たのであつたが、然し、本年内には何等具體的の事實は成立しなかつたのである。

第五章 日米關係

第一節 通商條約の失効

日米關係は米國政府が前年七月二十六日附を以て日米通商條約の破棄を通告して以來、兩國外務當局間に緊張せる日米關係打開に關する努力が試みられたが、遂にその効を奏せず、同條約の失効期日たる一月二十六日に於て、日米間には無條約状態を現出するに至つたのであるが、帝國政府は同日外務省情報部發表を以て左の如き聲明を行つた。

『昭和十四年七月二十六日米國政府は在米帝國大使を通じ帝國政府に對し、明治四十四年二月二十一日華府に於て締結せられたる日米通商航海條約に關し同條約中には新たに考慮を加ふべき條項あるに付、之が研究の途を開き且新事態の要求に應じ米國權益を一層擁護し得るが如くする爲六ヶ月の豫告の下に同條約を廢棄すべき旨通告し來れるが、米國政府の意圖する所は之を以て支那事變を繞り日米兩國間に發生せる諸種問題解決に資せしめんとするに在りと認めらる。』

帝國政府としては日米兩國間の有無相通的貿易關係の重要性に鑑み、又今次事變に對處する帝國の方針は米國其他第三國の公正妥當なる權益を排除せむとするものに非ず、寧ろ新東亞建設の爲には其の積極的協力の分野多分に存することを確信し、帝國の立場を 層米國側に徹底せしめて兩國間の國交調整を行ふを以て兩國の爲機

宜に適したものと思惟し、之が爲多大の努力を續くと共に、新條約の締結、少くとも無條約状態の發生を防止する爲の措置に關し米國政府の考慮を求め之に關する交渉を行ひたるが不幸妥結に至らず、二十六日以降無條約状態に入るに至れり。

他方米國政府に於ては日米通商關係に支障を來さざらしむる爲客年末大藏省及商務省の命令を以て條約失効後と雖も日本船舶に對する燈臺税の徵收及び噸稅増徴並に日本船舶積載貨物に對する從價一割稅の徵收等を爲さざることとしたるが、帝國政府に於ても米國品又は米國船舶に對し何等差別的待遇を與ふるの意嚮なく、既に之に必要な手續きを執りたるを以て無條約状態に拘らず日米通商關係は實質的に何等の變更を受けざる次第なり。尙從來所謂條約商人の資格に於て米國に在住し又は渡航する邦人に對しては、米國側は將來之を普通の一時渡航者として取扱ふこととなりたるも、之が爲格別の支障なきものと認めらる。

叙上の次第にして差當り兩國間通商關係は大體變更を見ざるべきも無條約状態は通商關係並に一般國交關係を不安定ならしむるものにして、日米双方にとりて好ましからざるを以て帝國政府として目下繼續中の交渉に依り兩國國交が條約の基礎を有する正常状態を回復するに至らんことを期待するものなり。』

第二節 米大統領のモンロー主義聲明

七月五日、ハル米國務長官は新聞記者團との會見に於て、西半球モンロー主義紛争に關するドイツとの交渉経過を發表し、併せてモンロー主義に對する米國政府の見解を公表したが、このハル長官の

聲明は日本を對象としたものであると見られ、各方面の注目を惹いた。

而もさらに翌六日、ルーズヴェルト大統領は、ハル長官の聲明中に於ける西半球モンロー主義の解明を敷衍し、米國は歐洲及びアジアに於ける如何なる領土問題にも干渉する意思なしとし、左の如き聲明を發表した。

『米國は歐洲並にアジアに於ける領土調整等西半球以外の領土的問題に對しては毛頭干渉の意圖を有して居ないかゝる問題に對しては米國政府は傍觀の態度を持するものであり、歐洲及びアジアに對しても西半球への我がモンロー主義の適用解釋と類似のモンロー主義の適用があるべきである。』

米國のモンロー主義解釋は次の通りである。

一、米國は從來戰敗諸國が領有して居た如何なる島嶼をもまたその他の領土も接收するものではない。

一、然し、米國はこの種の領土の管理乃至その最後の處理は、元來、米國のみではなく全西半球諸國の協議によつて決定されるべきものであると確信し、飽迄も斯る態度を堅持するものである。』

なほ、アーリー秘書は右聲明に附加し、西半球以外の諸大陸に於けるモンロー主義の適用に關し、例を佛領印度支那にとり、『米國は例へば佛領印度支那の如きも全アジア諸國が之につき協議の上問題を確決せしむべきものであり、歐洲その他に於ける場合も同様な手續が執らるべきであると信じて居る』と述べた。

右に關し外務省須磨情報部長は七月十日、内外新聞記者に對して左の如き談話を發表した。

『ルーズヴェルト大統領の聲明は、米大陸に關する諸問題については他國の干渉を何等受けざる決意を有するものであるが、歐洲及びアジアに於ける係争に關しては何等干渉の意思の無いことを明確に述べて居り、就中、佛印については「佛印はアジア諸國によつてのみ決せらる」と言つて居るが、蘭印については何等言及するところが無い、よつてルーズヴェルト大統領は「東洋のことは東洋の手で處理せよ」といふ見解を述べたものと解する他はなく、之が米國の眞意ならば、それは豫ねて東亞の盟主として東洋の安定圈を主張しつゝある帝國外交の根本方針と全く合致する譯で、畢竟ルーズヴェルト大統領の聲明は米國從來のモンロー主義は單に米大陸のみが主張適用を許されるのみでなく、歐洲及びアジアの各大陸に於ても各自夫々主張することを容認せるものであると解せざるを得ないものであるとして特に關心を以て右聲明に對し甚大なる注意を拂ふものである。』

第三節 三國同盟成立後の日米關係

九月二十七日に行はれた日獨伊三國同盟條約の調印に對して米國政府は既にその前日、先手を打つて日本に對する屑鐵鋼の輸出禁止の斷行、極東在留米國人に對する引揚勸告、重慶政權に對する借款等を發表して、日本を壓迫威嚇せんとするの態度に出たのであつたが、十月八日、帝國政府は在米堀内大使を通じて屑鐵鋼禁輸に對して嚴重な抗議を發した。

また、十一月五日を以て行はれた米國大統領選舉に關し、松岡外相は外人新聞記者會見に於ける質問に對して左の如き談話を發表した。

『次期米國大統領に誰れが當選するかは自分の周知する處でも無く、また自分が論議すべき問題でもないと思ふ、先日米國務省が在東亞米國人の引揚げを勸告した事實と目下進行中の大統領選舉との間に如何なる關係があるかは自分に於て全然知る所が無く、また妄りに推測をする考へも持たない、只三國同盟條約の本質に付ては自分は屢々之を闡明して來て居り、また右三國條約以來當方面の情勢は全然變化無きに拘らず米國政府が斯る措置を採るに至つたのは一體如何なる理由に依るものであるか自分には全然不可解であること丈は判きりと之を言ひ得ると思ふ。』

第六章 日英關係

第一節 英國の接近工作不調

日英關係は一月より二月にかけての淺間丸事件も解決し、次で三月二十八日、日英協會の午餐會席上に於けるクレイギー英大使の對日接近の演説が行はれ、また、六月二十日には前年來の天津租界問題の圓滿妥結を見るに至り、日英間は稍々少康を得たかの情勢を示したが、七月に至り東京に於て我が檢察當局が、ロイテル通信員のコックスを初め若干の英國人を間諜事件によつて檢擧するや、英國政府もその報復として、ロンドンに於て八月二日、三菱商事の榎原支店長を逮捕したのを初めとし、田邊三井物産支店長代理、江口臺灣銀行支店員等數人の邦人を檢擧したので、俄然日英間の空氣は險惡となつた。然し、一方に於てはビルマ援蔣ルート禁絶も實現し、日英間に國交調整の努力も續けられて居た。

恰も、當時、第二次近衛内閣の成立により日獨伊三國關係強化に關して種々なる風説が傳へられて居たので、七月二十七日、駐日クレイギー英大使は松岡外相を訪問して『自分は三年に亘る日本在勤期間を通じ、日英國交の調整に努力して來たが、その間兩國關係面白からざる時期もあり、惡化の一

途を辿り今日に至つたが、之が改善に百方力を致した結果、例へば過般のビルマ援蔣物資禁絶問題について、英國内に相當存在した反對論を押し切つて日本の意に副はんことに努めたのは、上述の兩國の國交改善に資せんとする微意に他ならぬ。然るに最近日本外交の方針は所謂獨伊樞軸に傾かんとすると言ふが如き説があるが、若し御差支へなくば、英國が前述の如き方針を以て今後も日本との交渉を繼續し得べき情勢なりや、その邊の事情を承り得れば幸ひである』との申入れに對して、松岡外相は『帝國が執らんとする外交方針はその國策と共に目下慎重討議中にして、遺憾ながら御質問の趣旨に即答し兼ねる』と回答した旨が、同日我が外務省須磨情報部長談を以て發表された。

斯くの如く、英國政府は日獨伊三國關係の強化に關して重大なる關心を示しつゝあつたが、九月二十七日、日獨伊同盟條約の調印が發表されるや、俄然、米國と歩調を合せて、對日強硬態度に出で、上述の如くビルマ援蔣ルートの開通告を初め、對日經濟壓迫、太平洋に於ける對日包圍陣の結成等の方策實現に着手せる模様で、ために日英兩國の關係は日を追ふて緊迫を示すに至つた。

第二節 英蘭銀行券輸入禁止問題

歐洲に於ける戰局の進展に伴ひ、フランスを初めドイツ軍占領地域に於けるイングランド銀行券がドイツの手中に入つたことに對する措置として、英國大藏省は八月二十一日附を以て、外國に所藏さ

れるイングランド銀行券の英帝國輸入禁止につき『フランス其他ドイツ占領地帯に所藏される著しき額に上るイングランド銀行券が敵の手中に入る惧あるに鑑み、政府は爾後イングランド銀行券の英帝國輸入を禁止することに決定した』と發表したが、なほ、右につき英國政府は同日附を以て、在京クレーギー大使を経て松岡外相宛の左の如き書翰を送つた。

- (一) 以書翰啓上陳者本使は英蘭銀行券が下記例外の他今後英本國內に輸入し得ざることゝなれる旨を閣下に通報す可き旨英國外務大臣より訓令有之候
- (二) 閣下に右通報を爲すに當り本使は一切の金融的及通商の取引に關するスターリングの價值は右禁止に依り影響せられざる可きを強調致候、斯る取引は小切手、手形若は電報爲替に依り銀行券の引渡に依らずして遂行せらるゝが故に候
- (三) 現所有者に對し其保有スターリング銀行券に價值を得せしむる機會を與ふる爲左の措置を講じ候、中立國所有者の爲に與ふる猶豫期間は當然短期にて且如何なる場合に於ても延長致し難きものに候
八月二十七日の營業締切迄に日本に於ける銀行に引渡されたる英蘭銀行券は左記條件に従ひ右銀行券發送銀行の勘定の貸方として英國に於て受取記入せらるべし。
- (1) 銀行券が八月二十七日午後十二時に遅ることなく日本に郵便局より前記銀行に依り送達せられたるものなること。
- (2) 各銀行保有の總額は八月二十八日營業開始前に發送銀行より英國に於ける其の取引銀行若は其の主たる事

務所の取引銀行に電報せられたること。

- (3) 各銀行券送荷には電報に依り通報せられたる額の一部若は全部をなすかを記述したる發送銀行の書面を添付す可きものとす。
- (4) 現に日本より英國に輸送中のものは受領せらる可し。
- (5) 銀行券は慣例に依り送付者の危険負擔に於て送達せらる可し。
- (6) 以上の條件を充さざる銀行券送金は英國に於て集金として受領せられざる可し、個人に依り又は衆知の有力銀行に非ざる機關により其の英國に於ける取引銀行に送付せらるゝ銀行券は接倒後貸方に記入せらるゝことなかる可し。

右申進旁本使は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具

第七章 蘭印關係(附日蘭關係)

第一節 蘭印の現状維持問題

ドイツ軍のデンマーク及びノルウェー進撃により、オランダ及びベルギーにもやがて戦火の擴大を見るべしと豫想され、その場合東亞に於てその影響を受くべき蘭印等に對して大なる關係を有する日本の態度が注目されるに至つたが、四月十五日、有田外相は新聞記者會見に於て、

『日本は南洋諸地方、就中、蘭印と經濟的に有無相通の緊密なる關係に在り、他方之等諸地方と他の東亞諸國との間の經濟關係も亦相當密接なるものがある。要するに日本及び之等諸國並に諸地方は何れも相援けて共に東亞の繁榮に寄與しつゝある次第であるが、若し歐洲戰禍が和蘭に波及し諸君の言ふが如く蘭印が其影響を受くることとならば、右有無相通、共存共榮の維持増進に支障を來たすのみならず、東亞の平和及び安定の上よりも好ましからざる事態となるであらう。敍上の見地より帝國政府は歐洲戰爭の激化に伴ひ蘭印の現状に何等かの變更を來すが如き事態の發生に就ては深甚なる關心を有するものである。』

との談話を發表した。

右有田外相の談話は、蘭印の現状維持に對する帝國政府の態度を表明したものであるが、一方、ヘーグ駐在の石射公使は本省よりの訓令に基き、十六日ファン・クレフェンス外相を訪問して、蘭印問

題に關する日本政府の態度について説明したが、これに對して同外相は、日本政府の態度につき感謝の意を表すると共に、オランダ政府は現在に於て蘭印の保護を何れの國にも依頼して居らず、また將來もこれを他國に依頼せざるべきこと及び何國よりの保護申出若くは干渉ありとも拒否すべき決意を表明したが、なほ、在京のパプスト蘭公使も十八日有田外相を訪問して同様オランダ政府の意向を申入れたのであつた。

斯くて五月に入り、愈々、ドイツ軍のオランダ進撃が開始されるや、同十一日、有田外相はパプスト公使の來訪を求め、蘭印の現状維持に關して去る四月十六日我方の申入れに對して回答せる決意を堅持すべきことを期待する旨を申入れると共に、在京の獨、英、佛各交戰國代表者に對して、帝國の本問題に對する關心につき注意を喚起し、また米、伊兩中立國代表者に對しても、帝國政府が各交戰國政府に對して以上の如き申入を爲した旨を參考として通告した。

右に對して、五月十三日、先づ英國政府が在京クレギー大使を通じて『英國政府は蘭領東印度に關する日本政府の關心に全然同感にして、唯蘭領東印度に於ける和蘭の兵力は同島の現状を維持するに十分なるべしと信ぜられ、且英國は同島に關し干渉するが如き何等の意圖を有するものに非ず』との回答を與へたが、さらに同十五日、パプスト公使は有田外相を訪問して『和蘭政府は蘭領東印度に對し英、米、佛三國は干渉の意向を有せざるものと信ずるものなり』とのオランダ政府の意向を申入

れた。

さらに十六日、フランス政府は在京アンリー大使を通じて『佛國政府も日本政府の現状維持方針に全く同感なり』との回答を傳へ、また二十二日、ドイツ政府もオットー駐日大使を通じて『ドイツ政府は蘭領東印度問題に關與するの意志なし』との意向を傳達した。

第二節 日蘭交渉

帝國政府は蘭印の現状維持に對して上記の如き措置を講ずると共に、一方に於て、日蘭印間の貿易關係の増進を圖り以て友好關係の維持強化を計るべく、先づ第一着手として、蘭印に於ける我方の必需物資の對日輸出確保方についての交渉を進め、オランダ政府及び蘭印總督府當局に於て、蘭印物産中、我方の必要とする物資の輸出につき、之を阻害するが如き何等の措置を執らず、我方の希望に副ふ旨の明言を得たのであつた。

然しながら我方としては、さらに、我方の希望する必需品の希望數量が確實に蘭印より輸出せらるゝやう、オランダ政府及び蘭印總督府當局に於て適當の保證を與へ、また企業及び入國等の問題についても至急措置方を要望すべく、六月二十八日、パプスト公使を通じてオランダ政府に右の諸點についての申入を行ふと共に、蘭印の現地に於て交渉を進めたのであつた。

なほ、我方としては、右交渉の具體的決定と併せて、蘭印に對する通商經濟の根本的交渉を行ふべく、酒匂大使及び向井三井物産取締役會長一行を派遣することとなり、七月十六日、パプスト公使を通じてオランダ政府の諒解を求めたが、さらに、上記問題の本格的交渉を行ふため、小林商相を特使として蘭印に派遣することに決し、八月二十七日、オランダ側にその旨を通告した。

斯くて小林商相一行は、八月三十日、東京を出發、九月十二日バタヴィアに到着したが、蘭印側に於てもファン・モーク經濟長官を首席とし、エントホーフ司法長官及びホーグストラテン通商局長を代表に任命し、直ちに會談が開始され、三ヶ月に亘つて折衝が重ねられたが、交渉は極めて困難で容易に全面的な妥結に達しなかつた。よつて小林商相は十月末一應歸朝することとなり、代つて芳澤謙吉元外相が特派使節として交渉を繼續すべく、十二月十二日東京發バタヴィアに向ひ、二十八日同地に到着したが、年内には會談の再開を見るに至らなかつた。

なほ、この間に於て、日蘭印間の貿易が圓、ドル、ギルダ―三様式による決済であるがために生ずる不便を除去し、その圓滑を計るべく爲替決済方式に關して我が正金銀行とジャワ銀行との間に交渉が進められ、十二月二十四日に至り左の如き、金融協定が調印された。

一、横濱正金銀行はジャワ銀行に蘭印貨勘定を、ジャワ銀行は横濱正金銀行に圓貨勘定をそれぞれ設定す。
二、ジャワ銀行が圓貨資金を必要とする場合は横濱正金銀行は何時でも之を供給し、又横濱正金銀行が蘭印貨資

金を必要とする場合にはジャワ銀行は何時でも之を供給す。

三、本協定締結當時ジャワ銀行が保有する圓貨資金及び横濱正金銀行が保有する蘭印貨資金は第一項の夫々の勘定に繰入れを認む。

四、第一項の兩勘定の殘高は之を相殺することを得。

五、横濱正金銀行の蘭印貨勘定又はジャワ銀行の圓貨勘定の殘高が一定額を超過したる時はその超過金額は何時でも之を米貨に轉換することを認む。

六、本協定は明年一月一日より一ケ年有效とす、但し協定兩銀行の協議により三ヶ月の預告を以て終了せしむることを得。

第三節 日本漁船射撃問題

五月六日、蘭印がスパル島の東北二哩の海上に於て航行中のバタヴィア日本人漁業會社大昌公司所有の漁船大福丸所屬の漁舟第五號に對して、蘭印海軍飛行艇が何等停船信號を爲さず、突如機關銃を以て射撃した事件が発生したので、右の報告に接した我が外務省は、六月十四日、在京パプスト蘭公使の來省を求め、有田外相よりの嚴重なる抗議文を手交した。

右に對し、六月二十二日、パプスト公使より、左の如き謝罪の公式回答が送られ、同事件は圓滿に解決した。

- (一) 本射擊事件は和蘭空軍下士官の無責任なる行爲に依り惹起せられたる仕末にして、一切の責任は和蘭國政府之を負ふこと。
- (二) 本事件が和蘭國政府は蘭領東印度に於て日本國に對する挑發的行爲を未然に防止すべしとの約束に反し惹起せられたることに付て最も嚴正なる遺憾を表すること。
- (三) 和蘭國政府は既に本事件の責任者を嚴罰に處したること。
- (四) 以上を以て本事件に對する和蘭國政府の處置を通報すると共に將來に對する本國政府の保障と御諒承ありたきこと。

第四節 日蘭仲裁裁判條約の廢棄

日蘭兩國間に於ける紛争の司法的解決、仲裁裁判及び調停に關する條約、所謂、日蘭仲裁裁判條約の廢棄に關して、二月二十二日附を以て左の如く外務省より公表された。

- (一) 現行日本國和蘭國間司法的解決、仲裁々判及調停條約は昭和八年締結せられたるものであるが、其後我國が聯盟を脱退し次で常設司法裁判所とも事實上協力を終止した結果右條約の修正を必要とするに至つたので、今回之が修正商議の開始を和蘭政府に請求すると共に同條約の規定に基き本月十日、和蘭政府に對し前記條約の廢棄を通告した。
- (二) 本條約は昭和八年四月十九日、ヘーグに於て署名せられたるものであるが、同條約附屬署名議定書二によれば我國の國際聯盟脱退に依り常設國際司法裁判所に對する我國の法律的地位に變化を生ずる場合には我國の請求に基いて前記條約中裁判所關係の規定變更の要否に付日蘭間に商議を開始すべき旨規定して居る。
- (三) 然るに我國は既に昭和八年三月二十七日聯盟脱退を豫告し、同十年三月二十七日右實現し更に同十三年十一月二日以後は常設司法裁判所をも含む國際聯盟關係一切の機關との協力を終止するに至つたから、之を以て前記議定書二に豫見せられた事態の發生と認めためたので今回規定に基いて右裁判所に關係ある規定變更の爲商議開始を和蘭政府に請求した。
- (四) 我方に於ては前記條約の修正商議は成る可く速かに完了せしめ度く遅くとも本年八月十二日、即條約存續期間満了前に修正條約を成立せしめ度意向であるが、萬一前記期日迄に商議が完了しない場合には規定に依り前記條約は自動的に無修正の儘更に五年間更新せられることとなり不都合であるので、之を豫め防止する措置として條約第二十五條第二項の規定に基いて上記の通り和蘭政府に對し廢棄通告を行つた次第である。

右帝國政府の廢棄通告後、歐洲戰局の發展に伴ひ、日蘭關係の惡化を來したるに依り、遂に右仲裁裁判條約の改訂交渉は何等の妥結に到達するに至らなかつた。

第八章 佛印及び泰國關係

第一節 日佛會談

佛領印度支那との關係は、六月に於ける援蔣ルートの遮斷實施以來、我が外務省と在京アンリー大使との間に親善友好關係の増進に關して種々折衝が續けられて居たが、七月六日、日泰定期航空機の佛印領空通過及びハノイ飛行場着陸許可問題の妥結を見、次で經濟的協力の促進方に關して、相互の經濟關係を密接ならしめ、經濟提携の實を擧ぐるための具體的方法について商議すべきことについて意見の一致を見たので、九月末、皇軍進駐後に於ける現地問題の一段落を俟つて、我方より松宮大使を首班とする使節團を派遣し、直接佛印政廳との交渉を試みるこゝとなつた。

松宮特使は十月十一日神戸出帆、十九日ハノイに到着したが、佛印側はクーザン財務長官を主席とするマルチー經濟部長以下の交渉委員を任命し、二十二日より交渉が開始され、松宮特使とドクー總督との會談を中心に折衝が進められた。斯くて十一月中旬に於て、一應相互の主張が明白となつたので、さらに會談を東京に移して續行することとなり、松宮特使は十一月二十八日、ハノイを出發歸途についた。

東京に移された交渉に對してフランス政府は、駐日アンリー大使を首席全權とし、本國よりロバン元佛印總督を團長とし、また佛印よりは、クーザン財務長官を副團長とする特派使節團をこれに隨行せしめたが、我が外務省に於ては松宮大使を代表とし、本省水野通商局長以下を委員として準備を進め、フランス側委員の到着を俟つて、十二月三十日、松宮大使とロバン特使との會談を以て交渉が開始された。

第二節 日泰友好和親條約の成立

日本と泰國との親善緊密を基礎づけたところの、『友好關係存續及相互の領土尊重に關する日本國タイ國間條約』は、六月十二日東京の我が外務大臣官邸に於て、有田外相と在京のセナ泰公使との間に調印されたが、この條約はタイ側から提議されバンコックに於て我が村井公使との間に折衝が重ねられたものである。

なほ、條約は十二月二十三日を以てバンコックに於て批准交換が行はれたが、この條約は一種の不可侵條約であり、日泰相互間の領土尊重並に平和及び友好關係の確認、兩國共通の利害問題に關する情報の交換及び協議、締約國の何れかが第三國より攻撃せられたる場合に於ける該第三國不援助の義務を約したもので、條約の正文は左の如くである。

友好關係の存續及相互の領土尊重に関する日本國タイ國間條約

第一條 締約國は相互に他方の領土を尊重すべく且兩國間に存在する永久の平和及び無窮の友好關係を茲に再確認す。

第二條 締約國に生ずることあるべき共通の利害問題に關し情報を交換し協議する爲互に友好的接觸を保つべし

第三條 締約國の一方が一又は二以上の第三國より攻撃を受くる場合には他方は攻撃せらるゝ締約國に反して右

第三國を援助せざることを約す。

第四條 本條約は批准せらるべく且其の批准書は成るべく速にバンコックに於て交換せらるべし。

第五條 本條約は批准書交換の日より實施せらるべく且同日より五年間引續き效力を有すべし、締約國の何れの一方も本條約を終了せしむるの意思を右五年の期間満了の六月前に他方に通告せざる場合には本條約は締約國の何れかの一方が右通告を爲したる日より一年の期間の満了に至る迄引續き效力を有すべし。

第九章 通商關係、其他

第一節 概 說

日支事變以來の對英米關係の惡化に基く排日の激化、歐洲戰爭の戦局の擴大等の影響を受けて、對米は勿論、英國屬領各地、並に蘭印東印度諸島等の各地に對する貿易は、益々不振に向はんとするの傾向が認められたので、當局、當業者等朝野各方面に於て、この貿易不振の對策について大なる努力が拂はれたのであつた。

特に支那事變並に歐洲大戰に直接介入して居ない中南米諸國に對しては通商關係の改善を計る前提として親善關係の強化工作が進められ、日伯文化協定の締結、日ウ通商條約の批准交換が行はれ、さらにアルゼンチン及びメキシコより經濟使節が來朝し、相當の成果を得たが、また、一方獨伊、スペイン等の樞軸側諸國との間にも同様なる工作が進められた。

なほ以上對南米工作と共に、對南方工作の強化を計るために外務省に南洋局が設置され、ヌメア領事館の開設等が行はれた。

その他、本年度に於てはフィリッピンに於ける移民制限問題、ペルーに於ける在留邦人壓迫暴動事

件、臘肭獸保護條約廢棄等の諸問題が起つた。

第二節 日伯文化條約

南米に於ける最大の國家にして北米合衆國に次で多數の在留邦人を有するブラジルとの親善を強化する目的の下に左の如き文化協定が締結されたが、これに關して九月二十四日、左の如き外務省情報部長談が發表された。

『日伯兩國は從來貿易、企業、移民等の各分野に於て緊密なる友好關係を維持して來たが、最近、兩國の學者、藝術家、操觚者其他一般旅行者の來往が頻繁を加へるやうになつたのに伴ひ兩國の文化に對する關心が著しく増大して來たので、この氣運を促進して相互の認識を深めるため九月二十三日、日伯文化條約の締結を見た次第である。本條約の締結は日伯兩國の外交史上劃期的なる事件で、之を契機として今後我國と南米大陸に於ける雄邦ブラジル共和國との精神的連鎖は愈々強化され延いて日伯兩國の親善關係が全般的に増進されることは洵に慶賀に堪へない處である。尙本條約は批准交換後實施されるものであるが、その内容は客年三月の日伊文化協定と略々同様である。』

文化的協力に關する日伯間條約

第一條 締約國は其の文化關係を堅實なる基礎の上に樹立する様努力すべく且之に付一層緊密なる協力を爲すべし。

第二條 締約國は前條の目的を達成する爲學術、美術、音樂、文學、演劇、映畫、寫眞、無線放送及運動競技を通じて兩國間の文化關係を常に増進すべし。

第三條 締約國の權限ある官憲は前條の規定の實施に必要な細目的措置を合意を以て決定すべし。

第四條 本條約は批准せらるべく且批准書の交換後三十日にして實施せらるべし、右批准書の交換は成るべく速にリオ・デ・ジャネイロ市に於て行はるべし。

各締約國は適當と認むるときは本條約を廢棄することを得べし、但し本條約は廢棄の後六ヶ月を経過するに非ざれば其の效力を失はざるものとす。

第五條 本條約は日本文、ポルトガル文及佛蘭西文を以て作成せらるべく日本文本文とポルトガル文本文との間に相違ある場合には佛蘭西文本文に依て之を決すべし、右佛蘭西文本文は兩國政府に於て之に遵依すべきものとす。

(備考) 本條約は翌昭和十六年十一月五日批准交換を了した。

第三節 日ウ通商條約の批准交換

本邦と南米ウルグアイ國との間の通商航海條約は昭和九年(一九三四年)五月十日、ウルグアイ國の首都モンテヴィデオに於て兩國代表山崎公使とマニエ外相との間に調印されたのであつたが、その後ウルグアイ國側の事情によつてその批准交換が遷延して居たのであつた。然るに本年に至り日ウ兩

國間に兩國の親善増進の機運が濃化し來つたので、我方の内山公使とグアニ外相との間に批准交換に關する交渉が進められ、五月四日、モンテヴィデオ外務省に於て批准交換を了り、こゝに『日本國ウルグアイ國間通商航海條約』は、同日の十五日後より實施されるに至つた。即ち、その條文は左の如くである。

第一條 締約國は關稅、内國の課金又は手数料、附帶的の税金、課金又は手数料及其の徵收方法に關する一切の事項に付並に通關を爲すに當り適用せらるゝことあるべき規則、手續及課金に付無條件且無制限の最惠國待遇を許與することを約す。

第二條 締約國の一方の領域の原産に係る天產物又は製造品は第一條に規定せらるゝ事項に關し他方の領域内に於ては如何なる場合に於ても別國の原産に係る同種の產品に適用せられ若は適用せらるゝことあるべき所と異なるか若は之より高き輸入税、内國の課金若は手数料又は右同種の產品に適用せられ若は適用せらるゝことあるべき所と異なるか若は之より重き規則及手續を適用せらるゝことなかるべし。

第三條 締約國の一方の領域の原産に係る天產物又は製造品にして他方の領域に仕向けらるゝものは第一條に規定せらるゝ事項に關し右一方の領域内に於ては如何なる場合に於ても別國に仕向けらるゝ同種の產品に適用せられ若は適用せらるゝことあるべき所と異なるか若は之より高き輸出税、内國の課金若は手数料又は右同種の產品に適用せられ若は適用せらるゝことあるべき所と異なるか若は之より重き規則及手續を適用せらるゝことなかるべし。

第四條 兩締約國の一方が第一條に規定せらるゝ事項に關し別國の原産に係る天產物若は製造品は別國に仕向けらるゝ自國の原産に係る天產物若は製造品に許與したるか又は將來許與することあるべき一切の利益、恩典、特權及免除は他方の締約國の領域の原産に係る同種の產品又は該締約國の領域に仕向けらるゝ自國の原産に係る同種の產品に對し、即時且無償にて適用せらるべし。

第五條 締約國の何れかに依り近隣國の現に許與せらるゝことあるべき恩典及既に締結せられ又は將來締結せらるゝことあるべき關稅同盟より生ずる恩典は本條約に掲げらるゝ約束の例外を成すものとす。

第六條 締約國が本條約に依り相互に許與する無條件且無制限の最惠國待遇は兩締約國の領域間の通商に關する一切の事項及締約國の何れかの國旗を掲揚する船舶に依り行はるゝ航海に關する一切の事項に適用せらる。

第七條 締約國の一方の國民は他方の法令及規則に従ふに於ては他方の領域に到り旅行し及滞在するの完全なる自由を有すべく且右領域に於て其の身體及財産に付完全なる保護を享有すべし。

右國民は生業、職業、商業及産業を營むことに關する一切の事項に付並に直接又は間接の課金、手数料及租稅に付他方の領域内に於て最惠國待遇を享有すべし。

本條第一項の規定は締約國の一方が自國の領域内への他方の締約國の國民の移住を法令を以て規律するの權利を害することなし、但し之が爲に制定せられたる法令及規則又は其の適用が特に右國民を目的とする差別的措置と爲さざることを條件とす。

第八條 本條約は批准せらるべく且批准書の交換後十五日にして實施せらるべし、右批准書交換はモンテヴィデオに於て行はるべし。

第九條 本條約は其の實施の日より二年を期間として締結せらる締約國の何れも右期間の満了の六月以前に本條約の廢棄通告を爲さざる場合に於ては本條約は其の廢棄通告の日より六月の期間の満了に至る迄引續き效力を有すべし。

最終議定書

本日附の日本國ウルグアイ國間通商航海條約に署名するに當り下名の全權委員は左の宣言を爲せり、本宣言は本條約の一部を爲すべきものとす。

第五條に掲げられたる『近隣國』なる語はウルグアイ國に付てはラ・プラタ河沿岸國即ちアルゼンチン國、ブラジル國、ボリヴィア國及パラグアイ國を指すものとす。

第四節 經濟使節の來往

我が日本經濟聯盟會の招待によるアルゼンチンの經濟使節團は、キンタナ元全權大使を主班としトリアニ通商局長並に同夫人を初め中央銀行副總裁、商業會議所代表、著名新聞記者等同國朝野の有力者を團員とする十一名の一行で、一月四日、ヴェノスアイレス發二月十七日横濱に入港し、約一ヶ月に亘り東京を初め全國主要各地を訪問して我國の産業經濟その他各般の事情を視察すると共に、我が朝野通商經濟關係方面と交驩懇談を遂げた。

次で四月十日には、同じく日本經濟聯盟會の招待によりメキシコよりの經濟使節團が横濱着來朝し

たが、同使節團はイダルゴ外務省事務總長を主班とする十六名の一行で、同じく全國各地を視察すると共に朝野の關係各方面と懇談を遂げた。

さらに、スペイン政府もヒローナ陸軍中將を團長とし、モレノ外務省條約總局長を副團長とし、主として通商貿易及び外國爲替關係の實務に携はる同國商工省官吏並に夫人等二十名より成る訪日經濟使節團を派遣し、一行は六月二日神戸着來朝、本邦各地を視察すると共に我が朝野の貿易關係方面と交驩懇談を遂げた。

なほ、別項アルゼンチン經濟使節の來朝と前後して、豫ねて昭和十三年十一月、同國政府が爲替管理制度を強化して爲替事務許可制度を實施するに至つた爲に、我が對亞輸出の激減を來したる事態の改善につき、在亞内山公使を通じて種々折衝を重ねた結果、三月十五日、日本側はアルゼンチンの主要產品たる羊毛、肉、カゼイン及び小麥等を含む三千萬圓の產品を一ヶ年間に買付くることとし、これに對してアルゼンチン側は同じく一ヶ年間に對日輸出額に相應する日本品に對して輸入爲替の許可を與ふることとし、且つ日本品輸入に對する爲替率は如何なる第三國品に適用せらるゝ爲替相場よりも不利ならざるレートを適用する旨の諒解が成立した。

また、メキシコ使節團の來朝を機會に、豫ねてより同國の苛酷なる檢疫制度の改正に關して解除方を要求交渉中であつた事件に關して同使節團長に斡旋方を申入れた結果、メキシコ政府に於て我方の

要求を承認し、五月十五日より該檢疫制度の改正を実施することとなつた。

なほ、前年イタリアの經濟使節團の來朝に對する答禮として、我方より佐藤尙武全權大使を首席に、小林一三東電社長及び片岡安大阪商工會議所副會頭の三氏を修交並に經濟問題商議の使節としてイタリアへ派遣することとなり、三月二十九日發表されたが、一行は四月十一日東京發、五月二十日ローマ着、ムソリーニ伊首相以下各方面首腦部と交驩を行ひ各地方を視察したが、日滿伊經濟協定並に伊領東アフリカに關する日伊協定の強化に關して交渉を進めた結果、六月二十一日に至り、日滿伊三國間の貿易品目を新事態に適應するやうに決定すると共に、三國間の通商を益々圓滑ならしむることを目的とすることに意見の一致を見るに至つた。

第五節 リマ排日暴動事件及び比島の新移民法

五月十三日正午ペルー國の首都リマ市に於て、中學生徒を含むモツプの一隊が邦人商社を襲撃し、一般市民もこれに和し掠奪破壊を逞しうし、邦人に多大の被害を與へた事件が勃發したので、十五日有田外相は在京ポラス秘代理公使の來訪を求め嚴重なる抗議を提出した。

これに對してペルー國政府は同二十七日、リマ駐劄の北田公使に對して陳謝の意を申入れると共に邦人の保護に留意し、暴動事件の責任者としてフアラ黨首のトレ並にその弟、その他首魁三名、五十

名の黨員及び共產黨首領バビネス以下黨員五十六名を流刑又は投獄し、大學生十六名、中學生七十名を放校處分に附し、教師八名を解職、警察署長二名を更迭し、且つ、無根の事實を報道したスポーツ雜誌ムンド・グラフィコ誌に休刊を命ずる等の處分を行ひ、さらに邦人の被害に對して賠償すべく既に被害調査委員會を設置して調査に着手したる旨を申入れ誠意を示したので、これを以て事件は一應の解決を見、同三十日、其の旨我が外務省情報部より發表された。

なほ、ペルー政府は突如として五月十八日附の大統領令を以て六月に國勢調査を行ふべきに付、それ迄外國移民の入國を中止する旨を布告すると同時に、ペルー國人の八割雇傭に關する法令及び移民營業制限令の規定を嚴格に適用する旨を公表した。

右に對し、我方より直ちに嚴重な抗議を申入れると共に、右法令の撤回を要求した結果、ペルー政府に於ても我方の要求を容れるに至り、この問題も一應の解決を見た。

また、フィリッピン政府は、歐洲大戰勃發以來、各地よりユダヤ人の避難者が多數渡來する事實に對して、これを阻止するため新移民法の制定を企圖し、五月二日を以て新移民法案は議會を通過したが、この移民法によれば、フィリッピンに入國する各國の移民數を一律に一ケ年五百名を限度として許可するものであり、我が邦人の入國者は過去數ケ年の平均數が一ケ年二千八百名に達して居る事實に徴し、非常な打撃を受けることとなるので、同法案が議會に提出されて以來、重大なる關心を以て

その成行を注意して居た帝國政府は、同法の成立以前より豫めフィリッピン政府當局に對して注意を喚起して居たのであつたが、同法の成立以後さらにその善後措置に對して交渉を進めた。

第六節 日濠公使交換及びヌメア領事館開設、南洋局新設

豫ねてより日濠關係の親善を計るため公使を交換すべきことについて兩國政府間に話しが進められて居たが、八月に至り、愈々濠洲政府は日本に公使を派遣することに決し、曩に親善使節として來朝し現在聯邦政府大審院長の要職に在るレーサムを初代公使に任命すべく我が方にアグレマンを要求し來つたが、これに關し八月十八日、外務省は左の如く發表した。

『帝國政府に於ては日濠間の關係は東亞の新事態に鑑み今後益々重要且緊密の度を増すべきものなることを信ずる次第であつて、濠洲政府の申入を受諾すると共にサー・ジョン・レーサム氏に對して帝國政府のアグレマンを與へた次第である。尙、帝國政府に於ても出來得る限り速かに濠洲聯邦に對して公使を派遣することに決定せり。』

因にレーサム公使は十二月入京着任し、我方よりは前情報部長河相達夫が初代公使に任命され、翌十六年一月赴任した。

また、上記の如く日本とアルゼンチン間の親善關係の増進、經濟關係の緊密化に伴ふ兩國關係の重要性に鑑み、兩國に駐劄する公使館を夫々大使館に昇格せしむることとなり、十二月一日附を以て我

が外務省よりその旨が發表されたが、アルゼンチン側に於ても同時にこれを發表した。

また、太平洋に於ける佛領諸島の一であるニューカレドニア島は、我國へのニツケル鑛の供給地として豫ねてより極めて重要な關係があるのみならず、全島の人口約五萬三千人に對して在留邦人千二百人に達する事情にあり、ニツケル鑛山關係を初め農業、牧畜、漁業等に從事して居るが、從來は濠洲のシドニー總領事館の管轄に屬して居たため、種々の不便があり、在留邦人の間に久しい以前から首都ヌメアに領事館を開設する要望があつたのに鑑み、外務省に於てはフランス當局と交渉の結果、その同意を得たので三月二十日を以てヌメア領事館が開設されるに至つた。

なほ日泰和親條約の成立、皇軍の佛印進駐、佛印及び蘭印との交渉等南方諸國との關係の緊密化に鑑み、外務省に於てはこれに對應すべく、南洋局を設置することとなり、十一月十三日その旨が發表された。南洋局の機構は二課より成り、第一課は東印度諸島、フィリッピン群島、濠洲、ニュージールランド、太平洋諸島及び南極地方、第二課は泰國、印度支那、緬甸、馬來、北ボルネオ、太平洋佛領諸島を所管することに規定されて居る。初代の局長には齋藤バタヴィア總領事が任命された。

第七節 臘納獸保護條約の廢棄

去る明治四十四年、日、米、英、露の四國間に締結された臘納獸保護條約は、大正十五年一月を以

てその實施期間を經過したので、當時、帝國政府は右關係三國政府に對して條約の改訂を提議して交渉に努めたのであつたが、遂に各國の意見の一致を見ず、條約は改訂されるに至らずしてさらに十四年間を經過して今日に至つたのであつた。

然るに、この間に於て、北太平洋の鰻鮎獸は非常な繁殖を見、それがため漁業に及ぼす直接間接の損害が年々増大して來た實情にあるので、鰻鮎獸の保存及び保護のみを目的とし、漁業の被害等については何等の考慮が加へられなかつたこの條約を、このまゝで存続せしむることは、帝國の漁業保護の政策上からこれを承認することが不可能であるとの見地より、十月二十三日を以て、同條約第十六條の規定に従つて、關係三國たる米、英、蘇三國政府に對し、一ヶ年間の豫告期限を以て廢棄を通告すると共に、改めて上記の理由を考慮せる合理的なる基礎の上に立つて新しく鰻鮎獸の保存と保護とを計るべき條約を締結すべく協議すべき旨を提議した。

因に、第二次歐洲大戰の發展等國際情勢の悪化により、米、英、蘇三國政府共に帝國政府の提議を容れて新條約締結の協議を行ふことが不可能であつたがため、豫告期間たる昭和十六年十月二十三日を經過し、同日以後條約は効力を失ふこととなつた。

第三編 南方諸國(大東亞圈)

前編 東亞編

第一章 佛領印度支那

第一節 序 說

フランス本國に於ける政情不安と東亞に於ける新事態の發展とは、フランスの東亞植民地たる印度支那に極端に反映した。

然し、この動搖のさなかにあつて、克く先見、事態の拾集に善處したフランス本國及び佛印當局者の態度とは、大東亞新秩序建設の一礎石として本年度の一大事件たるを失はない。

六月十四日、ドイツ軍のパリ入城といふ、フランスにとつて一大事件に遭遇した同國は、その尨大なる海外植民地問題は、それにつゞく一大問題であつた。ロンドンに逃れてフランス政府と自稱するド・ゴール政權は、米英援助の下にその植民地に凡ゆる策動を弄した。

東亞に於けるフランス植民地印度支那の地位はかくして極めて安定を缺く事となつた。しかしヴィシー政府は佛印の安全は日本に依存せざるを得ざるを觀念し、斷乎決斷克く日本と協調した事はフランスに執つて幸運であつたといはねばなるまい。それだけにフランスの立場には、同情と愛惜の念を寄せざるを得ないのである。佛領印度支那、洵にそれは多難ではあつた。しかし今にして思へば幸運であつた、フランスにとつて。

第二節 皇軍佛印に進駐

(本問題の詳細は第一編後編第五章日本軍の佛印進駐を参照二三六頁)

支那事變勃發以來、佛印は支那の雲南、廣西に接壤し、對支一兵站基地として、或は蔣介石の對日謀略地として、重要な役割を占めて來たのであるが、本年六月十四日ドイツ軍がパリに入城以來、遂にその安全保障を日本に依存せざるを得なくなつたのである。

元來、フランスの東亞に於ける傳統的外交政策は、日本と出来るだけ協調を保ち、これによつて佛印、ニュー・カレドニヤ、南太平洋諸島等の植民地の安全を保障するにあつた。

しかるに、廣東陥落以後、皇軍の威武南方に伸びんとする形勢に直面するや、從來、英、米などに比較して消極的であつた援蔣態度を俄然露骨化し、殊に佛印を通ずる援蔣物資の輸出は眼に餘るもの

があつた。

いはゆる、佛印ルートは、その主要なるものとして滇越鐵道(雲南鐵道)があり、支那事變以來廣東陥落まで大體毎日三、四百トンも昆明に向け輸送してゐた。しかるに、廣東の陥落以後南寧陥落までには更に激増して日に五、六百トンにも及んだ。

第二のルートは、海防―諒山―寧明―南寧であり、第三は、海防―諒山―ドンダン(同登)―龍州である。第二、第三のルートによる輸送數量は、同徑路による輸送が主としてトラックによつてゐるので正確な數字を缺くが、諒山經由廣西への輸送量は漸次増加し、廣東陥落以後は先づ海防沖合でジャンク等の小舟に積換へ、チェンエン、モンカイなどに陸揚したのち、龍州や東興に輸送されることがあつたのである。

廣東陥落後、從來、香港へ陸揚げされてゐた援蔣軍需品は、大部分前記の海防に集結されたものであり、當時の最大輸送量は滇越鐵道によつたものが一日五、六百トン、諒山・南寧鐵道經由が約二百トン、諒山・龍州經由トラックによるものが約二百トンであつた。

南寧も落ち、佛印、支那國境も日本軍の手によつて隔絶されるに及んで、この方面よりの輸送は一時杜絶するに至つた。しかるに、猶、同登(ドンダン)、タツケー、カオバンよりの陸路により歸順、平馬を経て百色に通ずる道路と、カオバンから水路龍州へ通ずる輸送路を利用して、日没後において

トラック輸送が行はれた。かゝる水路輸送量は一ヶ月に約五千トンに達してゐたのである。

滇越鐵道によるものも依然一日平均三百トン以上に上る勢ひを示してゐたが、日本の嚴重なる抗議によつて、兵器中、火炮、小銃、彈藥等は減少し、トラック、ガソリン、レール、鐵材等々の輸送が秘かに依然つゞけられてゐた。

かくの如く、佛印の日本に對する敵性は、支那事變の進展と共に、ますます歴然たる形相を帯びるに至つたが、本國の對獨降伏を契機として、再び、その本來の政策たる對日協調へと轉換を餘儀なくされるに至つたのである。

こゝに於いて、帝國政府は、六月十八日、閣議に於て對佛印態度を一決し、同日夕刻、有田外相は來栖駐獨、天羽駐伊兩大使を通じ獨伊兩國に對して、帝國政府は佛印に對し東亞安定の建前より經濟的軍事的重大關心を有する旨の申入を行ひ、次いで、十九日、谷外務次官はアンリー佛大使に對して佛印の援蔣禁絶および監視員派遣の二項目の要求を提出した。ついで、翌廿日、フランス側はわが要求を全面的に容認するに至り、こゝに佛印問題は大きく展開して、監視團が組織せられ、委員長西原少將以下監視團四十名が佛印に乗込むこととなり、一行は早くも廿九日河内に到着、七月二日には海防、チエンエン、老開、諒山、高平の五ヶ所の監視員常駐所を開設したのである。

斯くして、佛印河内に到着した西原少將以下の帝國検査員は總督カトルーを主たる相手として、日

佛印間の軍事的協力に關する話合ひを進めたのである。

しかるに、本國ペタン政權は、同總督がロンドンに成立したド・ゴール將軍下のフランス國民委員會の影響の下に行動し、とかく越權專斷であるとの口實で、七月二十日、これを罷免し、後任として東洋艦隊司令長官ドクーを任命した。しかも前總督カトルーの對日協調的態度をあくまで承認せんとしてゐた本國では、今後ドクーに全權をみとめず、一々本國政府と連絡すべき旨訓令したので、ドクー總督もわが方との交渉に當り「すべて自己の權限内でないから兩本國政府間に於て交渉され度い」と逃げを打ち、既に内定済みの件までも否認せんとするの態度に出て來た。

殊に、七月、わが國において内閣更迭があつたのをみて、交渉の遷延方を策する方途に出てきたので、西原少將は、七月下旬歸京し、交渉を一先づ現地から東京に移す事として、八月上旬松岡外相とアンリー・フランス大使との間に會談が行はれた。この日・佛東京會談は、迂餘曲折の後八月二十五日に至り漸く意見の一致をみ、同三十日基礎的話合がついた。

その後も佛印側は、相變らず煮え切らずしばらく危機に瀕したが、西原少將の努力は遂ひにマルタン軍司令官との間に皇軍進駐實施方法に關する原則的協定を成立せしむるに至つた。佛印側では、これに關して九月七日に至り、英、米、重慶側と策應してこの原則的諒解協定を無視せんとした態度に出たので、日本側は在留邦人の引揚げ、検査團本部引揚げの方針を決定したため、佛印側も驚愕し、九月

二十二日午後日・佛印の協定成立、翌二十三日午前零時を期して日本軍は北部から佛印に進駐した。歴史的な日本軍の佛印進駐に續いて、日本は佛印と經濟協定を結ぶべく、松宮大使を首班として交渉を開始したが、これらについては、第二編日本の外交關係の部に譲る。(第二編第八章第一節日佛會談を參照二三三四頁)

第三節 佛印總督更迭と總督府人事刷新

佛印總督ブレヴィエ氏歸國に付、五月二十日フランス本國々務會議はカトルー代理總督を正式總督としたが、更にカトルーはヴィシー政府に反對的にして、却つてロンドンのド・ゴール派に近いとの理由で、七月二十日罷免せられ、後任として、フランス・アジア艦隊司令長官ドクーが任命された。

これは、フランス本國に於ける對獨伊樞軸接近強化の現はれであり、ドクー總督の任命と同時に、彼は、佛印に於ける反樞軸的勢力の一掃に乗り出した。即ち、佛印内の反ペタン分子はフランス本國の對獨降服當時は相當の勢力に上つてゐたが、その後佛人の三〇%、軍隊内の一部に反ドクー派があるに限られた。そこでドクー總督は、これらに對し、政權一元化を目標に強硬態度を持し、次の如き施策を行つてゐる。

一、援蔣物資輸送船として十月中旬に發生したフランス貨物船メールラン號、シーキャン號の取調べを嚴重處

罰す。

一、ハノイ市内外で活動中のユダヤ人秘密結社を始めとして各地のユダヤ人結社に對し十月二十三日嚴重なる解散命令を發した。

ドクー總督は、次いで、十一月十三日午前十一時半から日本記者團と會見し當面の諸問題について談話を發表した。

「インド支那一千四百萬の大衆は、フランスの統治下に生活して來たのであるが、今春來の國際情勢の變化によつて日本検査團が來られ、その後日本との間には各種の協調的關係が生じ、これにより日本、インド支那間の協力が進められつゝあるのは喜ばしい、自分は永年東洋とは縁が深く日本の傳統、日本の氣持をよく知つてゐる。

自分としては、今後、佛印傳統の國民性が日本と緊密に接觸しつゝ互に友好的精神により進むことが望ましい、相互に信用し理解すれば日佛印關係の前途は洋々たるものである。」

斯くして日本との協力は日と共に濃化し、ドクー總督は十一月十九日附をもつて、政廳の人事を刷新し、舊勢力を一掃し、新政治體制の確立を圖つた。即ち、英米勢力に脅かされ反ハノイ的氣運を醸成しつゝあつたサイゴン地區交趾知事ユダヤ人レベルトを罷免し、トンキン州理事長官としてドクー總督と密接關係にあつたりポアルをその後任に任命、サイゴン地區の舊勢力を一氣に新勢力に代へ、

グランジヨアンをトンキン州理事長官とし、又從來、ド・ゴール派として兎角の噂あつた總督府労働長官ヴァン・トルベールを罷免して總督府内の肅清を行ふと共にラオス理事長官の更迭を行つた。ヴァン・トルベール長官は罷免と同時に身柄を抑留し、更に二十日に至つて財政長官カゾーの家宅搜索を行つてド・ゴール派との確證をつかみ、同長官並にサイゴン派遣員フオンタアンを拘禁した。同長官はユダヤ財閥英米勢力と結託してド・ゴール政府直接の指令により總督部内の攪亂を企圖すると共に、腹心のフオンタアンをサイゴンに派遣し、同地區における反ヴィシー策動を行つてゐたのである。

また、さきに罷免されたヴェーベル交趾支那知事及びソウゼ・ラオス長官は二十三日サイゴン出帆の汽船で本國に送還された。

第四節 佛印の對日接近

政廳の對日協調的態度につれて、佛印内部も漸次その線を沿ふに至り、會て、反日親支紙として知られたハノイの有力新聞ボロンテアン・ドシノアズ紙は、七月十三日社説で「日本佛印間の貿易の展望」なる題で日佛印協力、貿易促進を強調した。

「東洋諸國と佛印との貿易關係の將來を展望するに、佛印にとつて最も大切なのは日本である。現在、フランス本國並に歐洲諸國への運賃は昂騰して居り危険も増加してゐるから、佛印の國際收支の均衡を保つ上からも

日本が佛印の農産物その他の輸入を増加してくれることを希望する。

日本は佛印のよい顧客であり、佛印は從來常に對日輸出超過であつたが、將來日本からの供給を仰ぎたいものは、農産物としての馬鈴薯の外に工業製品、就中、綿糸布、綿製品、生糸、人絹、陶磁器、化學製品等である。

而して、今後、日本との間に如何なる方法で提携を進めるかは政府に課せられた任務で、吾等の重大關心を以て注視しよう。」

第五節 高大教徒の獨立運動

佛印タイ國間の紛争が勃發するや、交趾支那タイニンを中心とする高大教の反亂が勃發し、形勢は悪化するに至つた。

高大教は、佛教徒と道教徒との混合教のやうなもので、交趾支那における特殊宗教として、信徒約四十萬を數へるものである。然し、宗教結社とはいふものゝ、實は安南人の獨立運動の結社で、タイニンに本部を置き、ミドヴィン・ロントウに強固な地盤を有し、交趾支那一帯に擴まつて勢力を有するものである。

もとゞ交趾支那の安南人は佛印人の中ではもつとも慍悍な性質をもち、嘗て、十八世紀末、フラ

ンスが交趾支那を侵略したとき、もつとも勇敢に抵抗した歴史をもつて居り、その後も絶えず機会を窺つては潜行的に獨立運動を行つてゐたのである。

しかるに、最近に至り、高大教の旗の下に根強く運動を展開し、佛人、佛印各官廳、軍隊を襲撃。この一ヶ月の中に殺害されたフランス人は相當數に上つた。

更に最近遠く南部安南方面、南部ラオス方面からも馳せ參するもの多く、日を逐ふて勢力強大となつて來たのである。その爲めにタイニン、ミドヴィン・ロントウは佛印軍も容易に立ち入れず、勿論一般の交通は禁止された。これに對して、佛印當局は、軍隊を増強して鎮壓に努め、同時に空軍をもつて繰返し爆撃を行ひ、既に高大教徒の死者六千を超え、サイゴンその他に拘禁された。

これはタイ・佛印紛争その他フランスの佛印に於ける勢力の衰退に乘じ獨立運動を展開したものとみられるのである。

第六節 佛印・支那軍交戦

佛印國境附近にあつた支那軍は、五日、不法にも越境し來り佛印内に侵入を開始した。佛印軍は猛烈に反撃して激退したが、國境老開の鐵橋は支那軍によつて爆破され、佛印側戦死一、負傷十を出した。フランス當局はこれに對し、重慶當局に對し嚴重抗議を發し損害賠償を要求した。

第七節 インド支那銀行横濱支店開設

フランス系のインド支那銀行は一月廿七日官報を以て、横濱に支店を開設した。

第二章 泰 國

第一節 國內整備充實

一、タイ人のタイ

獨立とは名目のみ、實權は英國に握られてゐるタイ國も「タイ人のタイ」實現に名實ともに動き出した。

所が、この「タイ人のタイ」なる自主運動も、その最初の動機はタイ人自らの發意で無かつたことに注意しなくてはならない。即ち、近年東亞に於ける日本の勢力の進展は英國に對し全面的に對立して來た。我國の勢力は漸くタイ國にも浸潤し始めタイ國に經濟的に牢固たる勢力を扶殖してゐる英國は重大なる危機に直面せんとして來たのである。そこで英國は、その勢力維持上日本への對抗策としてタイ人を動かし巧みに之を操縦してタイ國はタイ國人のタイにして他國の壓力に影響することなく自主的に施策すべきことを主張せしめるに至つたのである。結局、このことは、タイ國に大なる權益を持つ英國にしてみれば既存權益の擁護といふことになり大なる利益となるのであつた。云ふ迄も無く斯かるタイ人の動きの背後に英國の駐タイ公使クロビー卿の存在である。彼はタイ國に在勤すること

三十有餘年、一通譯生から公使迄にのし上つただけに、事タイ國に關してはタイ人よりも詳しい知識を持つてゐる人物である。タイ國の地誌、タイ國の歴史、性格、タイ人の性質は抜かり無く知る彼であつてみれば、タイ人を動す事位決して難事では無いのである。

今日、英國が泰國經濟資源に有する權益、殊にタイ國の資源中の資源と目さるゝ森林、鑛山の樞要なる箇所の殆んど全部を專有し、三者の介入を許さざるに至つて、結局泰國の國際關係を左右する經濟的事業の最後の審査決定權は英人顧問の意向に依る迄となつて居るのである。

斯ゝる英國のタイ國に於ける地位保持は、近年のタイ人の自主傾向に巧みに便乘之れを利用する術策は英國の最も得意とするところであるから、「タイ人のタイ」運動もこの點を充分認識して居らないと重大なる誤謬を犯す。

然し乍ら、「タイ人のタイ」運動も一部インテリ層の間に眞剣に考慮せられ、政界經濟界首腦の間にも眞摯にその自主建設を目してゐるものも決して尠くは無いのであつて、ピブン首相の如きは飽く迄それを完遂したい念願を抱懷してゐるやうである。

二、ピブン首相・タイ國再建の熱意吐露

斯ゝる態度はピブン首相に依つて率直に表明される。昨年十二月十日、タイ國憲法發布七周年記念日に於いて憲法發布以來の國運の發展進歩を述べ且つ今後に於ける國民の協力を希望して、

「目下國際間の紛糾は何時止むやその時を知らざるも、泰國政府は嚴正中立を世界に宣布し今後之を堅持せんとす、同時に今まで生活必需品は海外に仰ぎ居りしも、この際絶對に自給自足を爲すべく努力せざる可からず、國民の租稅負擔を軽減すべく人頭稅、米田稅、果樹園稅等議會の意見を容れこれら不平等な租稅を撤廢せり。現政府は四海同胞の精神に基き進み來り官紀の肅正、國民の協力こそ國民の進展を圓滿ならしむる基たり、政府は國家總動員の精神を通じ一般の品性向上、愛國心の涵養に努め奏功せり。」

農業は國富の重要資源にして政府は種々の施策を爲し來れり、棉花、大豆、麻の栽培、養蠶獎勵を行ひ、農民の副業とさせる一方に於いて、耕作を容易ならしむべく灌漑計畫を大規模に行ひ、仲介人より受ける農民の負債を軽減せしむべく補助を行ひつゝあるなり、生産者より直接消費者にといふモットーにより中間搾取を避け政府は精米會社、製棉工場を設立せり。

商業發達の爲め土木局に於ては交通の便を計り道路建設を急ぎつゝあるなり、鐵道網も全國に擴大されつゝあり、現に政府の斡旋により製織、製糖、製紙、ゴム等の工場も新設せられたり。

運輸機關の改良を計るべく政府は沿岸諸港貿易のため新たに商船會社を設立せんとす、これが爲め諸外國の協力を俟つものなり、民間航空事業も日毎に改善せられバンコックはアジアに於ける國際航空網の中心となり來れり。

公衆衛生事業も改善せられ今政府は全國に保健所を設け近く全村に一ヶ所宛設置の豫定なり。

發電所設置、地方上水計畫も懸案中にして、住宅改善生活上等種々國民の福利施設には心碎しつゝあるなり。

この七ヶ年にかなり種々の事業に成功せるも之れにより完成せるに非ず、國家が出来るだけ進歩をするを政府

は希望しつゝあるなり。

今次歐洲大戰の經濟的影響は甚大なり、この戦ひはいつ止むや見通しつかず、長期に亘れば、ある種の輸入商品は品薄又は絶望となるべし、又値上りとなることを免れない、全國民はこゝに注意を致すべきなり。

第一に泰國を一致協力して支へ各々は中立の精神をよく守り一旦緩急の秋は生命を賭して中立と領土の保全のため己を犠牲にせざるべからず。

第二に國民は自給自足に勵み國産愛用に努めざるべからず。

蔬菜栽培、養鶏は有用なるものにして、政治の方針通り之を行へば從來の日々の消費は節約せられ多額の金額が年々残さるべし。

第三にタイ人は家庭經濟を旨とし、必要の限り奢侈を戒め、事ある時に備へざるべからず、衣服類も無駄を省き、國産品の使用を勵まるべし、品質は劣るとも輸入をさしとむべく愛用すべきなり。

戦の中にあつて、諸外國はタイ國への協力を惜まざるなり、英國は特にタイ國物産の輸出に骨を折り居り、フランスは印度支那タイ鐵道連絡を約せり、ドイツは親善を盡さんとしイタリアも海軍計畫に力を寄せ居れり。日本は常に援助の手を下し居り、最近では日泰定期航空協力締結せられたり。

米國は遠しと雖も常にタイ國の進歩を助け歐洲よりの輸入難物資に付き援助を與へ居れり。」

と、右の如く述べ、更に、三月二日の首相時局談話に於いて記者團と會見し、

「タイ國は一九三二年より十ヶ年間に所謂憲政過渡期として現在及將來に深愼の注意を拂ひつゝあり、これに關聯して政黨問題も起るが、富裕階級が政治舞臺に入り來りて政黨買収を行ひ國內平和の溢るゝを懼れる故に國

民教育に考慮せねばならぬ、過渡期の了る前に政黨の結成は不適なりと思ふ、政治教育の振興を先行せねばならぬと思ふ、又、出版物の自由を與へたいが急進的なる意見が横行し紛擾なしとせず故に一概に出版の自由は特に考慮する所である。」

と發表した。以て、タイ國國內情勢の一端を知り得べきものがあるが、更に、タイ國の新年一月一日である四月一日には、ラジオを通じ國民に呼び掛け、政府の遂行しつゝある國家再建事業に對する國民の協力の一つとして、自主獨立精神の必要を力説し國家問題に關して國民は各々最善の努力を傾注すべきこと、民衆は節約すべきこと、地方工業の援助、商業貿易の興隆に乗出すことの必要なる所以を説くと共に、自主獨立精神の涵養、經濟自給自足を再三再四強調し、國防問題に觸れてその増強を約した。

三、國內改革の狀況

タイ國內務省は各地方長官に對し昨年末地方改善方法建築方に關し通牒を發したが、その答申は、道路、運河、橋梁、採鑛等で、内務省に於いては、内務次官ピヤー・スタラピット氏を委員長として外七名より成る地方改善委員會を設け、地方長官の答申書を中心に改善案を練ることとし、本年頭初來着手した。

又、昨年六月條約改正記念日に首相から提唱された國民福祉資金募集は、三月二十一日の閣議で本

年も繼續することとなつたが、資金は寄附二十萬バーツ、政府より十萬バーツ出し、上水の整備に相當の實績をみたのである。

八月二十七日、内務省は回章を以て、國民をして非常時局を認識せしめ、野菜園や養鶏事業を獎勵すること、二毛作を試みさすことを各地方長官に通牒した。

九月五日に首相直轄下に公共事業局を設置し、各省より三十八名の官吏を移管し、九月七日に内務省は國家厚生基金中より、四萬五百バーツを支出して、八十一名の民選議員に交附し各議員の選舉區内の淨水池建設を爲さしめることとした。

四、首相に最高統帥權賦與

タイ國攝政委員會は十一月十三日に、首相兼國防相、陸相たるルアン・ピブン・ソククラム氏に對し最高統帥權を委任し、世界情勢の發展に伴ふタイ國を繞る國際關係の處理に萬全を期することとなつた。

第二節 タイ國を繞る國際關係

本年に入つてタイ國を繞る國際關係は、愈々多事多端となつて來た。日本の躍進に伴ふ英國の策動は益々熾んとなつて來たかの如くである。

この間に處して、ピブン首相は、再三、再四、機會ある毎に、タイ國の嚴正中立を世界に宣布し、その微妙なる國際關係處理に苦難しつゝあるのである。

各國へ親善使節團を派遣

タイ國を繞る國際關係は前述のやうに機微なる爲め、タイ國政府は列國殊にタイ國に直接關係のある諸國との親善關係を増進することゝ、併せて列國間の緊迫せる政治財政狀態の視察とを兼ねて、日本、タイ國を繞る英領各植民地及び歐洲諸國へ特派親善使節を派遣した。

第一隊たる訪日使節は國防副大臣ルアン・プロミヨチ大佐を團長とし、陸軍を代表してルアン・ヨツド・アヴド陸軍大佐、海軍を代表してルアン・ユタサストル・コソール海軍大佐、空軍を代表してサコール・ラクサンソング空軍少佐、及び外務省總務局長タヴェ・デイクル氏の一行五名であつた。プロミヨチ團長は國防副大臣として陸海軍大佐を兼ね新興タイ國軍建設の重責を擔ひ、ピブン首相の片腕として政府部内に重きをなす人物である。

この一行は九月末神戸に入港、我國に來朝し、我國朝野と交驩したが、十月二十六日偕行社に於ける歡迎宴に於いてプロミヨチ團長は簡單に次の如く述懐した。

「自分としては相當の收獲を納め得たと考へてゐるが、現時局は全く安定性を缺き、將來、この結果に變化を生ずることがあるかも知れない、また今回の成果に就いては將來に期待して貰ひたい。」

第二隊は、ルワン・シンソク・ラームチャイ海軍少將を主席とする歐洲歴訪使節團であり、第三隊はルワン・タムロンク・ナーワーサット大佐を主席とする印度初め東洋に在る英領各地訪問使節團である。第三隊は同じく九月下旬バンコックを出發しラングーンに至り、更に印度のシムラからデリーへ、こゝで政府諸施設を見學して後カルカッタへ飛び、一先づ十月十四日母國に歸つた後、行を改めて濠洲へ行くことゝなり途中、シンガポール、蘭印等を歴訪して濠洲に至つたのである。

第三節 タイ佛印紛争

タイ國の自主運動は、タイ國を繞る國際關係にも拘らず、而も最初イギリスの巧妙極まる策動に端を發したるにも拘らず、全面的に本質的な性格を帯びて發展した。この傾向は世界の動亂に影響せられたと同時に、東亞の新秩序なる旗幟を掲げる日本の態度に尠なからざる影響を及ぼされた事は注目すべきである。

一、タイ佛及タイ英不可侵協定成立

六月十二日、タイ國は日タイ和親友好條約を調印したが、同日バンコックに於いて、タイ國と英佛間に夫々不可侵條約の締結をみた。

右不可侵條約の内容は英タイ、佛タイともに全く同一で、その骨子は左の如くである。

- 一、各締約國は相互に相手國領土を侵略せず。
 - 一、締約國の一方が第三國により攻撃せらるゝ場合は相手國は該第三國を援助せず。
 - 一、本條約は既存條約と何等牴觸するものに非ず。
 - 一、但し締約國の一方が第三國に對し侵略的行爲に出た場合は本條約は無効たるべし。
- 右に關し、イギリス外務次官バトラーは六月十二日下院において發表し、

「英タイ兩國間の不可侵條約は十二日午前兩國代表の署名を了したが、イギリス政府は右不可侵條約の成立を東南アジアの安定に一段と貢獻するものとして衷心より歓迎するものである、なほ、佛タイ兩國間にも同様の不可侵條約が成立、日タイ間には友好和親條約の締結をみた。」と語つた。

二、タイ佛印國境劃定問題

タイ國を繞る國際關係の處理に關してタイ國が自國保全の目的から六月十一日、フランスとの間に不可侵條約を締結し、國交は著しく改善されるに至つたが、フランスとしても歐洲に於ける自國の地位からその東亞植民地である佛印の地位を考慮し、タイと友好を保たん爲めにタイ佛印間に於て多年紛争の原因となつてゐる、メコン河附近の國境地帯の紛争問題解決に乗り出した。

六月二十八日これに關し、タイ國外務副大臣ナイ・デイレーク・チャカナム氏及び情報局長ナイ・ウイラート・オーサターノン氏は新聞記者會見を行ひ、次の如く發表した。

「タイ佛兩國政府は、メコンを中心とするタイ・佛印國境劃定の爲め、相互に國境劃定委員を任命する事に決しタイ國は既に右委員の人選を了へ、フランス委員の到着を待つて近く交渉を開始する運びとなるであらう。バンゴック王朝曆一一二年(今から四六年前)に締結せられたメコン國境に關する條約によればメコン國境に關する條約はメコンの最深部を中心として島嶼はフランス領、濱はタイ領と規定せられ居る爲め、國境線の屈曲甚しく、殊に河岸が浸蝕され行くに従ひ濱が島に變化し、その歸屬を疑はしむることとなる、斯る問題は、既にナコンパノム及びイーノカイ兩縣に於て發表を見、爾來、紛議を醸したので、今回確認を必要とするに至つたのである。」

タイ國政府は、七月十四日附を以て、同國駐在フランス公使を通じ、國土割讓に關し左の如き二ヶ條の要求を提出した事を發表した。即ち、

- 一、メコン河の最深部を以て國境とし豫て交渉前の河中の島四十餘を即日タイ領とすること。
- 二、タイ國北部隣接ルアン・プラバン一帯及び東部隣接のパクセの二地方をタイ國に割讓することを單位とする業務聯絡、通信確保、以て現情勢に應ずる緊密なる横の關係をも結ぶこと。

斯くして、兩國は夫々委員を任命し交渉に入ることとなつたのである。兩國委員は九月二十一日次の如く任命されたのである。

タイ國側

主席委員 首相兼外相

ルアン・ピアン少將

次席委員	外務副大臣	ナイ・ダレック・ジアイナム氏
委員	外相顧問	バハバイ・ドヤコーン殿下
同	國防顧問兼參謀次長	プラヤー・アプヤ・ソングラム大佐
同	内務次官	プラヤー・サントン・ピヒット氏
同	外務次官	ルアン・セツデイ・サヤムカー氏
同	議定長官	プラ・リエム・ピラチャパック氏

フランス側

首席委員	駐タイ公使	ルピツシエ氏
委員	印度支那政務局次長	マントヤニ氏
同	印度支那軍事部長	カツシエ氏
同	印度支那政務部長	ナドー氏
同	ラオス住民代表	一名
同	印度支那關稅局長	ルコントル氏

然るに、國境問題は、正式交渉に入らぬ中に、俄然兩國間に不隱の空氣漲り、佛印側では、國境への軍隊配備、防禦、砲撃陣地の構築、佛印領タイ人への壓迫等あり、且又、フランス機は八月下旬、タイ國境西南部上空に顯はれ越境偵察するなどあつて、タイ國民の血は沸き返り、これに對してタイ

國も國境警備隊の配置を行つた。更に、タイ國は八月末、第一回の豫備兵の動員召集し、バンコックに於ては十月八日に國立チュラロンコーン大學及び國立立法政大學學生の失地回復大行進が行はれ、民心の昂揚は火の如く上つた。

しかし、フランス政府の方では、過般七月タイ國がフランス政府に對して要求した失地回復問題に關し、遂に次の如く拒絶的回答を寄せ來り、現地及び國內狀勢の急迫と共に事態は緊迫して來た。

フランス政府の回答(十月十一日タイ國外務省發表)「フランス政府はメコン河國境調整に關するタイ國政府の申入れにつゞく聲明に應じ國境劃定委員會を設定、委員をバンコックに送ることを約した、しかし、フランス政府は右劃定委員會において同時に領土返還の問題をも審議する權限を委員會に附與せられたいとの提案に同意することは出来ない旨回答した、何故ならば、フランス政府は、原則的にタイ國の領土返還を承認し難いからである、さらにフランス政府の見解によればタイ國と佛印との現在の國境は最後のものであり、一九〇七年三月二十三日締結された條約により兩國は領土に關する條約は今後問題にしないことに意見の一致をみてゐる、それ故に、フランス政府は佛印の政治的現狀、安寧および主權を脅かすいかなる要求或は攻撃に對しても斷乎として防衛せんとするものである。」

これに對しタイ國は、あくまで平和的接渉によつて、この紛争を解決せんとし、何等か打開策を講じつゝあつたが、十月五日ピブン首相は、新聞記者團と會見左の如くのべた。

「タイ國政府は極力平和的手段を以て交渉を進める、武力に訴へる意志は毛頭ない、フランス政府も亦從來タイ

國とフランスとの平等並に友好關係を必ず記憶してゐる筈である、失地回復要求に對しヴィシー政府より正式に拒絶し來つたので、タイ國政府は再びフランス政府に對しタイ國の要求を再度考慮するやう要求せるにも拘らず未だ何等の回答に接しない、しかし、失地回復に對するタイ國の希望は必ず達成する、たゞ問題は時間の遅速如何である、故に、タイ國人民は冷靜なる態度を以て事態の推移を待つて貰ひたい。」

その後、タイ國政府は更に、フランスに對し重ねて失地回復を要求すると共に、劃定委員會の事業を繼續する意思を有し、タイ國外務當局は十月十九日外務當局談を以て「外務省は十月二十日から二十五日までの間に到着するフランス委員會の権限を確めるため目下協議中である」と發表した。

「タイ國政府は、あくまでこの要求を貫徹すべく、外交陣を強化し、十月二十四日午前十時から臨時閣議を開いて、ピブン首相以下全閣僚出席、四時間に亘り外交問題につき協議した後、首相に對し外交問題處理の全權を賦與、更に、十一月十三日に至つて、タイ國攝政委員會は首相に對し最高統帥權を委任し、緊迫せる對外關係に萬全の處置を講じた。

この間、遂に佛印では、安南兵がタイ國商人チャンターなるものを射殺した事件が勃發して、愈々緊迫状態に入り、十一月二十三日夜には佛印カンボチャ西部國境ワボワペ(バタンバン南西百キロ)前面のタイ軍は俄かに活潑な行動を起して國境線を突破してカンボチャ領内に進入、佛印軍と激戦を交ふるに至つた。

次いで十一月二十八日、佛印機のタイ領ナコンパノムの空爆によつて兩國間は戦闘状態に陥つた。

更に佛印側は、タイ佛印國境のヴィエン・チアヌ南方五十六軒メコン河中のバントン島を占領してメコン河各地に小競合がくりがへされ、十二月二日佛印當局はタイ國境線全部を閉鎖するに至つた。

これより先、十一月二十八日佛印機がタイ領を空爆するや、バンコック警視廳は總監の名を以て同日各秘密警察に對し、抑留中のもの及び國境地區内に居住するフランス籍人に對し二十四時間乃至四十八時間以内にタイ國より退去或は退去命令を出し、且つ、フランス人のタイ國內通過を禁止し、事實上、佛印との國境を閉鎖するに至つた。さらに國防省は同日附後備兵を召集するとともに續々動員を開始した。

三、タイ首相強硬態度表明

軍隊の動員に應じてタイ首相は救國公債發行その他緊急處置の爲め十二月二日特別議會を召集し、一千萬バーツの公債を議決した。首相は六日議會に於いて對外強硬態度を表明左の如く演説した。

「佛印軍隊は、最近タイ國主權を脅かす攻勢的態度に出てるが、これにより國軍の決意と政策は決して微動だにしない、タイ國民は如何なる外國の挑戦をも退ける防禦を常に備へてゐるから、佛印軍を惧れるものではな

フランスは暴力に訴へてタイ國の領土を強奪した、タイ國政府は兩國の平和と友情の裡に國境調整を實現せんことを要求してゐる、しかるにフランスは依然としてこの原則を了解してゐないのは甚だ遺憾である。フランスは最近ナコンパノムを爆撃しタイ國人民に九名の負傷者を出したのみならず、その他に攻撃を加へ來つたが、わが軍隊並に警備隊は何れもこれを撃退した、諸君は國民の士氣を振起せしめ、しかしてタイ國は何等重大なる危機に直面してゐないことを國民に告げたい。」

四、戦闘状態に陥る—兩國軍國境へ

こゝに於てタイ國軍は直ちに戦時編成を行ひ、東北部防衛司令官にルアン・プロム大佐を東部防衛司令官にルアン・カリアン大佐を任命、陸海軍は豫後備兵ともに大動員が行はれ、三色の國旗と「チヤイヨウ」(萬歳)の鯨波に送られて國境へ、國境へと進軍が始つた。戦時に於ける治安維持の爲めにルアン・アルンディ警察少將が警備隊總指揮官として派遣され、政府は非常時議會を召集して、國防報國公債一千萬バーツを發行、戦時人民救済委員會が設立され、フランス人退去命令が発令され、爆発物その他の使用禁止令、重要物産輸出統制令、機密保護法が矢繼早に出されて、政府の戦時措置は速かに實行に移されて行つた。

又、前首相にして全タイ國檢閲使たるピヤー・パネン・ポンパニハ・セーナー陸軍少將は十一月十

九日附を以て軍事最高顧問に任命せられ、國防省副大臣ルアン・プロムヨーテイ大佐は同日附を以つてタイ國軍最高司令官に、タイ國最高司令官ルアン・ピブン・ソククラム少將は副司令官に任命された。斯くて兩軍の戦闘は、一進一退のうちに年を越したのである。

五、外交交渉猶續く

兩國間の國境紛争のうち、も猶外交交渉を斷念せず、タイ國政府は十二月十四日、タイ・佛印國境紛争解決のため佛印との間に國境劃定委員會を開催する意思ある旨を表し、次の如くコミュニケを發表した。この委員會は、十月初旬開催豫定であつたのが、情勢の變化の爲め延期されてゐたものである。

タイ國政府コミュニケ 「タイ國政府はタイ國と佛印間の紛争を平和的に解決する爲め、佛印政府と商議を行ふことを喜びとするものである。しかして、この目的のためにタイ國政府は佛印に對し、さきにレピシエ駐タイ・フランス公使がタイ國に通告し來れる代表委員をバンコックに送ることを要請する。タイ國は他の國の平和を攪亂する意志はないが、佛印によつてなされた不正義が完全に拂拭されるまで、この不正義を除去することを欲するものである。」

一方これに對し、フランス側の態度は飽くまで強硬であつて、十二月十六日フランス植民省は、フランスがタイ國領を爆撃して報復手段をとるに至つた理由を發表するとともに、フランスは飽く迄フ